

婦人労働調査資料第51号

パートタイム雇用の実情

—実態調査報告—

1965年5月

1966年2月

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、毎年婦人労働の実態調査をおこない、その結果をとりまとめて婦人労働行政の基礎資料としてきたが、今回はパートタイム雇用調査を実施した。

最近、数年来の雇用情勢は、経済の高度成長を反映し、新規学卒者を中心とした労働力不足がひき続き、とくに中小企業においては労働力確保の困難性が著しくなってきた。このような情勢に対応して企業側のパートタイム雇用に対する関心は高まり、主として労働力不足を補なう雇用形態としてパートタイム雇用を採用しはじめた。一方、家庭の主婦等も、職業経験の有無にかかわらず、家計補助を目的とした就業を希望する傾向が高まり、中高年令層でも就業可能なパートタイマーとして労働市場に出て、生産活動に参加し始めている。

今回の調査は、パートタイム雇用状況および、パートタイマーの労働条件の実態をは握したものとして今後の婦人労働行政の基礎資料とするとともに、この問題について関心をもたれる方々の参考に供したい。

なお、調査にあたり、御協力いただいた労使各位に、あつく感謝の意を表する。

1967年1月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

第Ⅰ部 パートタイム雇用の実情—事業所調査—

I 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の範囲	1
3. 調査事項	1
4. 調査の時期	2
5. 調査方法および調査機関	2
6. 主要事項の定義	2
II 調査結果の概要	4
III 調査結果	6
1. パートタイム雇用状況	6
(1) パートタイム雇用事業所	6
イ 産業別雇用状況	6
ロ 規模別雇用状況	6
ハ 地域別雇用状況	7
ニ パートタイム雇用に対する依存状況	8
(2) パートタイム雇用事業所における産業別規模別分布状況	8
イ 事業所の産業別、規模別分布	8
ロ パートタイムの産業別、規模別分布	9
2. 一般労働者に対するパートタイム比率	9
3. 女子パートタイムの月別推移	11
4. 女子パートタイムの職業	12
5. 女子パートタイムの労働日、労働時間	14
(1) 労働日の型	14
(2) 労働時間	15
(3) 始業時刻、終業時刻	16
6. 女子パートタイムの雇用事業所の労働条件	18
(1) 労働時間	18
(2) 賃 金	21
イ 賃金形態	21
ロ 時 間 給	22
ハ 日 給	24

ニ、月 給	25
ホ、週 給	27
(4) 身 分	27
(5) 社会保険	30
7. 女子パートタイムの採用経路	32
8. 女子パートタイムを雇用する理由および、採用時期	34
(1) 雇用する理由	34
(2) 採用時期	35
9. 女子パートタイム雇用の見通し	36
(1) 増減予定	36
(2) 増減予定の職種	38
(3) 増減予定の理由	39
10. パートタイムを雇用していない事業所におけるパートタイム雇用の見通し	41
11. パートタイム雇用事業所の意見、要望	43

付 表

付表1 産業別・規模別・パートタイムを雇用している事業所の割合	47
付表2 産業別・パートタイム雇用事業所およびパートタイム構成比	48
付表3 産業別・規模別・男女別・一般労働者に対するパートタイム比率	49
付表4 産業別・規模別・女子一般労働者に対する女子パートタイム比率	50
付表5～11 始業時刻・終業時刻別・職業別・女子パートタイム構成比	51～57

第Ⅱ部 製造業における女子パートタイムの実情 —個人調査—

I 調査の概要	61
1. 調査の目的	61
2. 調査の範囲	61
3. 調査事項	61
4. 調査対象期日	61
5. 調査実施期間	61
6. 調査機関	61
7. 調査方法	61
II 調査結果の概要	62
III 調査結果	63
1. 女子パートタイムの一般的な性格	63
(1) 年齢別構成	63
(2) 配偶関係	65
(3) 学 歴	65

(4) 15才未満の子供の有無	65
(5) 兼業の有無	66
2. 女子パートタイマーの労働条件	66
(1) 雇用形態と勤続期間	66
(2) 賃 金	66
イ. 賃金形態	67
ロ. 時間当り賃金	67
ハ. 月 収	69
ニ. 賞 与	69
ホ. 交 通 費	70
(3) 労働時間等	71
イ. 始業・終業時刻	71
ロ. 労働日の型	72
ハ. 労働時間	73
(4) 災害状況	74
(5) 社会保険加入状況	75
イ. 失業保険、日雇失業保険	75
ロ. 健康保険、日雇健康保険	75
ハ. 厚生年金保険	76
(6) 健康診断の有無および診療施設の利用状況	77
3. 女子パートタイマーの職業生活	79
(1) 就業の理由	79
(2) 勤続の意志	80
(3) 職業経験	80
(4) 希望賃金	83
イ. 時間当り賃金	83
ロ. 月 収	85
(5) 希望労働日数	86
(6) 希望労働時間	86
(7) フルタイム勤務の希望	86
(8) 職業訓練の希望	87
4. 女子パートタイマーの家庭生活	88
(1) 家計の支持者	88
(2) 主な家事担当者	99
(3) 子どもの保育状況	90
5. 職業と家庭生活についての意見	90

第 I 部

パートタイム雇用の実情

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、パートタイマーを雇用する事業所の分布状況、女子パートタイマーの分布状況および労働条件等をは握し、女子労働力の有効活用に関する対策の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査の範囲

(1) 地的

全国について調査した。

(2) 産業

次の産業について調査した。

- イ 建設業
- ロ 製造業
- ハ 卸売業・小売業
- ニ 金融・保険業
- ホ 不動産業
- ヘ 運輸通信業
- ト 電気・ガス・水道業
- チ サービス業

(3) 事業所

昭和35年事業所統計調査の調査事業所（ただし、サービス業については昭和38年事業所統計調査の調査事業所）を抽出の枠として、(2)に掲げた産業に属し、10人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから一定の方法によって抽出された約10,000事業所について調査した。抽出率および調査事業所数は次の表のとおりである。

3. 調査事項

主な調査事項は次のとおりである。

(1) 一般的な事項

- イ 常用労働者数
- ロ 常用労働者の所定労働時間

(2) パートタイム雇用に関する事項

- イ パートタイム雇用の有無
- ロ 男女別パートタイマー数
- ハ パートタイム雇用に対する依存状況

(3) 女子パートタイマーに関する事項

- イ 女子パートタイマーの職業

事業所抽出率一覧表

産 業 別	事 業 所 規 模				
	1000人 以上	500～ 999人	100～ 499人	30～ 99人	10～ 29人
建 設 業	1	1	1/3	1/10	1/30
製 造 業	2/3	1/3	1/10	1/30	1/370
卸 売 業・小 売 業	1	1	1/3	1/30	1/120
金 融・保 険 業	1	1	1/3	1/10	1/20
不 動 産 業	1	1	1/3	1/30	1/60
運 輸 通 信 業	1	2/3	1/3	1/30	1/30
電 気・ガ ス・水 道 業	1	1	2/3	1/3	1/4
対 個 人 サ ー ビ ス 業	1	1	1/30	1/150	1/300
対 個 人 サ ー ビ ス 業	1	1	1/10	1/10	1/10

調査事業所数一覧表

産 業 別	事 業 所 規 模				
	計	500人 以 上	100～ 499人	30～ 99人	10～ 29人
計	7,570	1,586	2,367	2,145	1,471
建 設 業	983	78	330	356	219
製 造 業	1,712	810	487	263	152
卸売業・小売業	998	146	395	260	197
金 融・保 険 業	1,160	122	268	492	278
不 動 産 業	22	3	14	2	3
運 輸 通 信 業	1,342	268	474	360	240
電気・ガス・水道業	956	43	313	288	312
サ ー ビ ス 業	397	116	86	125	70

(注) ここで調査事業所数というのは集計対象となった事業所数である。

(4) パートタイム雇用の見通し

イ. パートタイマーを雇用していない事業所のパートタイム雇用見通し

ロ. 女子パートタイマー雇用事業所の女子パートタイム雇用見通し

4. 調査の時期

調査の実施時期は昭和40年5月である。調査の対象期日は昭和40年5月10日であるが過去1年間の月別女子パートタイマー数については昭和39年5月から昭和40年4月まで、また、女子パートタイマーを使用した主な職種については昭和39年5月10日から昭和40年5月9日までについて調査した。

5. 調査方法および調査機関

婦人少年室を経由して、各事業所に調査票を郵送し通信調査の方法により調査票を作成、回収した。集計は労働省婦人少年局において行なった。

6. 主要事項の定義

(1) パートタイマー

この調査で対象としたパートタイマーとは身分、呼称等に関係なく、1日、1週あるいは1か月の所定労働時間が当該事業所の一般労働者より短い労働者、すなわち、

イ. 毎日就労する者については1日の労働時間が一般労働者より短い者

ロ. 1週または1か月の間に反復して特定日に就労する者については、1日の労働時間の長短を問わず1週間または1か月の所定労働時間が一般労働者より短い者である。

(2) 常用労働者

次のいずれかに該当する者とする。

イ. 期間をきめず、または1か月をこえる期間をきめて雇われている者。

ロ. 日々または1か月以内の期限を限って雇われていた者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われたか、または過去6か月間に通算して60日以上雇われた者。

(3) 女子パートタイマーの身分における常用、臨時、日雇の別

ロ. 過去1年間の月別女子パートタイマー数

ハ. 女子パートタイマーの労働日、始業・終業時刻、所定労働時間

ニ. 女子パートタイマーの賃金額

ホ. 女子パートタイマーの身分

ヘ. 女子パートタイマーの社会保険加入状況

ト. 女子パートタイマーの採用時の年齢条件

チ. 女子パートタイマーの雇用理由

リ. 女子パートタイマーの採用時期

イ 常 用

常用労働者の定義による。

ロ 臨 時

1か月以上1年未満の雇用期間を定めて雇われている者。

ハ 日 雇

日々改めて雇われている者、および1か月未満の期間を定めて雇われている者。

Ⅱ 調査結果の概要

1 パートタイマーを雇用している事業所は全事業所（常用労働者10人以上規模）の約1割で、このうちの大部分は女子パートタイマーを雇用している。規模別にみると、おおきい規模ほど雇用する事業所の割合は高く500人以上では25%、10～29人では8%となっている。産業別にみて、パートタイマーを雇用している事業所の割合が高いのは卸売業、小売業（15%）、サービス業（14%）、製造業（10%）などである。

2 パートタイマーを採用しはじめた時期は半数以上の事業所が昭和38年以後となっているが、30年以前から採用の事業所も9%ある。

3 パートタイマー雇用事業所の53%は「平常時の労働力の一部」としてパートタイマーを雇用している。

4 パートタイマー雇用事業における女子一般労働者に対する女子パートタイマーの割合は、産業別に大きな差がみられるが全体では一般労働者100に対し、パートタイマーは16の割合となっている。

5 女子パートタイマーの配置されている職業をみると、大部分はサービス職業、（36%）、技能生産工程作業（25%）、単純労働（21%）でしめられている。

6 女子パートタイマーのうち、1日の所定労働時間5時間以上のものが62%をしめており、5時間未満のものは27%となっている。各時間ごとにみると、6時間～7時間未満のものが33%でもっとも多い割合をしめている。また、職業別にみると、専門的技術的管理的職業や、サービス職業従事者に比較的長時間のものが多く、単純労働、販売従事者には短時間のものが多い。

7 事業所が女子パートタイマーの所定労働時間をどのようにきめているかをみると、短いものでは2時間未満から、長いものでは8時間以上までさまざまである。また1事業所で2種類以上の労働時間を設けているところもあるが、時間ごとにみて高い割合をしめているのは4時間～5時間未満（30%）、5時間～6時間未満（25%）、6時間～7時間未満（27%）7時間～8時間未満（26%）などである。

8 女子パートタイマーの賃金については、1事業所で何種類かの形態（時間給、日給など）、或いは賃金額をきめているところがあると予測されたので、事業所ごとに、女子パートタイマー数の多い職種3職種までについて、それぞれの賃金形態および賃金額別に記入を求め、その分布状況をみた。

賃金形態としては、時間給が多く、57%、週給はごく少なく4%となっている。

賃金額を時間給についてみると、50円未満から200円以上まで広範囲にわたっているが、60円台～80円台が多く56%をしめている。また100円以上は21%である。産業別には建設業、金融業保険業に100円以上のしめる割合が高く、他の産業では100円未満のしめる割合が高い。

職業別にみると、専門的技術的管理的職業は高く150円以上が70%をしめているが、技能生産工程作業、および単純労働は低く、ともに80円未満が半数以上をしめている。

9 採用時の年齢条件では「年齢不問」としている事業所が42%、「年齢制限あり」の事業所は58%である。しかし年齢制限をしている事業所のうち、30才までとしているのは1割弱であるところから、パートタイマーの採用には中高年齢層が期待されていることがうかがえる。

10 パートタイマー雇用事業所におけるパートタイム雇用の見とおしについては、「現状維持」、或いは、「ふやす予定」の事業所が7割をしめており、事業所規模別には小規模ほどその割合が高い。

11 パートタイマーを雇用していない事業所（全事業所の89%）のうち、85%は「雇用の予定なし」としており、「検討中」10%、「雇用予定あり」は4%である。

規模別 雇用有無別	事業所規模				
	計	10～29人	30～99人	100～499人	500人以上
事業所計	100.0 (100.0)	100.0 (58.7)	100.0 (31.9)	100.0 (8.3)	100.0 (1.1)
パートタイマーあり	10.8	8.2	13.0	19.1	25.3
パートタイマーなし	89.2	91.8	87.0	80.9	74.7

Ⅲ 調査結果

1. パートタイム雇用状況

(1) パートタイマー雇用事業所

調査産業計みると、パートタイマーを雇用している事業所は、全事業所の11%、女子パートタイマーを雇用している事業所は全事業所の10%であり、パートタイマーを雇用している事業所の大部分(93%)は女子パートタイマーを雇用している。

イ 産業別雇用状況

各産業におけるパートタイマー雇用事業所の割合は表1のとおりで、卸売業・小売業が最も高く15%ついでサービス業が14%、製造業が10%となっている。女子パートタイマーを雇用する事業所の割合も以上のパートタイマー雇用事業所と殆んど変わらず、卸売業・小売業14%、サービス業12%、製造業10%などの順となっている。産業中分類でみると、女子パートタイマーを雇用する事業所の割合が高いのは卸売業・小売業のうち、小売業23%、飲食店20%、サービス業のうち娯楽38%、旅館、貸間23%、医療保健16%、対個人サービス15%、映画13%、教育11%、製造業のうち電気機器²6%、ゴム製品22%、衣服その他17%、化学16%、食料品11%、繊維11%等の産業となっている。

パートタイマーを雇用している事業所のうち男子パートタイマーのみを雇用している事業所はわずかに0.7%であるが、その割合が比較的高い産業は不動産業、運輸通信業、卸売業・小売業のうち飲食店、サービス業のうち対事業所サービスおよび医療保健業などである。(付表1参照)

ロ 規模別雇用状況

事業所規模別にみるとパートタイマーを雇用している事業所の割合は事業所規模の大きいほど高く10~29人の事業所では8%がパートタイマーを雇用しているのに対して、30~99人では13%、100~499人では19%、500人以上では25%がパートタイマーを雇用している。この傾向は、産業大分類別にみると、殆どどの産業についてみとめられ、また、女子パートタイマーを雇用する事業所についても同様の傾向がみとめられる。ただし、これはパートタイマーを1人でも雇用している事業所の比率であり、パートタイマー雇用に対する依存度については、8頁でふれるとおりである。(表2および付表1参照)

表1 産業別パートタイマーを雇用する事業所の割合 (%)

産業別	事業所総数	パートタイマー雇用事業所	女子パートタイマー雇用事業所
計	100.0	10.8	(10.1)
建設業	100.0	2.2	(1.9)
製造業	100.0	10.8	(10.2)
卸売業・小売業	100.0	14.6	(13.7)
金融・保険業	100.0	6.3	(5.9)
不動産業	100.0	2.8	(1.8)
運輸通信業	100.0	8.9	(6.9)
電気・ガス・水道業	100.0	3.5	(3.5)
サービス業	100.0	13.6	(12.3)

表2 産業別・規模別パートタイマーを雇用する事業所の割合

各規模ごとの事業所計=100 (%)

産業別	規模別	500人以上	100~499人	30~99人	10~29人
計		25.3(24.4)	19.1(18.1)	13.0(11.6)	8.2(7.8)
建設業		11.5(11.5)	6.1(6.1)	2.8(2.8)	1.0(0.5)
製造業		25.8(25.4)	19.3(18.9)	14.1(14.1)	5.9(5.9)
卸売業・小売業		38.4(37.0)	27.6(27.3)	13.5(12.7)	14.2(13.2)
金融・保険業		13.9(13.9)	9.0(8.2)	7.3(6.9)	5.0(4.7)
不動産業		66.7(66.7)	14.3(7.1)	-(-)	-(-)
運輸通信業		14.1(11.0)	9.9(8.0)	11.1(8.6)	6.7(5.0)
電気・ガス・水道業		9.3(9.3)	5.0(5.0)	3.8(3.8)	2.6(2.6)
サービス業		60.3(58.6)	38.3(35.9)	17.6(13.7)	9.6(9.6)

注 1) () 内は女子パートタイマーを雇用している事業所の割合

2) * 印はサンプルがきわめて少ない

ハ 地域別雇用状況

調査事業所の所在地を、大都市(東京都・大阪・横浜・名古屋・神戸・北九州・京都市の7都市)中都市(40年5月10日現在の人口が50万人以上の都市)、小都市(40年5月10日現在の人口が50万人未満の都市)、および郡部の四地域にわけて、パートタイム雇用事業所の分布状況をみると、産業計では、パートタイマーを雇用する事業所の割合は、大都市15%、中都市19%、小都市9%、郡部9%で、大都市および中都市においてパートタイマーを雇用する事業所の割合が高い。しかし、産業別にみると、かなりの相違がみられるので、女子パートタイマーを雇用する事業所の割合が高い卸売業・小売業、サービス業および製造業についてみることにする。

卸売業・小売業の場合は調査事業所の大部分が大都市、中都市、小都市に所在しており郡部はごく少ないが、大都市および小都市において雇用事業所の割合がやや高くなっている。サービス業の場合は、これも大都市、中都市にその割合が高く、製造業においても同じく、大都市、中都市が比較的高くなっている。(表3)

表3 産業別地域別パートタイマーを雇用する事業所の割合

地域別事業所計=100 (%)

産業別	地域別	大都市	中都市	小都市	郡部
計		14.9(13.7)	19.2(20.0)	8.6(8.0)	9.2(8.7)
建設業		1.8(1.7)	3.9(4.0)	2.6(2.1)	0.8(0.8)
製造業		15.6(15.8)	16.6(16.6)	7.2(3.2)	9.6(9.6)
卸売業・小売業		14.0(12.5)	3.9(0.4)	15.8(15.1)	*21.3(21.3)
金融・保険業		6.1(5.6)	43.0(40.8)	3.4(3.1)	9.7(9.7)
不動産業		3.3(2.1)	-(-)	-(-)	-(-)
運輸通信業		9.9(7.2)	8.6(7.6)	6.4(4.9)	12.7(10.2)
電気・ガス・水道業		1.5(1.5)	2.0(2.0)	4.1(4.9)	3.4(3.4)
サービス業		22.9(20.1)	45.3(45.3)	10.0(8.6)	8.1(7.9)

注 1) () 内は女子パートタイマーを雇用している事業所の割合である

2) * 印はサンプルがきわめて少ない

ニ パートタイム雇用に対する依存状況

パートタイム雇用事業所のうち、パートタイマーを「平常時の労働力の一部」として雇用している事業所は過半数（53%）をしめ、ついで、「平常時と一時的に必要なときの場合」としている事業所が30%をしめている。このことから、パートタイマーに対する平常時の労働力としての依存度が高いことが推測される。「一時的に必要なときのみ」としている事業所は14%にすぎない。

表4 産業別・規模別・パートタイマーの雇用状況別

産業別	雇用状況別	事業所規模計					500人以上				
		計	平常時労働力の一部				計	平常時労働力の一部			
			平常時労働力の一部	一時的に必要なときのみ	平常時と一時的に必要なとき	不明		平常時労働力の一部	一時的に必要なときのみ	平常時と一時的に必要なとき	不明
計		100.0	53.0	14.4	29.8	2.8	100.0	44.1	25.0	29.5	1.4
建設業		100.0	38.0	15.8	45.2	-	100.0	44.5	22.2	33.3	-
製造業		100.0	48.7	11.8	38.6	2.9	100.0	43.5	27.0	27.3	2.2
卸売業・小売業		100.0	60.5	7.4	29.5	2.6	100.0	37.5	14.3	48.2	-
金融・保険業		100.0	72.8	23.4	3.6	-	100.0	41.2	41.2	17.6	-
不動産業		100.0	50.0	12.5	37.5	-	100.0	50.0	50.0	-	-
運輸通信業		100.0	37.8	34.0	23.5	4.7	100.0	50.0	30.4	19.6	-
電気・ガス・水道業		100.0	55.7	35.4	8.9	-	100.0	100.0	-	-	-
サービス業		100.0	55.2	15.5	26.6	2.7	100.0	45.7	17.1	37.2	-

産業別にみると「平常時の労働力の一部」としている事業所の割合がとくに高いのは金融保険業で73%にのぼっているが、女子パートタイマーを配置している主な職業として事業所が示したものの中で多いのは、単純労働、サービス職業、事務従事者などとなっている（表23参照）。ついで卸売業・小売業の60%で、建設業、運輸通信業をのぞく他の産業ではほぼ過半数が「平常時の労働力」の一部としてパートタイム雇用依存している。

事業所規模別にみると、小規模事業所のほうが依存度は高く、10～29人、30～99人とも「平常時の労働力の一部」としている事業所が56%をしめている。「平常時と一時的に必要なときの場合」としているものを加えると10～29人では、95%と殆どの事業所が含まれる。また「一時的に必要なときのみ」としている事業所の割合が高いのは、規模の大きな事業所に多く、500人以上、100～499人ともに25%をしめている（表4）。

(2) パートタイマー雇用事業所における産業別規模別分布

パートタイマーを雇用している事業所は、前述のとおり、全事業所の約1割である。これらの事業所および、パートタイマーの分布を産業別、規模別にみると次のとおりである。

イ. 事業所の産業別、規模別分布

パートタイマーを雇用している事業所数を産業別にみると、もっとも高い割合をしめているのは製造業で34.3%、ついでサービス業の30.5%、卸売業、小売業の21.8%で、これらの産業でパートタイマー雇用事業所の約9割をしめている。産業中分類別にみると製造業の中で比較的高い割合をしめているのは電気機械器具製造業（5.6%）、繊維工業（5.1%）、食料品製造業（4.0%）など従来から女子労働力に依存する度合の高い産業があげられる。またサービス業の中では、教育（15.2%）が高く、

ついで医療保健業（5.1%）、卸売業・小売業では小売業（10.2%）が高い。また、女子パートタイマーを雇用している事業所は前述のとおり93%をしめているが、産業別分布に大きな変化はなく、製造業、サービス業、卸売業・小売業が約9割をしめている。

規模別にみると、小規模事業所のしめる割合が高く、パートタイマー雇用事業所の約半数（45%）が10～29人の事業所、30～99人の38%とあわせると100人未満の事業所が8割以上をしめており、500パートタイマーを雇用している事業所構成比

(%)

100人～499人					30人～99人					10人～29人				
計	平常時 労働力 の一部	一時的 に必要な ときのみ	平常時 と一時的 に必要な とき	不明	計	平常時 労働力 の一部	一時的 に必要な ときのみ	平常時 と一時的 に必要な とき	不明	計	平常時 労働力 の一部	一時的 に必要な ときのみ	平常時 と一時的 に必要な とき	不明
100.0	39.2	25.4	33.1	2.4	100.0	55.8	21.4	18.0	4.8	100.0	55.6	4.2	38.9	1.2
100.0	70.4	25.9	3.7	-	100.0	40.0	20.0	40.0	-	100.0	-	-	100.0	-
100.0	38.3	24.5	35.1	2.1	100.0	56.8	13.5	24.3	5.4	100.0	44.4	-	55.6	-
100.0	55.0	13.8	29.4	1.8	100.0	62.9	17.1	20.0	-	100.0	60.7	3.6	32.1	3.6
100.0	54.2	16.7	25.0	4.1	100.0	77.8	19.4	2.8	-	100.0	71.4	28.6	0.0	-
100.0	50.0	-	50.0	-	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	0.0	-
100.0	31.9	42.6	23.4	2.1	100.0	30.0	32.5	27.5	10.0	100.0	50.0	31.3	18.7	-
100.0	57.1	38.1	4.8	-	100.0	72.7	18.2	9.1	-	100.0	37.5	50.0	12.5	-
100.0	34.7	24.2	37.9	3.2	100.0	57.3	29.7	7.4	5.6	100.0	60.0	-	40.0	-

人以上は3%にみえない。

ロ. パートタイマーの産業別、規模別分布

パートタイマーの産業別分布をみると、もっとも多いのはサービス業の43.7%、ついで製造業の29.2%、卸売業、小売業の19.9%で、これらの産業にパートタイマーのほとんど（92.8%）が集中している。このうち、パートタイマー全体の約8割（78.8%）をしめる女子パートタイマーの分布をみると、サービス業がもっとも多く45.0%ついで製造業35.2%、卸売業、小売業13.9%などである。産業中分類別にみると、サービス業の中では娯楽がめだって多く28%、ついで教育の5%、製造業の中では、食料品80%、電気機器7%、卸売業・小売業の中では小売業9%など、従来から女子労働者の多い職場に、女子パートタイマーの割合も高くなっている。

規模別分布をみると、30～99人がもっとも多く39.0%、ついで10～29人の31.9%となっている。女子パートタイマーのみでみると、同じく30～99人に多く42.4%となっており、10～29人とあわせると100人未満の事業所に女子パートタイマーの約7割（69.6%）が集中している。男子の場合は小規模事業所ほど高く、10～29人に約半数（49.2%）が集中している。（表5）

2. 一般労働者に対するパートタイマー比率

パートタイマー雇用事業所における一般労働者とパートタイマーの比率をみると、一般労働者100に対しパートタイマーの女子は15.9、男子は2.5で、パートタイマー比率は女子のほうが高い。産業別にみると、女子では建設業がもっとも高く、42.8となっており、一般労働者2者に対しパートタイマー1の割合となっている。ついで電気、ガス、水道業の37.4、サービス業の29.2がめだっている。製

表5 パートタイマー雇用事業所の産業別・規模別
事業所数およびパートタイマー構成比

産業別・規模別	事業所計	パートタイマー		
		計	女	男
計	100.0	100.0	100.0	100.0
産業別				
建設業	1.3	1.6	1.0	4.0
製造業	34.3	29.2	35.2	6.7
卸売・小売業	21.8	19.9	13.9	42.1
金融・保険業	3.2	0.9	1.1	0.4
不動産業	0.0	0.3	0.1	1.0
運輸・通信業	8.5	4.0	3.3	6.9
電気・ガス・水道業	0.4	0.4	0.4	0.3
サービス業	30.5	43.7	45.0	38.6
規模別				
計	100.0	100.0	100.0	100.0
500人以上	2.5	8.8	9.2	7.6
100～499人	14.6	20.3	21.2	17.2
30～99人	38.3	39.0	42.4	26.0
29～10人	44.6	31.9	27.2	49.2

男子パートタイマー比率を大きく上まわっているが、卸売業・小売業ではその割合が接近しており、女子14.9に対し男子12.2となっている。とくに小売業では男子が23.0で女子の14.4を大幅に上まわっているのがめだっている。サービス業では娯楽業が、女子一般労働者を上まわるパートタイマーを雇用しており、その比率は一般労働者100に対し女子パートタイマー258で、パートタイマーが一般労働者の2.5倍という高い割合を示している。したがって娯楽業では、通常の労働力の主力が女子パート

表6 産業別・規模別男女別一般労働者に対するパートタイマー比率

(パートタイマー雇用事業所)

一般労働者=100

産業別	規模別		計		500人以上		100～499人		30～99人		10～29人	
	男女別											
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	15.9	2.5	4.3	0.4	9.2	1.5	34.9	3.4	45.2	18.6		
建設業	42.8	5.5	2.5	0.0	36.3	3.5	96.3	6.7	83.3	53.7		
製造業	11.1	0.3	4.1	0.0	10.0	0.3	23.9	0.3	30.0	5.5		
卸売業・小売業	14.9	12.2	3.2	0.6	8.8	4.9	16.4	4.3	37.0	42.4		
金融・保険業	4.3	0.3	0.8	0.1	4.0	0.3	8.1	1.2	45.3	1.0		
不動産業	8.0	19.1	11.2	18.7	4.2	20.9	-	-	-	-		
運輸・通信業	10.2	1.6	2.3	1.3	8.3	1.0	14.7	2.7	85.1	2.3		
電気・ガス・水道業	37.4	1.1	42.6	0.9	15.3	0.2	41.1	3.3	*316.7	4.1		
サービス業	29.2	6.1	9.0	3.2	8.4	5.4	71.7	7.4	65.2	8.9		

注 ここでいう一般労働者とは、パートタイマー雇用事業所における常用労働者のうち、パートタイマーを除いたもので、臨時、日雇労働者は含まれていない。

* 印はサンプルが少ない。

造業は比較的低く11.1、卸売業・小売業14.9である。男子でパートタイマー比率が高いのは、不動産業の19.1、卸売業・小売業の12.2である。

産業中分類別にみると、製造業で女子パートタイマー比率の高い産業は、木材木製品製造業の55.2、パルプ、紙、紙加工品製造業の28.1、食料品製造業の21.2などで労働者中にしめる割合が相当高いことがうかがえる。雇用者中に女子労働者のしめる比率が高い産業についてみると、衣服その他の繊維製品製造業は17.5、電気機械器具製造業8.4、繊維工業4.5となっている。卸売業・小売業では飲食店がもっとも高く、女子一般労働者100に対し女子パートタイマーは17.4、卸売業、小売業はそれぞれ14.6、14.4で三産業とも同じような割合である。ここで特徴的なのは、他の産業では殆ど、女子パートタイマー比率が

タイマーでしめられていもことになる。

事業所規模別にみると、小さい規模ほど男女ともパートタイマー比率は高くなり、女子は500人以上で4.3に対し、10～29人では45.2という大きな違いがみられる。この傾向はいずれの産業にもみられ、とくに10～29人ではその割合が急激に高くなっている。(表6)

つぎに、全事業所の女子一般労働者に対する女子パートタイマー比率をみると、女子一般労働者100に対し、女子パートタイマーは3.4となっており、産業別にあまり大きな差はみられない。パートタイマー比率がやや高いのはサービス業で7.2となっている。産業

中分類別にみると、製造業で比較的高い割合をしめているのは、食料品製造業の5.1、ゴム製品製造業の4.9、家具装備品製造業4.1、電気機械器具製造業の4.0、など、女子労働者の多い産業にみられる。卸売業・小売業では、飲食店、小売業がそれぞれ5.4、5.5をしめており、これも他の産業にくらべて高くなっているサービス業では、娯楽業が77.3ときわめて高い割合を示しているが、旅館、貸間業対個人サービス業、対事業所サービス業も比較的高い。規模別の傾向は、パートタイマー雇用事業所のそれと同様で、規模が小さいほど、パートタイマー比率は高い。(表7)

3. 女子パートタイマー数の月別推移

昭和39年5月から40年4月までの女子パートタイマー数の月別推移をみると、増加の傾向をたどっており、39年5月を100として、40年4月には132.5を示している。この間、やや大きな変動をみせているのは、繁忙期の12月で、11月の118.5から126.9に上昇し、1月では11月とほぼ同様の118.2にもどっている、また2月から3月にかけてもやや増加している。

産業別にみると、各産業とも増増傾向を示しているが、もっとも高いのは製造業で40年4月は149となり、なかでも繊維工業は急激にふえ268と1年間で3倍近い増加となっている。食料品製造業は167、電気機器製造業は155を示している。その他、サービス業(142)、金融保険業(119)なども増加しているが、1年前より減少している産業として、卸売業・小売業(97)、不動産業(90)があげられる。とくに女子パートタイマーのしめる割合が比較的高い卸売業・小売業で、小売業が、1年前より1割以上減少しているのがめだっている。

規模別にみると各規模とも増加しているが100～499人がもっとも多く、40年4月で、157となっている。(表8図1)

表7 産業別・規模別女子一般労働者に対する女子パートタイマー比率(全事業所)

女子一般労働者=100(%)

産業別	規模別	計	500人以上	100～499人	30～99人	10～29人
計		3.4	1.4	2.5	4.9	4.5
建設業		1.3	0.2	1.7	1.6	0.7
製造業		2.4	1.3	2.4	3.7	2.5
卸売業・小売業		3.7	1.3	3.2	3.0	6.0
金融・保険業		0.5	0.2	0.3	0.4	1.7
不動産業		1.6	9.5	0.9	-	-
運輸・通信業		1.8	0.7	1.2	1.9	8.4
電気・ガス・水道業		3.0	4.9	1.1	1.5	5.8
サービス業		7.2	6.3	3.9	10.6	6.2

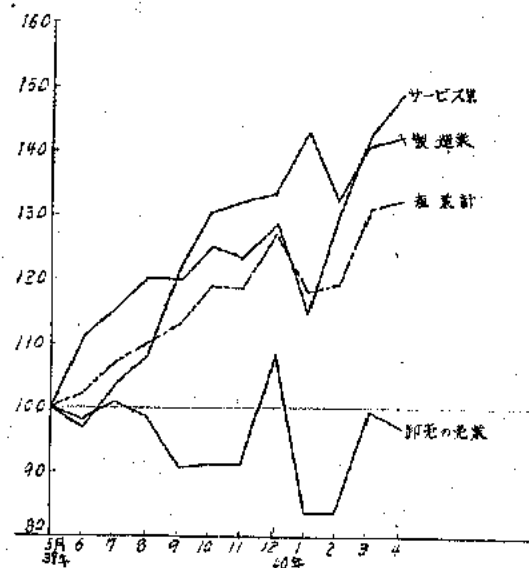
注 ここでいう一般労働者とは、常用労働者のうちパートタイマーを除いたもので、臨時、日雇労働者は含まれていない。

表8 産業別、規模別女子パートタイマー数月別推移

39年5月=100

	39年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	40年 1月	2月	3月	4月
計	100.0	102.3	107.3	110.0	112.9	118.9	118.5	126.9	118.2	119.2	131.1	132.5
産業別												
建設業	100.0	109.6	109.6	105.0	114.4	123.9	118.6	124.7	115.8	131.5	140.2	128.9
製造業	100.0	114.8	114.8	119.8	119.1	125.5	123.2	123.7	114.1	129.3	142.7	149.4
卸売業・小売業	100.0	98.1	101.0	98.5	90.7	91.0	91.0	108.8	83.8	83.8	99.5	96.9
金融保険業	100.0	110.1	110.5	100.5	100.9	108.2	106.9	118.2	107.7	114.5	125.8	119.2
不動産業	100.0	81.5	82.8	79.6	85.7	90.1	96.3	98.7	100.1	84.8	86.7	89.6
運輸通信業	100.0	106.1	115.3	116.2	102.5	110.8	107.3	154.1	106.4	105.4	113.1	103.8
電気・ガス・水道業	100.0	101.9	103.3	104.8	106.5	105.9	106.7	110.7	106.6	107.3	116.6	112.2
サービス業	100.0	96.9	103.6	108.0	121.9	130.6	131.8	133.4	143.1	132.2	141.2	142.1
規模別												
500人以上	100.0	107.1	112.3	106.9	113.0	118.7	117.8	129.1	110.5	119.6	124.0	122.3
100~499人	100.0	108.8	111.7	116.3	111.7	132.9	131.3	150.4	120.4	138.8	153.5	156.8
30~99人	100.0	97.9	96.4	89.8	103.2	109.1	111.0	117.7	104.9	106.8	114.1	116.5
10~29人	100.0	103.1	118.0	135.0	126.8	124.5	122.1	125.8	138.0	125.3	144.4	144.6

図1 女子パートタイマー数月別推移 (39年5月=100)



単純労働者には包装工 (26%) が多い。(図3)

卸売業、小売業では販売従事者が41%でもっとも多くその大部分は小売店員 (31%) でしめられている。(図4) サービス業ではサービス職業従事者が72%でもっとも多く、その過半数は娯楽場の接

4. 女子パートタイマーの職業

女子パートタイマーの職業別分布をみるともっとも多いのはサービス職業従事者で36% について技能工生産工程作業、単純労働者の順となっており、この三つの職業に8割以上が集中している。サービス職業従事者のうちでは娯楽場接客員と理容師、美容師が多く、単純労働者では用務員、包装工等が多い。

(図2)

産業別にみると、製造業では、女子パートタイマーの95%が、技能工生産工程作業 (62%) と、単純労働者 (33%) でしめられている。また中分類別にみると従来から女子が作業の主力となっている職業に多くみられ技能工生産工程作業では、電気機器組立修理 (14%)、製糸紡織 (9%)、食料品 (6%)、

図2 女子パートタイマーの職業別分布 (産業計)

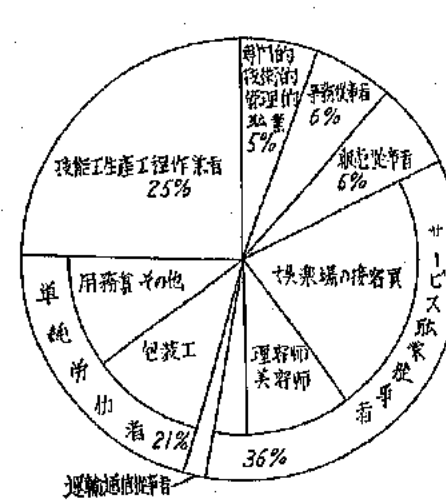
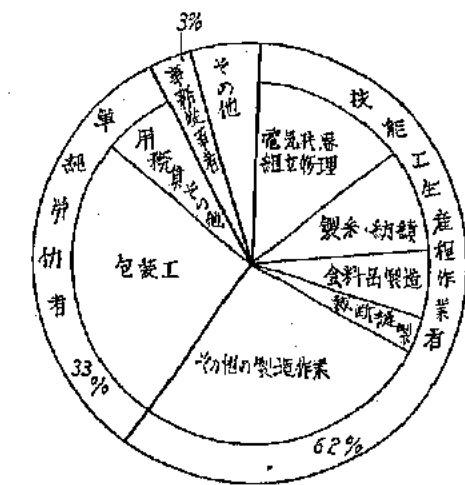


図3 製造業における女子パートタイマーの職業別分布



客員 (43%) であり、ついで理容師、美容師 (20%) となっている。また専門的技術的、管理的職業従事者も他の産業より多く11%をしめているが、医療保健技術者 (7%)、医師、歯科医師、看護婦、准看護婦等が殆どをしめている。ついで教員が多く2.5%となっている。(図5表9)

図4 卸売小売業における女子パートタイマーの職業別分布

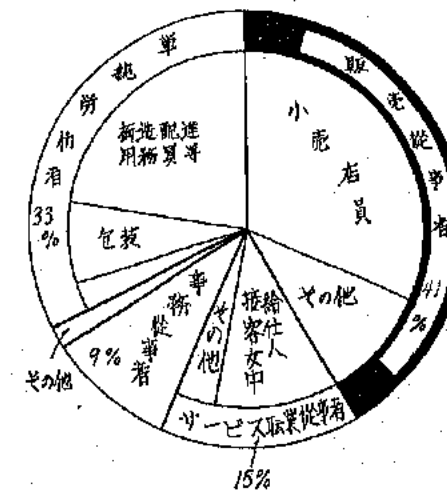


図5 サービス業における女子パートタイマーの職業別分布

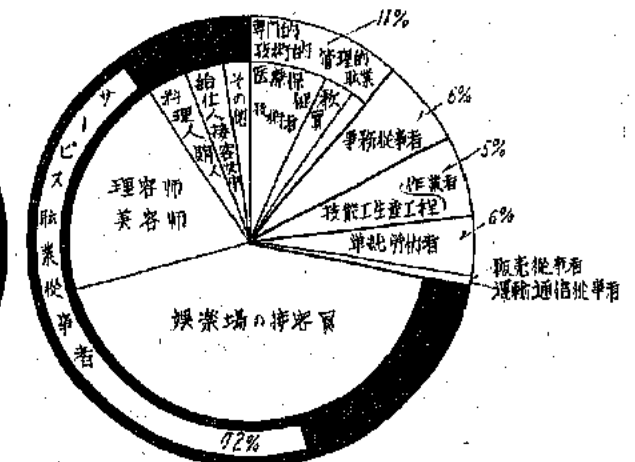


表9 産業別職業別女子パートタイマー構成比 (%)

職業別	計	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融 保険業	不動産業	運輸 通信業	電気ガス 水道業	サービス
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的技術的管理的職業	5.3	0.4	0.4	0.2	0.8	-	-	-	11.4
事務従事者	5.9	16.7	2.7	8.8	48.6	-	14.5	20.2	5.6
販売従事者	6.1	-	0.9	40.6	2.0	10.1	0.9	-	0.1
運輸通信従事者	1.6	-	0.1	0.1	0.9	-	45.0	-	0.1
技能工生産工程作業	24.5	0.9	61.8	3.2	-	-	-	2.6	5.1
単純労働者	20.9	76.2	32.6	32.5	26.8	70.6	32.9	12.7	8.0
サービス職業従事者	35.6	5.8	1.5	14.6	20.9	19.3	6.7	64.5	71.7
分類不能	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5. 女子パートタイマーの労働日・労働時間

(1) 労働日の型

女子パートタイマーのうち「週6日」働いているものももっとも多く約半数(48.8%)をしめている。ついで「休日なし毎日」が13.0%、「週の特定日」5.4%、「月の特定日」3.2%などである。また、繁忙時、臨時的、本人の随意で勤務するなどの「その他」が約30%にのぼっている。

職業別にみると、「休日なし毎日」が比較的多いのはサービス職業で26.2%、ついで販売従事者の10.9%などで、専門的技術的管理的職業や事務従事者には殆どみられない。特定日の勤務が多いのは逆に専門的技術的管理的職業で、「週の特定日」が53.7%で過半数をしめている。また運輸通信従事者、事務従事者では比較的「月の特定日」が多く前者は19.7%後者は18.0%、をしめている。

「週6日」は、専門的技術的管理的職業および、サービス職業従事者をのぞく他の職業ではもっとも高い割合をしめているが、なかでも単純労働者に多く、76%をしめている。またサービス職業従事者は、「休日なし毎日」が多いことについては前述したが「その他」が多いこともこの職業の特徴で

図6 女子パートタイマーの労働日の型(産業計)

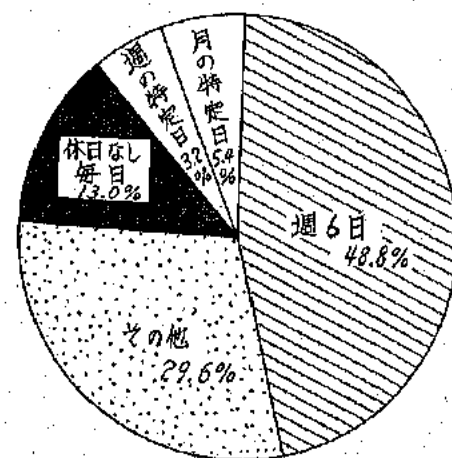


表10 職業別労働日の型別女子パートタイマー構成比 (%)

職業別	計	休日なし 毎日	週6日	週の特定日	月の特定日	その他
計	100.0	13.0	48.8	5.4	3.2	29.6
専門的技術的管理的職業	100.0	0.1	29.0	53.7	0.8	16.4
事務従事者	100.0	0.3	52.7	9.5	18.0	19.5
販売従事者	100.0	10.9	68.2	4.6	2.6	13.7
運輸通信従事者	100.0	1.2	65.8	0.8	19.6	12.6
技能工生産工程作業	100.0	4.9	66.3	0.7	4.6	23.5
単純労働者	100.0	8.4	76.1	3.5	1.1	10.9
サービス職業従事者	100.0	26.2	19.5	2.2	0.9	51.2

51%をしめており、臨時的、随時、繁忙時など、不安定な状態が多いことが推測される。(図6、表10)

(2) 労働時間

女子パートタイマーの1日の所定労働時間をみると、6時間以上7時間未満がもっとも多く33.1%、ついで5時間以上6時間未満の16.2%となっている。7時間以上働いているものを加えると、女子パートタイマーの6割強(61.9%)が、1日の所定労働時間5時間以上という比較的長時間の労働をしており、そのうち7時間以上が1割をこえている。したがって現状ではパートタイマーとはいえ、半日単位で勤務できる3時間前後の所定労働時間で働いているものはごく少なく、3時間未満がわずかに5%、3時間以上4時間未満を加えて1割強といったところである。

しかし、労働日の型別にみると、「休日なし毎日」や「週6日」型のものには1日の所定労働時間が比較的短時間のものが多く、逆に「特定日」型や「その他」には比較的長時間のものが多くという結果が出ている。

「休日なし毎日」のものでは、5時間以上6時間未満のものが約40%をしめ、つぎに多いのは4時間以上5時間未満の34.5%となっている。他の型と比較して特徴的なことは、6時間以上のものがわずかに6.6%で、4時間以上6時間未満に75%が集中しており、また、2時間以上3時間未満のものが約1割にのぼっていること、すなわち連日の勤務であることから1日の所定労働時間が他の型と比較して短時間となっている点である。同様な傾向は「週6日」型にもみられ、「特定日」型や「その他」に比較して短時間のものの割合が高い。「週の特定日」では7時間以上に働いているものが40%をしめ「休日なし毎日」「週6日」型よりきわめて高い割合をしめている。「月の特定日」でも8時間以上が12%にのぼっているのがめだっている。

職業別にみると、長時間の層に集中度が高いのは、専門的技術的管理的職業、サービス職業従事者で、6時間以上にそれぞれ6割前後が含まれている。比較的、各時間ごとに分散しているのは事務従事者、単純労働者、販売従事者などとなっており、そのうち単純労働者、販売従事者には4時間未満のもののしめる割合が高い。(表11)

1週の所定労働時間は不定または不明のしめる割合がやや高くすにのぼっているが、35時間未満のものが40%、35時間以上が30%にわけられる。このうち、もっとも多いのは40時間以上48時間未満の

表11 労働日の型別・職業別1日の労働時間別女子パートタイマー構成比

(%)

労働日の型別 職業別	1日の所定労働時間									
	計	2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満	8時間以上	不定不明
計	100.0	0.7	4.4	7.5	14.6	16.2	33.1	8.4	4.2	10.9
労働日の型別										
休日なし毎日	100.0	0.1	10.7	1.2	34.5	39.7	1.9	4.7	0.1	7.1
週6日	100.0	0.9	3.8	11.5	16.6	18.1	27.3	9.5	5.6	6.6
週の特定日	100.0	4.0	3.4	7.6	11.5	6.6	7.1	34.5	5.1	20.2
月の特定日	100.0	-	2.1	0.1	5.5	1.8	22.9	15.1	11.8	41.5
その他	100.0	3.0	2.9	4.4	4.1	5.9	62.2	2.8	2.8	14.7
職業別										
専門的技術的管理的職業	100.0	4.4	2.4	1.1	5.2	4.5	28.6	33.9	0.0	19.9
事務従事者	100.0	0.0	5.2	4.4	20.8	19.4	14.8	14.9	6.1	14.3
販売従事者	100.0	-	8.7	19.2	15.3	10.1	29.0	8.1	5.1	4.5
運輸通信従事者	100.0	0.0	0.9	6.7	62.9	1.2	1.2	12.9	12.4	1.8
技能工生産工程作業者	100.0	0.2	0.4	3.7	10.7	16.4	28.5	10.3	4.8	25.0
単純労働者	100.0	1.9	14.1	15.2	11.4	20.7	20.0	4.8	3.2	8.7
サービス職業従事者	100.0	0.1	0.7	5.3	17.3	16.6	49.7	4.1	4.3	1.9

17.0%、ついで20時間以上25時間未満の15.4%などである。労働日の型別にみると「特定日」型と「その他」には1週の所定労働時間が不定または不明のものが多く、「月の特定日」「その他」は2/3以上をしめている。

「休日なし毎日」は「週6日」に比較して35時間未満の層により多く集中しており、「週6日」の方が所定労働時間の長いものの割合が高い。また「週の特定日」では25時間未満に69%が集中しており、とくに15時間未満のものが36%と高い割合をしめている。このことは前述の1日の所定労働時間が比較的長いことからみて、1週の勤務日数の少ないものが多いことが推測される。(表12)

(3) 始業時刻、終業時刻

女子パートタイマーの始業時刻は5時から21時まで広範囲に分布しているが、もっとも多いのは8時から11時までで女子パートタイマーの70.7%が始業している。このうち9～10時が全体の31.3%をしめている。

終業時刻はおなじく6時から22時まで広範囲に分布しているが、15時から18時までがもっとも多く63.8%が終業しており、このうち16時～17時が25.2%をしめている。

始業時刻は午前中に集中しており、12時までに全体の約8割(78.8%)が始業している。しかし、18時から21時までのおそい時間に始業しているものも約3%ある。

終業時刻が午前中のものは、6.5%にすぎないが、15時以後は急激にふえて、18時までには女子パートタイマーの8割以上(81.9%)が終業している。

始業時刻がもっとも多い9時～10時のものについて終業時刻をみると、15時までに終業するものは

表12 労働日の型別・職業別1週の所定労働時間別・女子パートタイマー構成比

(%)

労働日の型別 職業別	1週の所定労働時間									
	計	15時間未満	15時間以上20時間未満	20時間以上25時間未満	25時間以上30時間未満	30時間以上35時間未満	35時間以上40時間未満	40時間以上48時間未満	48時間以上	不定不明
計	100.0	3.6	5.7	15.4	3.7	11.0	17.0	7.6	4.0	32.0
労働日の型別										
休日なし毎日	100.0	0.3	11.1	23.3	0.8	36.5	1.0	4.8	0.1	12.1
週6日	100.0	2.9	5.6	17.8	5.2	9.9	32.2	11.2	7.1	8.1
週の特定日	100.0	35.5	6.5	26.5	1.8	0.5	3.0	2.7	0.1	23.4
月の特定日	100.0	3.1	0.6	0.5	3.2	2.1	3.1	13.2	8.0	66.2
その他	100.0	0.5	4.1	3.0	2.9	4.3	2.9	3.1	0.9	78.2
職業別										
専門的技術的管理的職業	100.0	31.0	0.7	20.4	1.6	20.0	15.1	1.2	0.8	9.2
事務従事者	100.0	1.0	7.4	19.7	12.5	10.6	13.8	6.2	1.5	27.3
販売従事者	100.0	3.0	14.1	20.7	4.5	7.1	28.8	7.7	2.3	11.8
運輸通信従事者	100.0	0.5	0.7	61.9	1.3	1.3	1.1	13.6	7.8	11.8
技能工生産工程作業者	100.0	0.2	2.7	5.5	6.6	8.3	23.8	18.2	6.9	27.8
単純労働者	100.0	5.5	14.6	15.9	3.1	8.3	27.6	5.3	3.1	16.6
サービス職業従事者	100.0	1.0	2.1	17.6	0.9	14.3	5.7	2.5	3.5	52.4

15.7%にすぎず、15時～16時が約半数の43.4%、16時～17時が37.4%で、あわせて約80%のものが15時から17時の間に終業している。この傾向は10時以後14時までに始業しているものについてもみられ、15時から17時は終業するものがもっとも多い時間となっている。(表13)

職業別に始業時刻、終業時刻をみると、いずれの職業も、始業時刻は8時～9時、9時～10時、10時～11時に多く分布しており、終業時刻は、14時～15時、15時～16時、16時～17時に多い。職業別にみられる特徴としては、専門的技術的管理的職業は比較的始業の時刻がおそく、もっとも早いもので8時～9時となっている。また終業の時刻は他の職業より早く、17時以後はわずかに1%にすぎない。

その他の職業は始業時刻が、5時から22時まで広範囲に分布しているが、事務従事者、技能工生産工程作業者、運輸通信従事者は90%以上が12時前に始業し、12時以後の始業は10%にみえないのに対し、単純労働者は12時以後の始業が20%、サービス職業従事者は23%、販売従事者は36%と高い割合をしめている。このうちサービス職業従事者は、16時～17時に12.5%、販売従事者は、17時～18時に18.4%、単純労働者は17時～18時に6.6%が始業しているのがめだっている。

終業時刻で17時以後に分布の多い職業は、販売従事者、サービス職業従事者で、販売従事者は20時～21時に23.8%と高い割合をしめている。またサービス職業従事者は17時～18時に49.4%、21時～22時に14.4%が分布しており、他の職業にみられない高い割合を示している。(付表5～11)

表13 始業時刻、終業時刻別女子パートタイマー構成比 (%)

終業時刻 始業時刻	計	5時 6時	6時 7時	7時 8時	8時 9時	9時 10時	10時 11時	11時 12時	12時 13時	13時 14時	14時 15時	15時 16時	16時 17時	17時 18時	18時 19時	19時 20時	20時 21時	21時 22時	その他	不定 不明
計	(100.0) 100.0	-	2.0	0.3	0.8	0.3	0.6	2.5	2.0	2.6	7.0	19.0	25.2	19.6	1.9	1.1	3.9	6.8	1.4	2.8
5時～6時	(1.3) 100.0	-	91.9	0.1	4.2	3.5	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6～7	(1.0) 100.0	-	-	7.2	62.2	1.5	4.5	19.9	0.2	1.4	-	-	1.1	0.1	-	1.3	0.6	-	-	-
7～8	(4.5) 100.0	-	-	0.0	2.4	6.3	5.1	7.4	2.3	0.2	20.5	0.9	49.0	3.4	1.2	-	0.3	0.5	-	-
8～9	(14.3) 100.0	-	-	-	0.3	0.0	0.4	9.7	9.8	0.7	9.1	8.4	52.1	8.6	0.0	-	-	-	0.8	-
9～10	(31.3) 100.0	-	-	-	-	-	0.8	1.7	1.1	2.9	9.2	43.4	37.4	2.6	0.7	-	0.0	-	-	-
10～11	(25.1) 100.0	-	-	-	-	-	0.0	0.1	0.4	4.4	6.5	10.4	10.2	68.0	0.0	-	-	-	-	-
11～12	(1.2) 100.0	-	-	-	-	-	-	-	2.0	38.9	20.1	28.7	1.5	3.0	-	5.8	-	-	-	-
12～13	(1.4) 100.0	-	-	-	-	-	-	-	0.8	-	0.3	71.4	15.8	2.8	-	-	8.9	-	-	-
13～14	(1.3) 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	16.7	67.6	8.8	4.5	2.2	-	-	-	-
14～15	(0.7) 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.7	15.7	14.0	7.3	27.9	-	25.2	1.2	-
15～16	(0.7) 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4	6.3	0.9	19.7	33.4	14.0	25.3	-	-
16～17	(5.3) 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	1.3	5.4	5.6	5.4	82.3	0.0	-
17～18	(4.8) 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	23.2	3.4	41.4	22.1	9.9	-
18～19	(2.8) 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	4.1	48.3	31.9	15.6	-	-
19～20	(0.2) 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.6	7.7	83.7	-
20～21	(0.2) 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75.0	25.0	-
21～22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	(1.2) 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13.3	-
不定・不明	(2.8) 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0

6. 女子パートタイマー雇用事業所の労働条件

(1) 労働時間

女子パートタイマーの1日当りの所定労働時間別事業所の構成をみると、2時間未満から8時間以上まで広範囲に分布しており、また、1事業所で2種類以上の所定労働時間を併用しているところも多い。もっとも高い割合をしめているのは、4時間以上5時間未満の29.9%であるが、5時間以上8時間未満までにも各時間階級ごとにほぼ25%前後の事業所が分布している。

産業別にみると、サービス業、製造業には比較的長時間の事業所が多く、とくにサービス業では7時間以上8時間未満が約半数の47.7%をしめており、他の産業にくらべてきわめて高い割合をしめている。

事業所規模別にみると、規模が大きいほど短時間（5時間未満各階級）のしめる割合が高いが、一方6時間以上にも比較的多い。このことは規模の大きい事業所ではパートタイマーに二種以上の所定労働時間を用いているところが多い結果と考えられる。中小規模の事業所ではとくに顕著な差はみら

表14 産業別、規模別女子パートタイマーの1日当り
所定労働時間別事業所構成比 (MA) (%)

産業別規模別	計	労働時間階級別										8時間以上		不定 不明
		2時間 未満	2～3時間 未満	3～4時間 未満	4～5時間 未満	5～6時間 未満	6～7時間 未満	7～8時間 未満	8時間 未満	8時間 以上	8時間 以上	以上	不明	
計	100.0	2.7	7.3	14.4	29.9	25.0	26.8	25.7	6.1	0.3	20.1			
産業別														
建設業	100.0	0.0	14.5	4.4	22.1	3.6	26.1	13.9	18.1	-	17.3			
製造業	100.0	0.3	6.4	10.4	29.1	24.4	30.6	21.9	4.3	-	28.8			
卸売業・小売業	100.0	6.2	9.9	27.9	13.5	15.2	29.7	8.2	10.4	0.8	20.2			
金融・保険業	100.0	9.4	15.1	6.1	13.8	29.3	17.1	9.2	0.3	-	3.0			
不動産業	100.0	-	-	20.0	60.0	20.0	20.0	-	-	-	-			
運輸・通信業	100.0	1.9	3.5	16.4	36.0	10.6	4.2	15.7	15.7	-	7.2			
電気・ガス・水道業	100.0	2.5	20.3	13.9	17.7	13.9	3.8	10.1	7.6	-	12.7			
サービス業	100.0	2.5	6.2	10.2	43.7	36.9	26.6	47.7	3.1	0.5	14.5			
規模別														
500人以上	100.0	2.6	8.5	25.8	42.4	32.8	49.0	21.0	4.6	-	6.8			
100～499人	100.0	1.0	6.6	18.4	32.8	29.2	52.1	22.4	11.3	1.2	10.6			
30～99人	100.0	2.9	7.4	17.8	23.3	24.9	22.1	24.9	1.7	0.4	15.6			
10～29人	100.0	3.0	7.5	9.7	33.5	23.2	20.0	27.6	8.1	-	27.6			

れない。(表14)

また、女子パートタイマー雇用事業所における、常用労働者の所定労働時間をみると、8時間をもっとも多く48.0%、ついで、7時間以上8時間未満の34.8%で、8時間以上の10.2%を加えると、93%と大多数の事業所が7時間以上の所定労働時間をとっている。7時間未満はわずかに3.7%である。また産業別にみると、卸売業・小売業では比較的長い所定労働時間の事業所が多く、8時間(55.8%)および8時間以上(23.8%)の事業所が約8割をしめている。とくに8時間以上の割合が他の産業にくらべ高いのがめだっている。事業所規模別にみると、小規模ほど所定労働時間の長い事業所が多く、10～29人では8時間以上が16.7%と高い割合をしめている、500人以上ではわずかに1.8%にすぎない。また500人以上をのぞく各規模では8時間をもっとも多く約半数をしめているが、500人以上では30%にみたく、7時間以上8時間未満が61.3%と大きな割合をしめている。(表15)

つぎに、女子パートタイマーの1日当りの拘束労働時間別事業所構成を所定労働時間との関連でみると、8時間および8時間以上所定労働時間の事業所が1割にみたなかったのに比し、拘束労働時間は8時間の事業所(21.8%)と8時間以上の事業所(10.7%)をあわせて30%強をしめている。拘束時間4時間未満は約20%である。(表16)

女子パートタイマーの一週当り所定労働時間別の事業所構成をみると、20時間～25時間未満がもっとも多く33.5%、ついで35時間～40時間未満が25.2%となっている。

産業別にみると、サービス業は他の産業にくらべて短時間の割合が高く15時間未満に34.1%、20～25時間未満に52.8%とあわせて約87%が集中しているのが目だっている。運輸通信業も20時間～25時間未満に39.3%が集中している。他の産業は15時間未満から48時間以上まで幅広く分布しており、と

表15 産業別、規模別常用労働者の1日当り所定労働時間別事業所構成比 (%)

労働時間階級別	計	6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8時間以上	不定
産業別規模別						
計	100.0	1.2	2.5	34.8	48.0	10.2
産業別						
建設業	100.0	—	6.0	24.9	54.2	7.2
製造業	100.0	1.3	1.5	35.1	60.4	0.5
卸売業・小売業	100.0	3.5	3.4	10.7	55.8	23.8
金融・保険業	100.0	—	14.4	57.9	13.8	1.5
不動産業	100.0	—	40.0	60.0	—	—
運輸通信業	100.0	—	2.1	49.2	46.6	0.6
電気・ガス・水道業	100.0	—	15.2	67.1	17.7	—
サービス業	100.0	0.0	1.6	46.5	30.8	15.5
規模別						
500人以上	100.0	1.5	5.4	61.3	28.5	1.8
100～499人	100.0	0.2	3.4	38.8	48.4	7.9
30～99人	100.0	1.6	2.7	36.8	49.4	3.6
10～29人	100.0	1.3	1.9	30.7	47.9	16.7

表16 産業別、規模別女子パートタイマーの1日当り拘束労働時間別事業所構成比 (MA) (%)

労働時間別	計	2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8時間以上	不定
産業別・規模別										
計	100.0	2.4	5.7	13.8	19.3	25.0	19.5	28.0	21.8	10.1
産業別										
建設業	100.0	0.4	15.7	10.4	18.9	1.2	5.2	18.5	39.8	7.2
製造業	100.0	0.1	2.4	5.0	28.1	14.6	23.7	37.7	17.7	13.2
卸売業・小売業	100.0	5.5	9.2	32.8	14.4	12.3	19.2	17.6	7.8	11.5
金融・保険業	100.0	9.7	12.7	8.9	8.9	14.5	17.7	9.4	5.1	3.6
不動産業	100.0	—	—	—	80.0	20.0	20.0	—	—	—
運輸通信業	100.0	1.4	2.6	16.5	34.9	7.6	2.1	7.7	4.8	29.2
電気・ガス・水道業	100.0	2.5	19.0	13.9	13.9	3.8	6.3	5.1	10.1	12.7
サービス業	100.0	2.5	6.7	10.8	9.6	54.0	19.5	31.4	42.5	3.5
規模別										
500人以上	100.0	2.6	5.7	23.6	39.0	26.5	27.8	41.8	11.4	9.2
100～499人	100.0	0.3	7.3	16.0	25.9	28.0	31.0	43.0	16.7	13.1
30～99人	100.0	2.5	6.6	14.0	18.2	16.5	15.0	26.9	14.0	9.0
10～29人	100.0	3.0	4.6	12.4	17.0	31.5	18.9	23.3	30.2	11.4

くに産業別に大きな差はみられない。事業所規模別にみても、とくに顕著な差はなく、比較的、小規模事業所に短時間の割合が高く、100～499人規模では40時間以上のしめる割合が高くなっている。(表17)

表17 産業別、規模別女子パートタイマーの一週当り所定労働時間別事業所構成比 (MA) (%)

労働時間別	計	15時間未満	15～20時間未満	20～25時間未満	25～30時間未満	30～35時間未満	35～40時間未満	40～45時間未満	45～48時間未満	48時間以上	不定
産業別規模別											
計	100.0	14.7	10.9	33.5	7.6	18.4	25.2	12.7	1.3	5.3	28.6
産業別											
建設業	100.0	14.9	8.0	15.7	6.4	12.4	22.1	9.6	1.2	8.0	17.3
製造業	100.0	4.4	8.3	28.7	5.4	20.9	25.1	20.6	1.9	7.7	33.2
卸売業・小売業	100.0	8.0	23.4	18.5	2.4	11.0	22.0	6.4	1.5	4.4	44.5
金融・保険業	100.0	19.8	9.5	13.6	13.2	11.2	12.6	5.0	0.3	0.3	17.9
不動産業	100.0	—	—	20.0	80.0	20.0	—	—	—	—	—
運輸通信業	100.0	5.6	4.4	39.3	4.2	7.0	3.5	21.2	3.3	2.3	23.1
電気・ガス・水道業	100.0	24.0	8.9	17.7	3.8	—	6.3	10.1	—	2.5	29.1
サービス業	100.0	34.1	6.6	52.8	14.5	24.6	34.8	6.5	0.0	4.1	14.1
規模別											
500人以上	100.0	12.0	22.1	37.2	14.0	30.9	37.9	18.4	4.6	1.1	15.8
100～499人	100.0	10.2	8.4	24.7	13.0	28.3	41.8	24.9	1.6	10.5	22.4
30～99人	100.0	14.8	7.6	25.7	6.5	17.7	25.0	16.0	2.5	4.7	21.8
10～29人	100.0	16.3	13.6	42.5	6.4	15.2	19.3	5.7	—	—	4.1

女子パートタイマー雇用事業所における常用労働者の所定労働時間をみると48時間以上がもっとも高く45.4%をしめており、産業別には、卸売業・小売業がとくに高く、77.3%となっている。また運輸通信業では42時間～45時間未満が70.8%ときわめて高い割合をしめている。(表18)

表18 産業別常用労働者の一週当り所定労働時間別事業所構成比 (%)

時間階級別	計	35時間未満	35～40時間未満	40～42時間未満	42～45時間未満	45～48時間未満	48時間以上	不定
産業別								
計	100.0	0.7	6.7	5.6	26.0	11.7	45.4	4.0
建設業	100.0	—	7.2	7.2	19.3	2.4	56.2	7.6
製造業	100.0	1.3	0.2	2.0	15.3	24.4	53.9	2.9
卸売業・小売業	100.0	0.8	3.5	0.9	8.3	3.0	77.3	6.8
金融・保険業	100.0	0.4	35.4	25.9	15.9	5.4	6.1	10.9
不動産業	100.0	—	20.0	—	20.0	—	60.0	—
運輸通信業	100.0	—	2.0	4.5	70.8	4.2	18.3	0.1
電気・ガス・水道業	100.0	—	5.1	51.9	32.9	10.1	—	—
サービス業	100.0	0.0	15.0	11.2	42.7	5.3	22.3	3.6

(2) 賃金

イ. 賃金形態

女子パートタイマー雇用事業所のうち、女子パートタイマーに時間給で賃金を支払っている事業所は56.5%、ついで日給42.3%、月給34.2%、週給はごく少なく3.6%にすぎない。(一事業所が二種類以上の形態を併用している場合もある)。

産業別にみると、時間給の割合が高いのは製造業の86.0%（建設業は100.0%となっているがサンプル数が少ない）ついで卸売業・小売業、運輸通信業などは約半数の事業所となっている。日給の割合が高いのは建設業で99.2%、ついで、金融保険業、運輸通信業などである。月給はいずれの産業も、時間給、日給に比して少ないが、電気、ガス、水道業と、サービス業では60%を上まわっている。とくに電気・ガス・水道業は時間給が5.1%と極めて少なく日給と月給がそれぞれ60%前後をしめている。

表19 産業別規模別女子パートタイマーの賃金形態別事業所構成比 (MA) (%)

賃金形態別 産業・規模別	計	時間給	日給	月給	週給
計	100.0	56.5	42.3	34.2	3.6
産業別					
建設業	100.0	30.9	99.2	12.0	0.0
製造業	100.0	86.0	29.9	16.5	8.3
卸売業・小売業	100.0	46.5	20.9	35.6	0.0
金融保険業	100.0	15.7	61.3	24.0	0.2
不動産業*	100.0	100.0	40.0	20.0	0.0
運輸通信業	100.0	47.2	63.3	4.3	0.6
電気・ガス・水道業	100.0	5.1	59.5	63.3	0.0
サービス業	100.0	35.7	48.6	64.0	0.0
規模別					
500人以上	100.0	84.3	54.1	5.2	0.9
100~499人	100.0	78.0	51.0	15.0	2.2
30~99人	100.0	51.4	49.5	21.1	0.0
10~29人	100.0	52.0	32.9	52.4	0.0

* サンプル数がきわめて少ない。

規模別にみると、規模の大きい事業所ほど時間給の割合が高く、日給、月給が少ない。逆に規模の小さい事業所ほど、月給の割合が高くなっており、500人以上では月給5.2%に対し、10~29人では52.4%となっている。これは、パートタイマーに対する依存の度合いが小規模の事業所ほど高いことと関連して、とくに10~29人では、長期的な雇用をたてまえとしている事業所が多いのではないかと推測される。(表19)

ロ. 時間給

時間給をとっている事業所の主な職種についての1時間当り賃金をみると、40円台から200円以上まで広範囲にわたっているが、60円台から80円台が多く55.5%をしめている。低いものでは40円台(1.7%)もあり、ついで50円台も1割以上(14%)みられる。一方、100円以上は、21.8%となっているがこのうち6%は200円以上となっている。

産業別にみると、建設業では比較的賃金額が高く、150円~199円が23.4%、200円以上が20.8%とあわせて44%をしめており、他の産業の大部分が100円未満に多く分布しているのにくらべ比較的高額である。

これは、同産業が女子パートタイマーを配置する主な職業(表21参照)として単純労働者75.5%となっているところから、いわゆる建設業の現場労働に力仕事が多いため、時間当り賃金が高くなっているものと考えられる。

つぎに高いのは金融保険業で100円未満は1割にみえず、100円~109円が68.3%と高い割合をしめ、130円~149円に約20%、あわせて100円台に90%が集中している。女子パートタイマーを配置する主な職業としては、他の産業にくらべて事務がやや多く26%をしめているが、主として単純労働者、サービス職業従事者が多くあわせて7割をしめている。これは、金融保険業では表20にみられるように賃金が他の産業にくらべて高い点からパートタイマーの賃金も比較的高水準を示しているものと考えられる。

表20 産業別現金給与総額 (1965年)

産業別 性別	現金給与総額	
	女	男
計	22,275円	46,571円
鉱業	18,173	43,783
建設業	19,372	42,851
製造業	19,796	44,332
卸売業小売業	22,939	45,918
金融保険業	32,398	68,141
不動産業	25,176	58,184
運輸通信業	30,310	50,185
電気・ガス・水道業	36,251	62,171

労働省一毎月労働統計調査

つぎに、女子パートタイマー数の多い製造業、卸売業・小売業サービス業についてみると、製造業は、60円台から80円台が多く7割強となっている。このうち60円~69円が比較的多く28.3%、ついで70円~79円が25.6%となっている。他の産業にくらべ100円以上がしめる割合は少なく、1割にみえない。女子パートタイマーを配置する主な職業は技能工生産工程作業者がもっとも多く56%、単純労働者とあわせると、9割近くをしめている。卸売業・小売業は製造業よりやや高い賃金額に分布しており、70円台から100円台が多く、7割となっている。また200円以上が1割以上をしめているのも建設業について高い。女子パートタイマーを配置する主な職業としては販売従事者が多く33%となっている。サービス業は、他の産業にくらべ40円台から200円以上まで幅広く分布しており、各賃金額毎に1割にみえない割合を示しているが、50円~59円のみは31.6%をしめ40円~49円の7.0%をあわせると、製造業、卸売業・小売業にくらべ賃金額の低いのがめだつ。しかし、一方では150円以上のしめる割合を比較的多く16.9%となっている、女子パートタイマーを配置する主な職業としては専門的技術的管理的職業がもっとも多く35%、ついでサービス職業従事者28%、事務従事者23%などがあげられる。

事業所規模別にみると、規模が大きいほど賃金額が高く、500人以上では70円台から90円台に56.6%と過半数が集中しているが100~499人では60円台から80円台に57.4%、とやや下がり30~99人では60円台から80円台が51.2%と100人~499とほぼ同様であるが、59円以下が100~499人の10.3%にくらべ15.6%とやや多くなっている。10~29人では49円以下はないが、50円台、60円台がもっとも多く約半数の45.9%をしめ低い方に集中の度合いが高い。なお、100円以上の事業所がしめる割合は10~29人をのぞく他の規模では大きな差がなくそれぞれ25%前後となっている。(表21)

職業別にみるともっとも高い賃金額となっているのは専門的技術的管理的職業で71.2%が150円以上となっており、とくに200円以上が約半数の45%をしめている点は、他の職業と大きな差がみられ

表21 産業別、規模別女子パートタイマーの賃金階級別事業所構成比

(時間給)															(%)	
賃金階級別	計	40 49円	50 59円	60 69円	70 79円	80 89円	90 99円	100 109円	110 119円	120 129円	130 139円	140 149円	150 199円	200 円以上		
産業別・規模別	計	100.0	1.7	14.3	18.7	19.0	17.8	7.7	9.7	1.7	0.9	0.3	0.0	2.1	6.1	
産 業 別																
建設業	100.0	-	-	15.6	7.8	23.4	6.5	2.6	-	-	-	-	23.4	20.8		
製造業	100.0	0.0	8.9	28.3	25.6	20.6	8.0	8.2	0.1	0.0	0.0	-	0.0	0.3		
卸売業・小売業	100.0	1.6	2.4	7.2	18.9	22.4	11.8	17.4	5.9	0.1	0.1	-	0.2	12.0		
金融・保険業	100.0	-	-	9.6	-	-	-	68.3	-	-	19.2	1.9	-	1.0		
不動産業	100.0	-	-	-	-	-	-	*100.0	-	-	-	-	-	-		
運輸通信業	100.0	1.2	51.1	15.8	8.7	4.9	3.2	4.3	-	1.2	1.3	-	2.4	5.9		
電気ガス水道業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*100.0		
サービス業	100.0	7.0	31.6	2.8	4.0	10.0	4.5	5.8	3.0	4.3	0.1	0.0	9.8	17.1		
規 模 別																
500人以上	100.0	0.2	4.8	13.1	25.6	21.2	9.8	15.3	1.8	1.5	1.3	0.2	1.1	4.1		
100~499人	100.0	0.4	9.9	14.1	19.8	23.5	9.3	8.6	2.7	4.2	0.5	0.1	3.5	8.6		
30~99人	100.0	4.7	10.6	13.7	21.4	16.1	5.9	15.2	-	-	-	-	4.3	8.1		
10~29人	100.0	-	20.4	25.5	16.0	16.0	8.0	5.4	2.5	-	0.4	-	-	5.8		

* サンプル数がきわめて少ない

る。この他、150円以上が多いのは運輸通信従事者で25.8%で、またサービス職業従事者も200円以上が16.6%となっている。

専門的技術的職業以外では、大部分の事業所が、100円未満の賃金を支払っており、その中で分布の度合いがやや異なっている程度である。事務従事者は80円から109円までに約4割が集中しているが一方50円台も同率となっている。販売従事者は70円台から109円までが、もっとも多く約8割が集中しとくに100円～109円が25%をしめている。サービス職業も同様であるが80円台から109円の事業所が多く、販売従事者よりやや高い扱いをしている。もっとも低いのは、比較的単純な労働の多い技能工、生産工程作業員および単純労働者で50円台から80円台にもっとも多く事業所が集中している。地域別にみると、大都市ほど、高い賃金額への分布が多く、大都市では70円台から109円までに約70%、中都市では50円台から80円台までに90%、小都市では、50円台から70円台までに73%、郡部では40円台および50円台で63.3%というそれぞれの差を示している。(表22、表23)

ハ、日給

時間給について多い日給についてみると、200円未満から1,000円以上まで広範囲に分布しているが500円未満が66.8%をしめている。もっとも多いのは300円～399円の31.5%である。また800円以上はごく少なく、5%にすぎない。

産業別、規模別にみると事業所の分布状況の傾向は時間給とはほぼ同様で大きな変化はみられない。(表24)

職業別にみると、500円以上のしめる割合が高いのは、専門的技術的職業(88%)、販売従事

表22 職業別、地域別女子パートタイマーの賃金階級別事業所構成比

		(時 間 給)												(%)	
賃金階級別		計	40 49円	50 59円	60 69円	70 79円	80 89円	90 99円	100 109円	110 119円	120 129円	130 139円	140 149円	150 199円	200 以 上
職業別 地域別															
計		100.0	1.7	14.3	18.7	19.0	17.8	7.6	9.7	1.7	0.9	0.3	0.0	2.2	6.1
職 業 別															
専門的技術的管 理 的 職 業		100.0	-	0.1	-	0.7	3.8	3.9	4.4	7.8	7.7	0.2	0.2	26.1	45.1
事務従事者		100.0	-	37.6	5.1	17.0	8.2	19.9	10.3	-	1.5	-	-	0.2	0.2
販売従事者		100.0	5.3	1.9	9.3	34.1	12.5	10.2	25.2	0.7	0.3	0.5	-	-	-
運輸通信従事者		100.0	-	36.2	-	8.1	15.8	0.5	5.0	-	4.5	4.1	-	7.2	18.6
技能工生産工程 作 業 者		100.0	3.8	13.8	32.7	12.2	24.0	5.4	7.8	0.1	-	-	-	-	0.2
単純労働者		100.0	0.3	7.1	21.4	32.7	20.6	3.5	8.3	0.0	-	0.7	-	0.6	4.7
サービス職業者 従 事 者		100.0	-	5.5	3.5	11.2	18.8	9.3	19.4	15.6	-	-	-	-	16.6
地 域 別															
大 都 市		100.0	-	0.0	17.5	19.2	26.4	10.8	12.4	2.8	1.7	0.1	-	1.2	8.0
中 都 市		100.0	-	18.3	6.6	18.5	46.1	1.3	8.6	-	0.2	0.4	-	-	-
小 都 市		100.0	1.1	19.0	29.1	25.2	7.8	5.3	2.2	0.1	0.2	0.0	0.1	4.8	5.1
郡 部		100.0	9.5	53.8	2.3	3.8	2.4	3.3	18.2	1.9	-	1.9	-	-	2.9

表23 産業別・女子パートタイマーを配置する主な職業別事業所構成比

産業別	計	建設業	製造業	卸売業	金融・保険業	不動産業	運輸通信業	電気ガス水道業	サービス業
職業別									
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的技術的職業	12.2	1.0	1.1	0.7	1.8	-	-	-	34.8
事務従事者	16.6	14.0	8.4	17.0	26.1	-	29.0	23.5	22.8
販売従事者	7.1	-	0.7	32.7	0.1	33.3	2.5	-	0.6
運輸通信従事者	2.3	-	0.3	0.2	1.9	-	33.5	-	0.4
技能工生産工程作業員	23.0	1.0	56.4	5.5	-	-	-	4.9	2.3
単純労働者	23.4	75.5	27.8	29.1	38.7	16.7	30.9	56.7	10.8
サービス職業従事者	15.5	8.4	5.3	14.8	31.4	50.0	4.1	14.9	28.3
分類不能	-	-	-	-	-	-	-	-	-

者(27%)などで、他の職業については大部分の事業所が500円未満の賃金を支払っている。

地域別の分布状態は、時間給とはほぼ同様であるが、中都市の300円～399円の65.6%や郡部で500円～599円が43.1%をしめているのがめだっている。(表25)

ニ、月給

月給の事業所は、時間給や、日給よりその割合は少なく、全事業所の約1/3となっている。賃金額

表24 産業別、規模別女子パートタイマーの賃金階級別事業所構成比

		(日 給)											(%)
産業別・規模別	賃金階級別	計	200円 200 300 400 500 600 700 800 900 1000円										
			未 満	299円	399円	499円	599円	699円	799円	899円	999円	以 上	
計		100.0	3.6	11.1	31.5	20.6	15.4	5.8	6.7	4.0	0.1	1.0	
産 業 別													
建設業		100.0	-	3.2	10.6	13.8	26.3	21.9	12.1	12.1	-	-	
製造業		100.0	0.2	13.2	39.2	25.9	8.8	2.8	5.8	4.1	-	-	
卸売業・小売業		100.0	13.2	21.2	10.4	27.9	5.7	11.3	7.3	2.4	0.2	0.4	
金融・保険業		100.0	14.8	11.1	17.3	11.4	11.6	22.5	11.3	-	-	-	
不動産業		100.0	-	-	-	-	*100.0	-	-	-	-	-	
運輸通信業		100.0	-	5.9	48.0	25.9	14.5	1.0	2.6	-	-	2.1	
電気・ガス・水道業		100.0	6.8	23.4	17.0	19.2	34.0	-	-	-	-	-	
サービス業		100.0	0.0	5.2	38.0	12.3	26.2	2.6	7.4	6.2	0.0	2.1	
規 模 別													
500人以上		100.0	2.0	12.3	22.1	28.9	17.4	6.1	6.6	2.0	0.7	2.0	
100~499人		100.0	0.5	8.9	19.9	15.5	25.3	11.2	8.6	4.7	0.2	5.3	
30~99人		100.0	0.6	14.1	32.9	25.7	6.1	5.2	8.3	7.2	-	-	
10~29人		100.0	9.1	8.4	36.6	16.3	21.8	3.9	3.9	-	-	-	

*印はサンプル数が少ない

表25 職業別、地域別女子パートタイマー賃金階級別事業所構成比

		(日 給)											(%)
職業別・地域別	賃金階級別	計	200円 200 300 400 500 600 700 800 900 1000円										
			未 満	299円	399円	499円	599円	699円	799円	899円	999円	以 上	
計		100.0	3.6	11.1	31.5	20.6	15.4	5.8	6.7	4.0	0.1	1.0	
職 業 別													
専門的技術的管理的職業		100.0	-	0.3	9.5	1.5	0.9	19.0	58.1	10.4	-	0.3	
事務従事者		100.0	0.1	0.1	60.3	7.6	11.4	2.5	4.5	9.2	0.1	2.0	
販売従事者		100.0	20.8	23.2	7.7	13.7	8.1	11.6	11.6	2.9	0.3	0.1	
運輸通信従事者		100.0	-	1.9	58.5	29.2	2.3	5.8	2.3	-	-	-	
技能工生産工程作業者		100.0	-	3.0	41.8	30.3	8.8	1.2	7.5	7.4	-	-	
単純労働者		100.0	2.8	24.1	27.5	26.9	11.1	4.2	2.6	0.7	-	-	
サービス職業従事者		100.0	0.2	1.6	11.9	24.2	47.0	8.9	1.1	1.3	0.1	3.7	
地 域 別													
大 都 市		100.0	0.4	2.7	39.4	12.2	10.0	9.3	11.6	12.4	0.2	1.8	
中 都 市		100.0	-	11.7	65.8	1.1	11.3	7.4	1.8	-	-	1.1	
小 都 市		100.0	4.3	20.4	24.8	30.7	6.8	5.1	6.9	0.8	-	0.2	
郡 部		100.0	7.3	1.8	30.4	12.9	43.1	2.5	0.2	0.1	-	1.7	

は5,000円未満から20,000円以上まで広範囲に分布しているが、月間の労働時間がパートタイマーの場合は不明確なので、実際の労働時間は相当アンバランスな面があるものと予想される。15,000円以上の事業所が約32%をしめているが、一方、10,000円未満の事業所も同じく32%にのぼっている。職業別に概観すると、月給制の割合が高い、電気、ガス、水道業では約7割が6,000円未満であるのに

対し、サービス業は15,000円~19,999円が16.3%、20,000円以上が20.1%である。女子パートタイマーを配置する主な職業をみると、前者の場合は、単純労働者が過半数の56.7%、後者の場合は、専門的技術的管理的職業および事務従事者が過半数の57.6%となっている。その他の産業で、比較的賃金額が高いのは建設業で11,000円以上が90%をしめており、7,000円未満はない。製造業でも15,000円~19,999円に約4割が集中している。

事業所規模別にみると、15,000円以上の事業所が多いのは小規模事業所で30~99人が35%、10~29人では33%となっている。(表26)

表26 産業別、規模別女子パートタイマーの賃金階級別事業所構成比

		(月 給)																(%)
産業別・規模別	賃金階級別	計	5000円 5,000 6,000 7,000 8,000 9,000 10,000 11,000 12,000 13,000 14,000 15,000 20,000円															
			未 満	5,999円	6,999円	7,999円	8,999円	9,999円	10,999円	11,999円	12,999円	13,999円	14,999円	19,999円	以 上			
計		100.0	17.5	0.5	5.7	0.8	2.5	5.0	24.1	1.8	3.8	5.7	0.2	19.3	12.6			
産 業 別																		
建設業		100.0	-	-	-	10.0	-	-	-	10.0	50.0	10.0	-	20.0	-			
製造業		100.0	0.1	-	9.9	0.3	1.4	2.4	31.6	0.3	9.9	-	0.2	36.5	7.4			
卸売業・小売業		100.0	24.6	-	15.7	2.2	4.4	7.7	4.1	1.9	7.8	15.2	0.4	15.8	0.2			
金融・保険業		100.0	26.3	12.5	-	6.2	12.5	6.2	8.8	20.0	-	-	1.3	6.2	-			
不動産業		100.0	-	-	-	-	-	-	*100.0	-	-	-	-	-	-			
運輸通信業		100.0	-	32.3	-	-	64.6	-	-	-	1.6	-	-	1.6	-			
電気ガス水道業		100.0	28.0	44.0	-	8.0	-	-	2.0	-	10.0	2.0	-	2.0	4.0			
サービス業		100.0	20.1	-	0.8	-	0.8	4.9	31.5	1.6	-	3.9	0.0	16.3	20.1			
規 模 別																		
500人以上		100.0	3.3	-	10.0	13.4	10.0	-	3.3	13.4	13.3	3.3	10.0	10.0	10.0			
100~499人		100.0	7.2	-	14.1	2.7	11.1	12.9	8.4	13.3	10.0	1.4	1.6	10.0	7.2			
30~99人		100.0	11.4	2.6	5.6	2.5	3.8	10.7	11.3	2.6	5.7	9.4	-	19.4	15.1			
10~29人		100.0	20.7	0.4	4.9	-	1.2	2.6	30.0	0.4	2.5	4.9	-	20.2	12.3			

*はサンプル数が少ない

職業別にみると、15,000円以上のしめる割合が高いのは専門的技術的管理的職業で64%、ついで事務従事者の30%となっている。また販売従事者は約70%が13,000円~13,999円に集中している。

10,000円未満の割合が高いのは、単純労働者で67%をしめ、なかでも5,000円未満がその半数以上の37%をしめているのが注目される。

地域別にみると、時間給、日給と同様で、郡部がもっとも低く、5,000円未満が過半数の61%に対し大都市では8,000円未満は殆どなく10,000円未満もわずかに1割程度である。(表27)

ホ. 週 給

週給制は全事業所のうちわずかに4%足らずであるため、産業別、規模別、或いは職業別、地域別の比較をすることは不適当と考えられるので参考として表を掲載することにとどめる。(表28、表29)

(4) 身 分

女子パートタイマーの身分上の扱いについては、臨時・日雇としている事業所の割合が高く、臨時

表27 職業別・地域別女子パートタイマーの賃金階級別事業所構成比

		(月 給)														(%)
職業別・ 地域別	賃金階級別	5,000 円 未満	5,000 5,999 円	6,000 6,999 円	7,000 7,999 円	8,000 8,999 円	9,000 9,999 円	10,000 10,999 円	11,000 11,999 円	12,000 12,999 円	13,000 13,999 円	14,000 14,999 円	15,000 19,999 円	20,000 円 以上		
	計	100.0	17.5	0.9	5.7	0.8	2.5	5.0	24.2	1.8	3.8	5.7	0.2	19.3	12.6	
職 業 別																
専門的技術的管理的職業		100.0	36.2	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.1	34.6	29.1	
事務従事者		100.0	10.8	1.7	0.3	-	6.1	13.1	2.7	1.7	10.8	23.7	-	28.9	0.2	
販売従事者		100.0	-	-	1.7	3.4	19.3	-	5.7	-	-	68.2	-	1.7	-	
運輸通信従事者		100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	
技能工生産者		100.0	-	19.0	0.2	-	2.4	46.7	0.2	16.5	0.5	-	14.6	-	-	
単純労働者		100.0	36.7	2.3	12.5	0.6	0.6	13.9	1.3	4.7	1.6	0.1	0.4	12.8	12.4	
サービス職業従事者		100.0	0.1	1.0	7.7	2.2	3.4	2.7	67.2	3.1	1.2	-	0.1	4.0	7.5	
地 域 別																
大 都 市		100.0	-	-	1.0	0.2	0.4	7.7	39.7	4.0	1.3	17.2	0.5	12.8	15.2	
中 都 市		100.0	32.6	-	-	-	-	0.5	1.3	0.2	-	-	-	32.1	32.7	
小 都 市		100.0	6.6	0.8	13.0	1.8	3.9	7.2	35.8	1.1	8.1	4.3	0.1	16.1	1.2	
郡 郷		100.0	60.9	5.5	2.1	0.4	8.3	2.1	2.1	4.1	2.1	-	-	12.4	-	

* 印はサンプル数が少ない

表28 産業別・規模別女子パートタイマーの賃金階級別事業所構成比

		(週 給)						(%)
賃金階級別		計	1,000 円 未 満	1,000 1,499 円	1,500 1,999 円	2,000 2,999 円	3,000 3,999 円	4,000 円 以 上
産業別・規模別								
計		100.0	-	-	2.7	94.6	-	2.7
産 業 別								
建 設 業	業 業	100.0	-	-	-	-	-	-
製 造 業	業 業	100.0	-	-	-	96.8	-	3.2
卸 売 業	業 業	100.0	-	-	100.0	-	-	-
金 融 業	業 業	100.0	-	-	-	100.0	-	-
不 動 産 業	業 業	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業	業 業	100.0	-	-	-	100.0	-	-
電 気 業	業 業	-	-	-	-	-	-	-
ガ ス 業	業 業	-	-	-	-	-	-	-
水 道 業	業 業	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	業 業	-	-	-	-	-	-	-
規 模 別								
500人以上		100.0	-	-	40.0	20.0	-	40.0
100～499人		100.0	-	-	-	100.0	-	-
30～99人		-	-	-	-	-	-	-
10～29人		-	-	-	-	-	-	-

表29 職業別・地域別女子パートタイマー賃金階級別事業所構成比

		(週給)						(%)
職業別・地域別	賃金階級別	計	1,000円未満	1,000 } 1,499円	1,500 } 1,999円	2,000 } 2,999円	3,000 } 3,999円	4,000円以上
	計	100.0	-	-	2.7	94.6	-	2.7
職 業 別								
専門的技術的管理的職業		-	-	-	-	-	-	-
事務従事者		-	-	-	-	-	-	-
販売従事者	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-
運輸通信従事者	-	-	-	-	-	-	-	-
技能工生産工程作業者	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-
単純労働者	100.0	-	-	-	2.4	92.7	-	4.9
サービス職業従事者	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-
地 域 別								
大 都 市	100.0	-	-	-	-	92.3	-	7.7
中 都 市	-	-	-	-	-	-	-	-
小 都 市	100.0	-	-	-	4.3	95.7	-	-
郡	-	-	-	-	-	-	-	-

44.8%, 日雇18.9%となっており, 常用として採用している事業所は43.7%である。

産業別にみると常用扱いしている事業所の割合が高い産業は、卸売業・小売業の53.7%, サービス業の51.3%など比較的女子パートタイマーの多い産業にみられ, 臨時扱いの割合が高い産業は、運輸通信業、製造業、建設業、金融保険業などである。このうち製造業は女子パートタイマーが多い産業であるが臨時扱いをしている事業所の割合が52.3%と高い。日雇扱いをしている事業所の割合が高い産業は不動産業の60.0%, 電気、ガス、水道業の45.6%, 建設業の44.1%などである。

上記の、女子パートタイム雇用における身分の取扱いの現状を、前述したパートタイム雇用に対する依存度との関連でみると、「平常時の労働力の一部」、「平常時と一時的に必要なとき」の事業所が80%以上をしめておりながら、逆に身分は臨時、日雇という不安定な取扱いをしている事業所が70%以上となっている。製造業などは、「平常時の労働力の一部」と「平常時と一時的に必要なとき」をあわせると90%近い割合をしめているが、身分では、常用扱いをしている事業所は40%にすぎない。

つぎに、女子パートタイマー数の多い製造業、卸売業・小売業、サービス業について、産業中分類別にみると、常用扱いの割合が高いのは、製造業の衣服その他の繊維製品製造業 (56%), その他の金属製品製造業 (53%), 卸売業・小売業のうちの小売業 (62%), サービス業のうち医療保健業 (77%) などである。一方、臨時、日雇扱いの割合が高いのは、製造業の衣服その他の繊維製品製造業 (96%) 電気機械器具製造業 (80%), 繊維工業 (87%) サービス業の医療保健業 (84%) などである。

事業所規模別にみると、小規模ほど常用扱いしている事業所の割合が高く、10～29人では52.2%をしめているが、500人以上では24.1%である。これは、最近の労働力確保の困難性から、小規模事業所がパートタイム雇用で依存する割合が高く、定着をよくするために常用扱いする事業所が多いのではないかと推測される。(表30・31)

表30 産業別女子パートタイマーの身分別事業所構成比 (MA) (%)

身分別 産業別	計	常 用	雇 時	日 雇	そ の 他	不 明
計	100.0	43.7	44.8	18.9	4.9	1.3
産業別						
建設業	100.0	20.1	51.0	41.4	1.2	-
製造業	100.0	38.2	52.3	18.9	4.1	1.5
卸売業・小売業	100.0	53.7	35.1	12.2	5.2	2.8
金融・保険業	100.0	36.6	50.2	13.5	0.3	-
不動産業	100.0	20.0	40.0	60.0	-	-
運輸・通信業	100.0	19.1	55.8	39.0	8.2	0.6
電気・ガス・水道業	100.0	13.9	26.6	45.6	15.2	-
サービス業	100.0	51.3	39.3	18.3	5.5	0.2
規模別						
500人以上	100.0	24.1	54.0	24.1	8.7	1.5
100~499人	100.0	30.2	52.3	23.6	5.5	1.0
30~99人	100.0	40.1	44.3	17.3	7.9	1.3
10~29人	100.0	52.2	42.1	18.3	2.1	1.3

表31 特定産業別女子パートタイマーの身分別事業所構成比 (製造業・卸売業・小売業・サービス業) (M.A) (%)

身分別 産業別	計	常 用	雇 時	日 雇	そ の 他	不 明
全産業計	100.0	43.7	44.8	18.9	4.9	1.3
製造業	100.0	38.2	52.3	18.9	4.1	1.5
食料品	100.0	34.3	72.0	7.4	0.2	-
繊維製品	100.0	11.9	68.7	19.1	0.4	-
衣服その他の繊維製品	100.0	56.4	93.5	2.2	-	-
電気機器	100.0	35.7	24.8	55.3	9.4	-
精密機器	100.0	27.6	63.8	12.1	27.6	-
その他の金属機器	100.0	53.1	31.4	14.7	0.9	7.9
その他の	100.0	39.7	51.3	11.2	7.2	-
卸売業・小売業	100.0	53.7	35.1	12.2	5.2	2.8
飲食店	100.0	38.9	55.3	7.3	-	0.5
卸売業	100.0	47.7	24.8	19.2	2.3	7.2
小売業	100.0	62.0	30.1	8.3	8.8	0.2
サービス業	100.0	51.3	39.3	18.3	5.5	0.2
医療保健	100.0	76.7	80.0	3.9	3.2	-
教育	100.0	42.9	37.1	21.1	6.0	0.1
その他	100.0	51.9	23.9	20.9	7.8	0.5

(5) 社会保険

各種社会保険の適用状況をみると失業保険、厚生年金保険、労災保険、健康保険等のうちいずれかの社会保険に女子パートタイマーを加入させている事業所は46.7%で約半数である。

適用している社会保険の種類別にみると、比較的、高い割合をしめているのが失業保険で全事業所の約30%、ついで、健康保険(27.6%)、労災保険(26.1%)、厚生年金保険(23.7%)などとなっている。産業別にみると、適用している事業所の割合が高いのは建設業で63.1%をしめている。ついで製造業、卸売業・小売業、運輸通信業、サービス業がそれぞれ50%近い割合となっている。保険の種類については大きな差はみられないが、運輸通信業、建設業では日雇健康保険がともに20%、前後をしめ、ついで電気・ガス・水道業も

14%と比較的高い。また、これらの産業では日雇失業保険も他の産業より高い割合をしめている。

規模別にみると500人以上および100~499人の事業所では6割ちかくの事業所がいずれかの保険を適用しているが、規模が小さくなるほどその割合は低くなり10~29人では40.9%となっている。保険の種類別にみても同様の傾向である。(表32)

表32 産業別・規模別女子パートタイマーの社会保険適用状況別事業所構成比 (%)

(%)

加入 状況別 産業別 規模別	計	適用し ている	適用している社会保険の種類							適用し ていない	不明
			日雇健康保	日雇失業保	厚生年金	労災保険	健康保険	失業保険	その他		
計	100.0	46.7	0.4	0.3	23.7	26.1	27.6	29.8	0.2	52.4	0.9

産 業 別

建 設 業	100.0	63.1	19.3	12.0	30.1	37.8	32.5	35.3	1.7	36.9	-
製 造 業	100.0	46.3	4.9	5.7	24.9	37.5	28.2	30.0	3.6	53.5	0.2
卸売業・小売業	100.0	48.4	1.4	0.4	29.1	32.9	32.4	31.4	2.7	48.9	2.7
金融・保険業	100.0	39.2	0.3	0.3	30.7	3.8	33.7	35.2	0.3	60.8	-
不 動 産 業	100.0	20.0	-	-	20.0	20.0	20.0	20.0	-	80.0	-
運 輸 通 信 業	100.0	46.1	21.4	8.8	13.8	10.2	18.8	16.7	1.9	50.6	3.3
電気ガス水道業	100.0	38.0	13.9	11.4	17.7	20.3	24.1	22.8	1.3	62.0	-
サ ー ビ ス 業	100.0	46.4	1.0	1.1	19.4	13.0	24.7	30.7	0.5	53.6	0.0

規 模 別

500人以上	100.0	58.6	9.2	6.1	36.1	39.2	39.6	40.0	1.3	40.7	0.7
100～499人	100.0	56.7	10.5	9.0	31.3	36.3	38.7	35.1	2.4	42.6	0.8
30～99人	100.0	49.0	5.4	4.8	25.5	34.4	31.2	30.8	1.5	51.0	-
10～29人	100.0	40.9	0.9	0.0	19.0	15.4	20.5	26.7	1.3	57.3	1.7

(6) 採用時の年齢条件

パートタイマー雇用事業所における、パートタイマー採用時の年齢条件は20才台から年齢不問まで種々の条件が示されているが、産業計でみると、全事業所の43%が年齢不問と回答しているのが注目される。年齢制限のある事業所は57%であるが、20才までとしている事業所はわずかに3%にすぎず40才までがもっとも多く19%となっている。また、全事業所のうち二種類以上の条件を示しているものが10%近くある。

二種類以上の条件の事例

例① 25才まで、年齢不問

例② 30才まで、50才まで

事例をみると、雑役等単純作業には年齢不問、或いは比較的高い年齢条件を示し、事務や店員、又は製造作業には比較的低い年齢条件を示している事業所が多い。

産業別にみると、各産業とも「年齢不問」がもっとも多く、4割から5割をしめているが、その割合が高いのは金融保険業の60%、低いのは卸売業・小売業の38%となっている。また、年齢制限ありの事業所でも、比較的高い年齢条件を示しているところが多い。なかでも、「40才まで」がもっとも高い割合をしめており、産業別には建設業(27%)、卸売業・小売業(15%)、金融保険業(13%)、

運輸通信業(9%)、サービス業(29%)に多くみられる。

また、低い年令を条件としているのは卸売業・小売業で、「20才まで」8%、「25才まで」7%、「30才まで」9%で、「35才まで」の8%をあわせると、年令制限ありの事業所の過半数をしめている。ついで、運輸通信業、サービス業の順となっているが、これらの産業に共通してみられる特徴は、女子パートタイマーを配置する主な職業(表23参照)のうち、事務従事者の割合が比較的高い点があげられる。一方、高い年令条件を示している事業所の多い産業は、建設業で「40才まで」がもっとも多く27%、「45才まで」「50才まで」をあわせると44%となり、女子パートタイマーを配置する主な職業としては単純労働者が多い。

事業所規模別にみると「年令不問」はいずれも42%前後で大きな差はないが、年令制限の内訳で見ると若年層を求めているのは小規模事業所に多く、10~29人では、「20才まで」4.3%、「25才まで」11.4%、「30才まで」7.1%となっており、あわせて23%をしめている。500人以上では、「20才まで」0.6%、「25才まで」3.5%、「30才まで」2.1%をあわせて6%にすぎない。(表33、表34)

表33 産業別・規模別採用時の年令条件別事業所構成比

産業別 規模別	計	年令制限あり								年令不問	不明	二種類以上の条件を併用
		小計	20才まで	25才まで	30才まで	35才まで	40才まで	45才まで	50才まで			
計	100.0	56.9	2.9	6.7	5.7	6.0	18.5	9.0	8.1	42.9	0.2	9.7
産業別												
建設業	100.0	50.6	-	1.2	-	6.0	27.0	2.4	14.1	49.4	-	8.4
製造業	100.0	57.5	-	3.7	5.3	6.8	14.6	17.1	10.1	42.3	0.2	15.2
卸売業・小売業	100.0	61.7	8.1	7.1	9.2	8.0	14.9	8.3	6.1	38.3	0.1	7.4
金融・保険業	100.0	39.0	-	2.0	6.7	0.3	13.0	7.3	9.8	59.6	1.5	6.7
*不動産業	100.0	100.0	-	60.0	-	20.0	-	20.0	-	-	-	-
運輸通信業	100.0	44.8	5.2	6.9	7.6	8.1	8.8	4.8	3.4	55.2	-	10.1
電気・ガス・水道業	100.0	50.4	-	6.7	4.2	2.9	-	16.0	20.6	49.6	-	4.2
サービス業	100.0	57.9	2.5	10.6	3.5	3.8	28.8	0.9	7.7	42.1	-	7.7
規模別												
500人以上	100.0	57.0	0.6	3.5	2.1	7.9	18.5	16.1	8.2	42.5	0.5	5.8
100~499人	100.0	56.7	0.6	1.8	4.8	8.9	20.0	10.9	9.7	42.7	0.6	10.7
30~99人	100.0	54.6	2.3	2.4	4.7	10.7	17.1	4.7	12.1	45.3	0.1	-
10~29人	100.0	58.8	4.3	11.4	7.1	1.3	19.1	11.4	4.2	41.1	-	8.6

7. 女子パートタイマーの採用経路

女子パートタイマーを雇う際、「縁故採用」をしている事業所が一番多く、約半数の53.2%をしめている。「広告」を出す事業所は28.0%、「職業安定所」を利用している事業所は14.9%である。

表34 産業別・規模別採用時の年令条件別事業所構成比
(製造業・卸売業・小売業・サービス業)

(28)

採用条件別 産業・規模別	計	年 令 制 限 あ り	年 令 不 問	不 明	二種類 以上の 条件を 併用								
		小計	20才 まで	25才 まで	30才 まで	35才 まで	40才 まで	45才 まで	50才 まで				
製 造 業	規 模 計	100.0	57.5	-	3.7	5.3	6.8	14.6	17.1	10.1	42.3	0.2	15.2
造	500人 以上	100.0	59.8	-	2.7	1.0	7.4	20.5	18.7	9.5	39.8	0.4	3.0
業	100~499人	100.0	55.4	-	2.2	8.7	21.7	16.3	6.5	43.5	1.1	9.8	
	30~ 99人	100.0	51.4	-	2.7	10.8	21.6	5.4	10.8	48.7	-	13.5	
	10~ 29人	100.0	66.7	-	11.1	11.1	-	33.3	11.1	38.8	-	22.2	
卸 売 ・ 小 売 業	規 模 計	100.0	61.7	8.1	7.1	9.2	7.9	14.9	8.3	6.1	38.3	0.1	7.4
業	500 人以上	100.0	74.1	1.9	5.6	9.3	22.2	20.4	14.8	-	24.1	1.9	13.0
	100~499人	100.0	63.9	0.9	4.6	5.6	13.9	17.6	11.1	10.2	35.2	0.9	7.4
	30~ 99人	100.0	72.7	-	18.2	3.0	18.2	12.1	9.1	12.1	27.3	-	6.1
	10~ 29人	100.0	57.7	11.5	3.8	11.5	3.8	15.4	7.7	3.8	42.3	-	7.7
サ ー ビ ス 業	規 模 計	100.0	57.9	2.5	10.6	3.5	3.8	28.8	0.9	7.7	42.1	-	4.8
業	500人以上	100.0	48.5	1.5	5.9	3.0	4.4	17.6	8.8	7.3	51.5	-	12.1
	100~499人	100.0	58.6	-	3.4	6.8	6.8	21.3	3.4	16.8	41.4	-	13.5
	30~ 99人	100.0	55.0	7.2	0.5	7.2	8.1	16.2	1.0	14.8	45.0	-	7.7
	10~ 29人	100.0	60.0	-	20.0	-	-	40.0	-	-	40.0	-	4.7

この他、「広告」や「職業安定所」を利用している割合も、規模の大きい方が高く、職業安定所の利用では、500人以上の規模は31.1%であるが、規模が小さくなるにつれ、漸次その割合は低くなり、10~29人の規模では12.2%となっている。

産業別にみても、全産業とも縁故採用をしている事業所が多く、過半数をしめている。

規模別にみても、やはり各規模とも縁故採用が多く、500人以上の事業所では71.8%をしめており、大規模事業所ほど、縁故採用をとりいれている割合が高い。

また女子パートタイマーを比較的多く採用している繊維工業、電気機械器具製造業、医療保健業についてみると、繊維工業では91.8%とほとんどの事業所が縁故採用をしており、広告(17.8%)、職業安定所(14.8%)を利用している事業所は少ない。これに反し、電気機械器具製造業では広告を出している事業所が多く、51.5%で、縁故採用および職業安定所の利用も、それぞれ32.9%、39.2%で比較的多い。医療保健業では、縁故採用は20.3%、職業安定所の利用は12.9%、広告はわずか6.8%であるが、「当事業所の退職者」による事業所が76.6%と多くなっている。このことは、医療保健業が、他の産業と異なり、女子労働のしめる分野に概して専門的職業(医師看護婦など)が多く、とくに看護婦不足などから、これらの分野に女子パートタイマーを求めている事業所が多いからとも考えられる。

不動産業に高い割合をみている「その他」とは、「学校に依頼する」「職員の紹介」等というものであり、特殊なものとしては、「電話交換手」のように技術を必要とする職種の場合、それぞれの「技術者養成機関」に申込んでいるものや、金融保険業での「退職者宛はがき」により募集している

表35 産業別、女子パートタイマーの採用経路別事業所構成比

(M. A) (%)

採用経路別	計	職業安定所	広告	縁故	当退事業所の者	その他	不明
計	100.0	14.9	28.0	53.2	14.2	17.3	0.7
建設業	100.0	26.5	7.2	65.5	3.6	9.6	-
製造業	100.0	21.9	35.6	57.7	5.0	7.1	1.2
繊維工業	100.0	14.8	17.8	91.8	4.9	2.6	0.2
電気機械器具製造業	100.0	39.2	51.5	32.9	2.0	4.7	0.0
卸売業・小売業	100.0	21.0	35.4	52.8	4.8	17.5	0.1
金融保険業	100.0	9.2	5.6	55.1	16.5	24.7	3.0
不動産業	100.0	20.0	40.0	80.0	-	60.0	-
運輸通信業	100.0	7.3	8.2	51.7	28.1	33.6	1.9
電気・ガス・水道業	100.0	3.9	6.3	64.6	5.1	25.3	5.1
サービス業	100.0	3.8	21.5	47.3	29.5	25.2	0.0
医療保健業	100.0	12.9	6.4	2.0	76.6	69.8	0.0

表36 規模別、女子パートタイマーの採用経路別事業所構成比

(M. A) (%)

採用経路別	計	職業安定所	広告	縁故	当退事業所の者	その他	不明
規模別							
計	100.0	14.9	28.0	53.2	14.2	17.3	0.7
500人以上	100.0	31.1	33.5	71.8	19.3	16.4	0.6
100~499人	100.0	26.1	37.3	58.0	18.1	17.2	0.4
30~99人	100.0	12.5	26.5	65.9	11.7	19.3	1.5
10~29人	100.0	12.2	26.0	48.2	14.5	15.7	0.3

22.8%、「その他」が22.6%となっている。「その他」には、「欠勤者の補充」「常用労働力不足」「常用労働力の軽減」「欠員充足までの期間」「業務が軽易で短時間ですみ、パートで充分間にあう」等が含まれる。

産業別に雇用理由をみると、製造業、卸売業・小売業では、「若年労働力が得られないため」という事業所が多く、それぞれ49.0%、34.7%をしめている。しかし不動産業、運輸通信業では「特定日、特定時間に繁忙のため」という事業所の割合が高く、80.0%と、47.7%をしめている。この他、サービス業では、「経費が軽減されるから」が39.9%で一番多い。

また、規模別では、10~29人の小規模事業所においては、「若年労働力が得られないため」が39.4%と約4割をしめている。しかし、30人以上の規模では、「若年労働力が得られないため」というよりも「特定日、特定時間に繁忙のため」という事業所が多く、特に500人以上の大規模は、その割合が高く、43.8%と半数近くをしめている。規模の上に特色がみられる産業に医療保健業がある。医療

等がある。(表35、表36)

8. 女子パートタイマーを雇用する理由および採用時期

(1) 雇用する理由

女子パートタイマーを雇用する理由としては、若年労働力の不足が影響していると考えられる事業所が多く、「若年労働力が得られないため」が31.4%と、全体の約3割をしめている。ついで「特定日、特定時間に繁忙のため」が25.8%、「経費が軽減されるから」が

表37 産業別、女子パートタイマーの雇用理由別事業所構成比

(M. A) (%)

理由別	計	若年労働力が得られないため	中高年女子労働力をつかうため	特定季節に繁忙のため	特定日、特定時間に繁忙のため	産休日の補充として	資格ある人が得られるから	経費が軽減されるから	その他	不明
産業別										
計	100.0	31.4	11.4	14.4	25.8	2.3	8.6	22.8	22.6	0.6
建設業	100.0	7.6	16.1	24.5	30.5	-	-	28.1	25.3	-
製造業	100.0	49.0	16.9	19.7	16.2	1.7	5.2	11.5	17.9	1.2
卸売業・小売業	100.0	34.7	20.0	11.8	32.5	0.7	5.0	22.9	22.3	-
金融・保険業	100.0	1.7	2.6	11.8	36.3	0.3	3.2	25.1	42.2	3.2
不動産業	100.0	60.0	-	20.0	80.0	-	-	-	20.0	-
運輸通信業	100.0	7.4	1.5	24.9	47.7	16.2	1.7	8.1	36.5	0.0
電気・ガス・水道業	100.0	-	17.7	7.6	31.6	2.5	-	22.8	38.0	-
サービス業	100.0	17.2	1.9	7.3	26.3	1.2	18.0	39.9	23.1	0.0

保健業では、500人以下の中小規模事業所では「資格ある人が得られるから」という理由で、パートタイマーを雇用している事業所が圧倒的に多く、特に10~29人の小規模では、他の理由はまったくなく、全事業所が、このことを指摘している。が一方、500人以上の大規模では、この上記理由によるところは、わずか15.8%で、むしろ「特定日、特定時間に繁忙のため」が52.6%と一番多く、規模の小さい病院等では、看護婦等の有資格者をフルタイム労働に求めることの困難性がうかがえる。

また雇用理由上の地域性を、都市、郡部別にみると、大都市、小都市では、「若年労働力が得られないため」が37.9%と、35.5%でそれぞれ一番多い。しかし中都市、郡部においては「若年労働力が得られないから」という理由は約1割しかなく、中都市では「資格ある人が得られるから」が49.3%、郡部では「特定日、特定時間に繁忙のため」が25.4%で一番高い割合をしめている。(表37、表38、表39)

(2) 採用時期

パートタイマーの採用時期をみると、38年以後に採用した事業所が、約6割をしめている。すなわち、図7のとおり31年の0.7%に始まり、年とともに漸次増加をみせ、35年(6.1%)37年(10.2%)には増加率はやや高く、38年、39年では20.7%、28.4%と急激に増えている。38年、39年の急増は、経済の高

表38 規模別・女子パートタイマーの雇用理由別事業所構成比

(M. A) (%)

規模別	計	500人以上	100~499人	30~99人	10~29人
理由別					
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
若年労働力が得られないため	31.4	27.1	30.9	22.1	39.4
中高年女子労働力をつかうため	11.4	13.4	16.6	10.2	10.7
特定季節に繁忙のため	14.4	26.9	24.2	19.8	6.2
特定日、特定時間に繁忙のため	25.8	43.8	32.7	25.4	22.9
産休日の補充として	2.3	4.4	3.9	4.3	-
資格ある人が得られるから	8.6	5.7	7.6	6.6	10.6
経費が軽減されるから	22.8	20.3	13.1	19.0	29.2
その他	22.6	17.7	18.2	27.6	20.4
不明	0.6	0.5	-	1.5	0.0

度成長下で労働力需給のアンバランスが生じはじめたために企業の必要とする若年労働力の不足を生じた年であり、それを補うものとして、パートタイム雇用が増大したものと考えられる。

しかし30年以前から採り入れている事業所も、9.3%と約1割ある。

上記のような傾向は、産業別規模別にみても言えることであるが、30～99人の規模では30年以前にすでに16.4%の事業所が女子パートタイマーを採用しており、他の規模に比べてその割合は高くなっている。

また、30年以前に女子パートタイマーを雇用していた事業所の多い産業に、電気・ガス・水道業（27.7%）、運輸通信業（25.7%）、不動産業（20.0%）等があり、これらの産業では、いずれの規模においても、30年以前から雇用している事業所の割合が20～28%で、他産業に比べ高い。

地域別にみても、やはり年とともに採用事業所の割合は高くなり、38年、39年と急激にその割合は増しており、その傾向は規模別、産業別ともに変わりはない。

図7 女子パートタイマーの採用時期
(女子パートタイマーの多い産業)

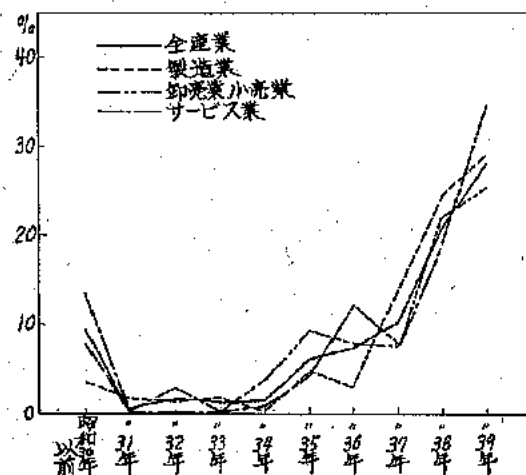


表39 地域別女子パートタイマーの雇用理由別事業所構成比 (M. A) (%)

地域別	計	大都市	中都市	小都市	郡部
理由別					
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
若年労働力が得られないため	31.4	37.9	8.3	35.5	12.2
中高年女子労働力をつかうため	11.4	8.2	4.3	16.2	9.3
特定季節に繁忙のため	14.4	11.9	11.4	14.5	22.5
特定日、特定時間に繁忙のため	25.8	35.5	17.8	18.3	26.4
雇休日の補充として	2.3	1.8	0.2	1.9	5.4
資格ある人が得られるから	8.6	6.6	49.3	5.2	6.2
経費が節減されるから	22.8	30.0	18.6	16.4	24.9
その他	22.6	16.0	55.4	23.5	24.1
不明	0.6	-	-	1.3	-

しかし、中都市では他とはことなり、一年早く37年（23.1%）、38年（35.1%）に急増している。特に全体の半数以上の事業所が38年に集中しており、39年では、わずかに7.8%となっていること、また、小都市、郡部では、30年以前に採用した事業所の割合が、12.0%と18.4%で、他の都市よりその割合が高いこと等が注目される。（表40、図7、表41、表42）

9. 女子パートタイム雇用の見通し

(1) 増減予定

現在、パートタイマーを雇用している事業所の向う1か年間（調査時40年5月）以降の女子パートタイマーの増減予定をみると、

表40 産業別女子パートタイマーの採用時期別事業所構成比 (%)

採用時期別	計	昭和30年以前	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	不明
産業別													
計	100.0	9.3	0.7	1.6	1.1	1.4	6.1	7.4	10.2	20.7	28.4	10.2	2.9
建設業	100.0	18.5	-	6.0	1.2	9.6	3.6	7.6	4.0	18.5	19.7	2.4	8.8
製造業	100.0	3.5	1.6	1.3	1.8	0.3	4.9	3.0	13.7	24.0	29.0	15.2	1.7
卸売業・小売業	100.0	7.8	0.2	2.8	0.1	3.6	9.3	7.9	7.5	22.0	25.4	9.7	3.7
金融・保険業	100.0	5.4	-	0.3	2.0	2.7	4.7	9.8	13.8	22.8	16.0	5.9	16.6
不動産業	100.0	20.0	-	-	-	-	-	-	-	60.0	20.0	-	-
運輸通信業	100.0	25.7	1.3	5.6	4.7	0.6	10.0	7.6	10.6	7.4	16.0	6.3	4.2
電気・ガス・水道業	100.0	27.7	1.3	5.1	1.3	0	1.3	11.4	7.6	13.9	24.1	3.8	2.5
サービス業	100.0	13.4	0	0	-	0.7	4.6	12.2	7.7	18.9	34.5	6.4	1.6

* 昭和40年は1月～5月迄の集計である。

表41 規模別女子パートタイマーの採用時期別事業所構成比 (%)

採用時期別	計	昭和30年以前	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	不明
規模別													
計	100.0	9.3	0.7	1.6	1.1	1.4	6.1	7.4	10.2	20.7	28.4	10.2	2.9
500人以上	100.0	8.8	1.8	2.0	2.9	2.6	5.3	7.9	11.6	19.1	23.1	11.0	3.9
100～499人	100.0	6.4	1.6	0.3	2.8	2.6	8.3	8.6	13.4	23.6	20.1	7.0	5.3
30～99人	100.0	16.4	1.2	1.9	1.6	0.9	8.3	3.6	10.0	15.6	25.8	11.7	3.0
10～29人	100.0	4.5	-	1.8	-	1.3	3.6	10.1	9.2	24.2	33.4	10.0	1.9

* 昭和40年は1月～5月迄の集計である

表42 地域別女子パートタイマーの採用時期別事業所構成比 (%)

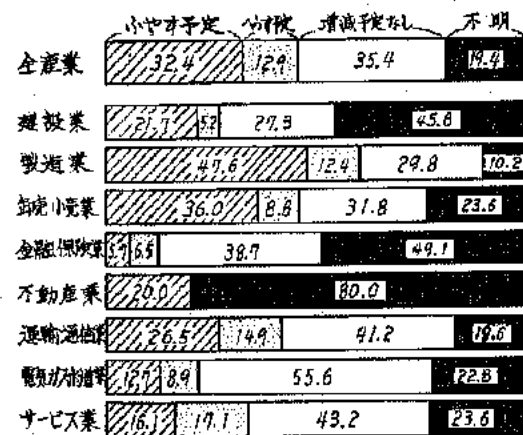
採用時期別	計	昭和30年以前	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	不明
地域別													
計	100.0	9.3	0.7	1.6	1.1	1.4	6.1	7.4	10.2	20.7	28.4	10.2	2.9
大都市	100.0	3.8	1.5	0.3	1.8	0.9	6.3	10.9	14.8	12.6	32.7	11.7	2.5
中都市	100.0	3.0	0.1	0.1	0.6	-	0.2	4.0	23.1	53.1	7.8	5.5	2.5
小都市	100.0	12.0	0.4	2.0	0.5	2.2	6.3	5.3	7.3	21.8	26.7	12.9	2.7
郡部	100.0	18.4	-	4.6	1.0	0.9	7.6	5.6	1.1	25.3	29.8	0.7	4.4

* 昭和40年は1月～5月迄の集計である

32.4%の事業所が「ふやす予定」と答えている。現状どおり「増減の予定なし」という事業所は35.4%、「へらす予定」は12.9%であり、現状維持かふやす予定の事業所は全体の約7割をしめている。

産業別に増減状況をみると、製造業、卸売業・小売業では、「ふやす予定」の事業所の割合が高く、規模別では、小規模事業所の方がその割合は高く、規模が大きくなるにつれて低くなっている。反面、「へらす予定」の割合は、大規模事業所の方が高い。

図8 産業別、女子パートタイマーの増減予定



規模別にみると、500人以下の規模では「ふやす予定」は32~33%であるが500人以上の大規模事業所では22.9%と、その割合は低い。一方「へらす予定」については、500人以上の大規模事業所では、17.4%で規模が小さくなるにつれ、「へらす予定」の事業所の割合は少なく、10~29人の小規模事業所では、9.3%となっており、若年労働力不足を反映して、今後の女子パートタイム雇用の需要が、小規模事業所の方に高いことがうかがえる。

金融保険業、運輸通信業、サービス業においては、「増減予定なし」の割合が高く、金融保険業、サービス業では、規模が大きくなるにつれ「ふやす予定」の事業所が多く、「へらす予定」の事業所は少なくなっている。(表43、図8)

(2) 増減予定の職種

現在、女子パートタイマーを雇用している事業所において、今後、女子パートタイマーを増やす予定の事業所、又は減らす予定の事業所が、どの職種について考慮しているかについては、現在パートタイマーを雇用している事業所の14.5%が、「技能工生産工程作業員」については「増やす予定」で

表43 産業別、規模別女子パートタイマーの増減

産業別	増減予定別	規模別					10 ~ 29 人				
		計	ふやす予定	へらす予定	増減なし(現状)	不明	計	ふやす予定	へらす予定	増減なし(現状)	不明
計		100.0	32.4	12.9	35.4	19.4	100.0	33.0	9.3	38.4	19.3
建設業		100.0	21.7	5.2	27.3	45.8	100.0	-	-	-	100.0
製造業		100.0	47.6	12.4	29.8	10.2	100.0	77.8	-	11.1	11.1
卸売業・小売業		100.0	36.0	8.8	31.8	23.6	100.0	34.6	7.7	30.8	26.9
金融・保険業		100.0	5.7	6.5	38.7	49.1	100.0	-	7.7	84.6	7.7
不動産業		100.0	-	20.0	-	30.0	100.0	-	-	-	-
運輸通信業		100.0	26.5	14.9	41.2	17.6	100.0	25.0	0.0	66.7	8.3
電気・ガス・水道業		100.0	12.7	8.9	55.6	22.8	100.0	-	12.5	62.5	25.0
サービス業		100.0	16.1	17.1	43.2	23.6	100.0	-	20.0	60.0	20.0

あると答えており、その割合は、他の職種に比べ高い。ついで「単純労働者」が9.2%、「販売従事者」が4.3%、「事務従事者」が4.1%の順となっている。これらの職種を規模別にみると、「技能工生産工程作業員」では、10~29人の規模で19.9%、500人以上の規模では7.7%と、規模が大きくなるにつれ、その割合は小さくなっている。前記の他の職種においても、同様、規模の大きい程、増やす予定の事業所の割合は少ない。

「減らす予定」では、どの職種をみても、その割合は少なく、全事業所の5%に満たない。なかでも比較的高いのは、「サービス職業従事者」で4.9%、ついで「事務従事者」の4.1%、「技能工生産工程作業員」の3.7%の順となっている。規模別にみると500人以上の規模では10.1%の事業所が「販売従事者」を減らす予定にしており、他の規模が1%前後であるのに比べはるかに高い。

すなわち、「販売従事者」「技能工生産工程作業員」「単純労働者」について、小規模事業所は「増やす予定」の割合が高く、大規模事業所では反対に「減らす予定」の割合が高い傾向をみせている。

女子パートタイマーの多い産業についてみると、製造業は、「技能工生産工程作業員」「単純労働者」に増やす予定の事業所が多く、特に10~29人の規模では、その割合は高く、「技能工生産工程作業員」では、66.7%と全事業所の7割近くが増加を予定している。

卸売業・小売業では「事務従事者」「販売従事者」「サービス職業従事者」に、いずれの規模も減らす予定より増やす予定の割合が高く、特に「販売従事者」は500人以上の規模が35.1%で、その割合は高い。しかし「単純労働者」は、小規模事業所の方に、増やす予定の割合が高くなっている。また、サービス業では「事務従事者」「サービス職業従事者」を減らす予定の事業所が多い。(表44、表45)

(3) 増減予定の理由

女子パートタイマーを雇用している事業所において、今後いずれかの職種で、女子パートタイマーを増やす予定があると答えた事業所は、32.4%であるが、その主な理由は、「業務量増加のため」

予定別事業所構成比

(%)

計	ふやす予定	へらす予定	増減なし(現状)	不明	30 ~ 99 人					100 ~ 499 人					500 人以上				
					計	ふやす予定	へらす予定	増減なし(現状)	不明	計	ふやす予定	へらす予定	増減なし(現状)	不明	計	ふやす予定	へらす予定	増減なし(現状)	不明
100.0	31.9	15.8	33.3	18.9	100.0	33.2	16.2	30.1	20.5	100.0	22.9	17.4	40.3	19.4	100.0	22.9	17.4	40.3	19.4
100.0	30.0	0.0	40.0	30.0	100.0	15.0	20.0	5.0	60.0	100.0	-	11.1	55.6	33.3	100.0	-	11.1	55.6	33.3
100.0	37.8	19.0	37.8	5.4	100.0	25.0	16.3	40.2	18.5	100.0	19.3	21.0	41.9	17.8	100.0	19.3	21.0	41.9	17.8
100.0	39.4	12.1	33.3	15.2	100.0	35.2	9.3	37.0	18.5	100.0	48.1	9.3	29.6	13.0	100.0	48.1	9.3	29.6	13.0
100.0	8.8	5.9	5.9	79.4	100.0	9.1	4.5	27.3	59.1	100.0	23.5	5.9	23.5	47.1	100.0	23.5	5.9	23.5	47.1
100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-	50.0	-	50.0	100.0	-	50.0	-	50.0
100.0	25.8	19.4	35.4	19.4	100.0	31.7	28.9	10.5	28.9	100.0	15.8	15.8	55.3	13.1	100.0	15.8	15.8	55.3	13.1
100.0	18.2	0	63.6	18.2	100.0	28.6	14.3	38.1	19.0	100.0	-	-	60.0	50.0	100.0	-	-	60.0	50.0
100.0	24.9	14.4	29.2	31.5	100.0	48.3	14.6	20.2	16.9	100.0	30.4	10.2	34.8	24.6	100.0	30.4	10.2	34.8	24.6

表44 産業別、規模別ふやす予定の職種別事業所構成比 (M. A) (%)

産業・規模別	計	専門的職業技術的管	事務従事者	販売従事者	運輸通信従事者	技術作業 技能工生産工程	単純労働者	サービス職業従	分類不能
計	100.0	1.8	4.1	4.3	1.0	14.5	9.2	2.3	0.0
産業別									
建設業	100.0	-	13.3	-	-	-	8.4	-	-
製造業	100.0	0.1	3.6	-	-	35.8	16.5	0.1	-
卸売業・小売業	100.0	0.0	2.9	19.3	-	6.1	11.2	2.8	-
金融・保険業	100.0	-	4.7	-	-	-	0.8	0.3	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	100.0	-	1.4	0.6	14.2	-	-	0.6	-
電気・ガス・水道業	100.0	-	11.8	-	-	-	4.2	2.5	-
サービス業	100.0	6.1	2.5	-	-	0.3	1.9	5.2	0.0
規模別									
500人以上	100.0	2.9	2.7	3.5	-	7.7	5.9	4.7	0.2
100～499人	100.0	6.9	6.3	2.4	0.8	10.0	5.9	5.2	-
30～99人	100.0	2.0	2.6	2.4	0.8	10.2	10.3	3.7	-
10～29人	100.0	-	4.6	6.4	1.3	19.9	9.6	-	-

表45 産業別、規模別へらす予定の職種別事業所構成比 (M. A) (%)

産業・規模別	計	専門的職業技術的管	事務従事者	販売従事者	運輸通信従事者	技術作業 技能工生産工程	単純労働者	サービス職業従	分類不能
計	100.0	0.2	4.1	1.1	0.7	3.7	3.0	4.9	0.0
産業別									
建設業	100.0	-	-	-	-	-	2.4	2.8	-
製造業	100.0	0.0	0.2	0.0	-	8.0	5.1	1.7	-
卸売業・小売業	100.0	-	0.1	5.0	-	-	3.0	0.7	-
金融・保険業	100.0	0.3	4.7	-	-	-	1.5	-	-
不動産業	100.0	-	-	20.0	-	-	20.0	-	-
運輸・通信業	100.0	-	2.0	-	9.6	-	2.6	1.2	-
電気・ガス・水道業	100.0	-	3.4	-	-	-	5.1	-	-
サービス業	100.0	0.5	12.5	-	-	2.5	0.7	13.3	-
規模別									
500人以上	100.0	0.8	4.0	10.1	0.4	7.7	4.3	2.1	-
100～499人	100.0	1.1	0.5	0.4	1.9	3.5	5.5	3.8	-
30～99人	100.0	-	2.4	1.2	1.1	8.0	4.0	3.6	-
10～29人	100.0	-	6.6	1.3	-	-	1.3	6.4	-

35.3%、「若年労働力が得られないため」23.9%、「常用労働力が得られないため」10.3%等である。この他、「中高年家庭婦人の労働力を積極的に利用するため」が8.8%、「経費節減のため」が5.1%である。

一方減らす予定の事業所は12.9%であるが、その理由としては、「常用労働者にかえるため」が圧倒的に多く、減らす予定の事業所の63.0%であり、ついで「業務量減少のため」が18.2%である。この他、女子パートタイマーの作業能率が悪いとか、職業意識が低い等、パートタイマー自身の欠陥のため、減らす予定という事業所は、6.4%である。

産業別に増やす予定の理由をみると、製造業では「若年労働力が得られないため」の理由による事業所が多く、37.4%である。しかし、他の産業では「業務量増加のため」という事業所が圧倒的に多い。また減らす予定の事業所についてみると、運輸通信業、電気・ガス・水道業では「業務量減少のため」が50.9%、100.0%とそれぞれ高い割合を示しているのが目だっている。他の産業では「常用労働者にかえるため」の理由による事業所が多い。(表46)

表46 産業別女子パートタイマーの増減予定の理由別事業所構成比 (M. A) (%)

増減予定別	ふやす予定							へらす予定									
	増減理由別	計	若年労働力が得られないため	常用労働力が得られないため	中高年家庭婦人労働力を利用するため	業務量増加のため	充として 産休・病休者の補	経費節減のため	不 明	計	業務量減少のため	常用労働者にかえるため	欠勤が多いため	選別が多いため	無責任であるため 熱意・責任感がない	能率がわるい	不 明
産業別																	
計		100.0	23.9	10.3	8.8	35.3	3.5	5.1	28.2	100.0	18.2	63.0	3.7	0.6	1.6	0.5	14.0
建設業		100.0	-	27.8	-	33.3	-	-	38.9	100.0	69.2	7.7	-	-	-	-	7.7
製造業		100.0	37.4	9.8	8.7	34.6	0.4	7.7	25.9	100.0	19.2	43.7	6.5	1.6	2.0	0.5	30.4
卸売業・小売業		100.0	10.2	4.5	16.8	28.7	1.9	0.5	38.3	100.0	39.2	49.4	7.6	-	0.8	-	3.0
金融・保険業		100.0	-	5.3	-	60.5	-	2.6	34.2	100.0	23.3	30.2	-	-	-	-	46.5
不動産業		-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-
運輸・通信業		100.0	12.6	-	1.0	23.3	33.5	12.6	29.6	100.0	50.9	28.2	3.7	-	9.8	3.7	9.3
電気・ガス・水道業		100.0	-	-	-	50.0	-	-	50.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
サービス業		100.0	4.2	25.0	-	52.2	6.3	0.2	18.5	100.0	1.2	95.5	-	-	-	-	3.3

10. パートタイマーを雇用していない事業所におけるパートタイム雇用の見通し

パートタイマーを雇用していない事業所は全体の89.2%であったが、これらの事業所が「近くパートタイマーを雇用する予定があるかどうか」の質問に対して、「雇用の予定なし」と答えた事業所が84.6%、「検討中」は10.1%で、「雇用の予定あり」はわずか3.9%である。

産業別にみても、どの産業においても「雇用の予定なし」という事業所が非常に多く、80%以上をしめている。特に不動産業ではその割合(100.0%)が高い。一方、「雇用の予定あり」は、どの産業もその割合は低いが、そのうちやや割合の高いのは金融保険業(6.0%)、製造業(4.6%)である。

表47 産業別、パートタイマーの雇用予定別パートタイマーを雇用していない事業所構成比 (%)

雇用予定別	計	雇用あり予	検討中	雇用なし予	その他
産業別					
計	100.0	3.9	10.1	84.6	1.4
建設業	100.0	1.1	5.7	92.5	0.7
製造業	100.0	4.6	14.9	79.1	1.4
卸売業・小売業	100.0	6.0	11.6	81.2	1.2
金融・保険業	100.0	2.2	4.9	91.4	1.5
不動産業	100.0	-	-	100.0	-
運輸・通信業	100.0	1.7	3.8	94.1	0.4
電気・ガス・水道業	100.0	1.1	1.0	97.3	0.6
サービス業	100.0	2.6	7.6	87.8	2.0

表48 規模別、パートタイマーの雇用予定別パートタイマーを雇用しない事業所構成比 (%)

雇用予定別	計	雇用あり予	検討中	雇用なし予	その他
規模別					
計	100.0	3.9	10.1	84.6	1.4
500人以上	100.0	2.2	9.2	87.0	1.6
100~499人	100.0	4.5	10.5	82.8	2.2
30~99人	100.0	3.9	9.1	84.8	2.2
10~29人	100.0	3.8	10.6	84.7	1.0

表49 産業別、パートタイマーの雇用予定理由別、パートタイマーを雇用していない事業所構成比 (M.A.) (%)

雇用予定理由別	計	若年労働力が得られないため	常用労働力が得られないため	中高年労働者を利用するため	特定季節に繁忙するため	特定日に繁忙するため	臨時雇用の補充	資力ある人が得られないから	経費が膨張されるから	その他	不明
産業別											
計	100.0	11.0	22.8	0.6	27.1	3.3	3.7	1.3	0.0	27.7	4.9
建設業	100.0	-	11.0	-	41.1	2.1	-	-	-	36.6	10.3
製造業	100.0	3.5	36.0	0.5	35.2	4.4	0.1	2.9	0.1	20.3	-
卸売業・小売業	100.0	-	14.5	0.2	16.2	0.2	-	-	-	51.5	17.9
金融・保険業	100.0	-	13.2	0.9	19.4	13.2	-	-	-	54.2	-
不動産業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	100.0	6.2	2.6	2.6	51.9	3.8	13.0	-	-	26.1	-
電気・ガス・水道業	*100.0	-	-	-	16.9	-	16.0	-	-	76.0	-
サービス業	100.0	54.6	17.3	-	3.6	2.7	13.7	-	-	5.4	2.7

* 印はサンプル数が少ない。

各規模においても「雇用の予定なし」がそれぞれ80%以上をしめ、「雇用の予定あり」はいずれも5%にみだり規模による較差はみられない。(表47, 表48)

新たにパートタイマーの雇用を予定している事業所は非常に少ないが、これらの事業所の雇用しようとする理由は「特定季節に繁忙のため」27.1%、「常用労働力が得られないため」22.8%、「若年労働力が得られないため」11.0%、「その他」が27.7%となっており、現在すでに雇用している事業所では、「若年労働力が得られないため」という事業所の割合が比較的高いとは異なり、「特定季節に繁忙のため」という事業所が多く、「特定日又は特定時間に繁忙のため」をあわせると一時的な業務のために雇用する事業所が大部分とみなされる。(表49)

また現在雇用していない事業所のうち、2.7%の事業所がかつてパートタイマーを雇用していた事業所であって、これらの事業所がパートタイム雇用をやめた理由は、「業務量減少」による事業所が多く30.9%、ついで「常

表50 産業別、雇用をやめた理由別、パートタイマーを雇用していない事業所構成比 (M.A.) (%)

雇用をやめた理由別	計	業務量減少のため	常雇労働者にかえるため	欠勤が多いため	遅刻が多いため	熱意なく無責任で職務を怠る	その他	不明
産業別								
計	100.0	30.9	26.4	6.4	15.1	13.5	10.2	0.3
建設業	100.0	7.4	1.2	3.7	44.4	7.4	40.0	1.2
製造業	100.0	25.8	23.6	9.6	16.4	23.9	5.8	0.8
卸売業・小売業	100.0	18.5	21.3	10.5	19.9	14.7	15.1	-
金融・保険業	100.0	26.7	41.0	-	19.3	-	13.0	-
不動産業	100.0	-	-	100.0	-	100.0	-	-
運輸・通信業	100.0	52.5	18.8	-	13.6	2.5	15.1	-
電気・ガス・水道業	100.0	75.0	-	-	12.5	-	12.5	-
サービス業	100.0	44.7	50.0	-	1.3	-	4.0	-

用労働者にかえるため」が26.4%である。パートタイマーの欠勤とか、遅刻が多い、熱意がない等、パートタイマー自身の問題で、雇用上マイナスをきたすという考えから雇用をやめた事業所は、13.5%である。(表50)

11. パートタイム雇用事業所の意見、要望

女子パートタイマーを雇用する事業所のパートタイム雇用および、女子パートタイマーについての意見、要望をよせた事業所は351事業所であった。

回答事業所の63.5%が、パートタイム雇用についての意見、要望を、また51.6%の事業所が女子パートタイマーについての意見、要望をのべており、これらの回答から、「社会保険の適用が面倒だ、はっきりした立法を望む」「一般社員より割高賃金のため使いにくい」「パート専門のあっせん組織の確立を望む」「看護婦の資格ある者を確保するためには、能率の悪いパートタイマーでもやむを得ぬ」等、社会保険制度、雇用関係、長時間労働者との関係等々、いくつかの問題がうかがえる。

回答のうち、パートタイム雇用についての主な意見は、「業務量に応じた雇用が出来るので便利」という事業所が多く、全体の11.1%である。その他「職種により大いに活用したい」(3.4%)、「パートは現在の社会情勢よりして良い制度と思う」(0.6%)等、パートタイム雇用を積極的に歓迎する意見がみられるが、しかし一方、「移動がはげしく、雇用が不安定」(13%)、「高賃金が要求される」(0.3%)、「パートタイマーのプロ化が目立ち、賃金、労働条件の苦情が多く、モラルも低いので、採用に問題がある」(0.6%)等その雇用の困難性もあげられており、「パート雇用は変形であり、可能な限り雇用は避けたい」という事業所もみられる。

しかし今後の雇用の見通しとしては、「作業の一部をパートタイマーに委ねなければやっていけない現状であり、今後パートタイマーに対する教育指導は大きな課題である」(0.9%)という意見もあり、さきにも述べた「増減予定」での「ふやす予定」の事業所の割合が多いことからみても、問題をかかえながらも、労働力確保の合理的な方法としてパートタイム雇用に期待する傾向が続くものとみら

れる。

また、社会的事項としては、「パートの紹介機関への要望」「社会保険についての意見」が、それぞれ6.3%、1.4%みられる。

女子パートタイマーについての意見、要望では、作業態度についてのべている事業所が多く、35.6%である。その内容をみると「作業態度は良好」(29.9%)、「中高年者は若年者よりねばりがある」(1.7%)等、良い点をあげている事業所もあるが、一方、「仕事に対する責任感が少ない」(11.1%)、「出勤率が低い。他」(19.4%)等、職業意識の低いことを指摘している事業所がはるかに多い。

表58 パートタイム雇用および女子パートタイマーについての使用者の意見、要望
回答事業所数 351

	事業所	%
I パートタイム雇用について	222	63.5
イ. 採用について	95	27.1
○業務量に応じた雇用が出来るので便利である。他	39	
○経費節減のため雇用する	3	
○経費節減に役立ったが、営業成績をあげる点にはかける	1	
○高度の技術をもつ人を随時得られるので便利である。他。(バスガイド、他)	2	
○一般労働力の雇用困難等のため、パートを雇っている	6	
○若年女子を望む	1	
○若い労働力の不足のため、中高年層に頼っている。	9	
○中高年女子の知識経験を生かす予定で発足したが、初期の目的は達している。	2	
○中高年者の雇用のあり方として、パートは、大いに活用したい。	3	
○30~45才位が適当。他(用務員、店員他)	4	
○パート雇用は変形であり、可能な限り雇用は避けた。他	6	
○常用労働者の欠勤のあなうめになっている	7	
○常用労働者の欠員のあなうめになっているが、資格者のパートを得ることは困難であるので、常用労働者が確保出来ることが望ましい。(看護婦)	1	
○パートタイマーのプロ化が目立ち、賃金、労働条件の苦情が多く、モラルも低いので、採用に問題がある。	2	
○経験者、又は知識のある者を希望す。(店員)	2	
○販売のパートは客とのつながりがやすい。	1	
○身元の確実な人を。他	5	
○仕事になれた人を正規採用したくも、家庭の主婦が多いため、出来ないなやみがある。	1	
ロ. 定着について	23	6.6
○移動がはげしく雇用が不安定。	18	
○既婚者は永続性がある。	1	
○恒久化すると、一般労働者のモラルの低下をまねく。	3	
○継続者を希望す。	1	
ハ. 職種について	22	6.3
○職種によっては大いに活用したい。他	12	
○若年層にきられる職種に回し、効果を得たい。	03	
○責任ある仕事は不向きだから単純職には使用出来る。	2	
○中高年者は熟練度の関係から、比較的単純作業に限定されるので、雇用量に限界		

がある

- 適応職種がないので、雇用は極力さげたい。
- 増設がない限りパートの職種はない。
- 検針、集金は、単純定型業務であり、時間に拘束がなく、主婦に適任である。

ニ. 労働時間について

- 交替制での常用労働者のあなうめにしたく、朝早くか、または5時過ぎにパートを必要とするが、希望者なく、採用困難。他。
- 就業時間が任意のため、緊急の場合、必要人員が獲得出来ないなやみあり。
- 作業時間がまちまちなので、重要な作業につかせられない。
- 夜間勤務を希望するので、男子の方がよい。(病院)

ホ. 賃金について

- パートは能率給でない、採算がとれない。
- 一般社員より割高賃金のため使いにくい。
- 職安でいう賃金は支払いきれない。
- 高賃金が要求される。
- 官庁関係の雇用賃金が高いので、雇用がむずかしくなった。
- 適正賃金の決定がむずかしい。
- 定員の不足をカバーしているので、非常に安い賃金となる。(学校事務)
- その他

ヘ. 紹介機関について

- パート専門のあっせん組織の確立を望む。他。
- 従来縁故以外に採用の手段がなく、採用を見送ることもあった。
- 緊急に雇用したくも間に合わない。
- 職安によっては、委託業務(検針等)は紹介の対象にならないと、紹介をして職くれないところもあるが、積極的に紹介してほしい。
- 職安は、労働条件、仕事の内容等をくわしく調べて、求職者に説明した上で紹介してほしい。
- 年末、年始に大量採用したいので、職安の協力を望む。
- 学校側の協力を切望す。
- 職安で紹介されても来ず、また来ても契約しただけで来ない人がある。
- 職安は女子パートの紹介については、積極的に求人側の要望をいれてくれるが、年少者、男子のパートについてもしてほしい。

ト. 社会保険について

- 社会保険加入資格の法的明確化を望む。
- 社会保険の適用が面倒だ、はっきりした立法を望む。
- 短期間の雇用が多いため、日雇健保、日雇失保の適用除外申請等の事務処理が大変複雑なのは問題だ。
- パートについては、社会保険の適用は除外すべきだ。
- 社会保険に全員加入してほしいが、いやがる者が多い。

チ. 雇用の見通しについて

- パートは現在の社会情勢よりして、よい制度と思う。
- 作業の一部をパートに委ねなければやっていけない現状であり、今後パートに対する教育指導は大きな課題である。
- 女子不足のため、パート雇用は増大すると思うが託児施設の増強により、現在(40~45才位)より若い層の雇用が可能で、また長期的雇用が期待出来る。
- パートを増員したいが、働ける人は、すでに常用なり、内職なりで働いており、パート雇用は期待うす。

- 今後希望通り充足出来るかどうか、不安。
- 雇用期間が短期であるため、採用難。
- 看護婦の資格ある者を確保するためには、能率悪くもやむを得ぬ。
- 看護婦の資格ある人は社会に出てほしい。
- 特殊技術（電話交換手）を必要とするので、訓練をしなければならず、パートは雇用したくない。

II 女子パートタイマーについて

イ. 出勤状態について

- 出勤率が低い。欠勤をしないでほしい。無届欠勤は困る。
- 仕事はよくやるが出勤率がよくない。
- 家庭婦人はよく働けるが、時々休むので作業計画に不便をきたす。
- 子どもの学校行事による欠勤が多い。
- 有夫者の日曜欠勤が多い。他。
- 勤務時間にムラがある。
- 近所の主婦を多く採用しているが出勤率はよい。

ロ. 作業態度について

- 作業態度は良好である。
- 中高年者は、若年者より、ねばりがあり、労働力の一端をになっている。（包装、事務、販売）
- 通常勤より少ない労働時間であるので、倦怠感をいなくことなく、非常に能率的である。
- 主婦は責任感ある。
- 近隣農家の主婦が主体であるが、作業態度はまじめで能率は非常によい。
- 臨時工より能率、出勤率がよい。
- 一般従業員に比較して、パートという安易な気持ちから労働意欲、研究に乏しい。
- 本工にくらべ出勤状態は悪く、能率もおちる。
- 仕事に対する責任感が少ない。
- 労働意欲が低い。
- 働くことに誇りを持つようになしてほしい。
- 退職時には、はっきり退職通知をしてからやめてほしい。
- 企業意識が低い。
- 団体生活での協調が必要。
- 文句が多い。
- 権利を主張し、義務を怠る。
- 高年令者は仕事はまじめだが作業動作が劣る。
- 高年令者は比較的動作がよい。若い方がよい。（包装・他）
- 農家の主婦は工場労働力としては適応性が低い。

ハ. その他について

- 継続性がないので、適当な教育訓練が出来ない。
- 責任感がないので、専任指導員をつけて専門的教育をし、大きな労働力としたい。（皿洗い、他）
- 業務終了と同時に雇用関係が終了するので人情的にやりにくい。

1	
1	
1	
1	
1	
181	51.6
89	25.4
68	
2	
14	
1	
2	
1	
1	
125	35.6
20	
6	
3	
1	
1	
16	
2	
39	
8	
8	
1	
2	
3	
2	
1	
3	
4	
1	
3	0.9
1	
1	
1	

付表 1 産業別規模別パートタイマーを雇用している事業所の割合 (%)

産業中分類別	規模別	計	パートタイマーを雇用している事業所					女子パートタイマーを雇用している事業所				
			用いている事業所					用いている事業所				
			小計	10~29人	30~99人	100~499人	500人以上	小計	10~29人	30~99人	100~499人	500人以上
計		100.0	10.8	8.2	13.0	19.1	25.3	10.1	7.8	11.6	41.4	24.4
E 建設業		100.0	2.2	1.0	2.8	6.1	11.5	1.9	0.5	2.8	6.1	11.5
F 製造業		100.0	10.3	5.9	14.1	19.3	25.8	10.2	5.9	14.1	18.9	25.4
18 食料品		100.0	13.3	-	22.6	29.4	35.6	13.3	-	22.6	29.4	32.2
19 たばこ		100.0	27.0	-	-	33.3	11.1	27.0	-	-	*33.3	11.1
20 繊維業		100.0	10.8	10.0	10.0	13.5	25.9	10.6	10.0	10.0	12.2	25.9
21 衣服その他		100.0	16.9	18.2	10.0	28.6	33.3	16.9	18.2	10.0	28.6	33.3
22 木材製品		100.0	5.1	4.2	8.3	20.0	-	5.1	4.2	8.3	20.0	-
23 家具装飾品		100.0	9.1	-	20.0	33.3	50.0	9.1	-	20.0	33.3	50.0
24 パルプ紙		100.0	8.3	-	14.3	17.6	18.6	8.3	-	14.3	17.6	18.6
25 出版印刷		100.0	5.1	-	14.3	6.3	15.0	5.1	-	14.3	6.3	15.0
26 化学		100.0	15.5	-	45.5	13.5	20.1	15.5	-	45.5	13.5	20.1
27 石油石炭製品		100.0	3.9	-	-	-	9.5	3.9	-	-	-	9.5
28 ゴム製品		100.0	21.7	-	*25.0	10.0	38.8	21.7	-	*25.0	10.0	38.8
29 皮革同製品		100.0	0.5	-	-	-	*50.0	4.6	-	-	-	*50.0
30 窯業土石製品		100.0	6.7	-	9.1	18.8	10.2	6.7	-	9.1	18.8	10.2
31・32 鉄鋼非鉄金属		100.0	5.3	-	5.9	12.5	25.0	5.3	-	5.9	12.5	25.0
33 金属製品		100.0	9.8	-	8.0	18.5	37.9	3.8	-	8.0	18.5	37.9
34 機械		100.0	11.1	7.7	18.0	10.0	27.0	11.0	7.7	16.0	10.0	25.2
35 電気機器		100.0	26.7	22.2	26.7	40.5	40.9	26.4	22.2	26.7	38.1	40.9
36 輸送用機器		100.0	10.0	-	9.1	19.0	16.0	10.0	-	9.1	19.0	16.0
37 精密機器		100.0	3.1	-	-	21.4	29.5	3.1	-	-	21.4	29.5
38 武器製造		100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39 その他		100.0	10.7	12.5	-	38.5	33.3	10.7	12.5	-	38.5	33.3
G 卸売業小売業		100.0	14.6	14.2	13.5	27.6	38.4	13.7	13.2	12.7	27.3	37.0
46 飲食店		100.0	27.6	25.0	35.0	44.1	*100.0	18.9	15.0	30.0	44.1	*100.0
40・41 卸売業		100.0	8.6	9.0	6.9	14.3	16.7	8.4	9.0	6.4	13.9	13.9
42~45・47~49 小売業		100.0	22.5	19.7	28.8	50.4	58.9	22.5	19.7	28.8	50.4	58.9
H 金融・保険業		100.0	6.3	5.0	7.3	9.0	13.9	5.9	4.7	6.9	8.2	13.9
I 不動産業		100.0	2.8	-	-	14.3	*66.7	1.8	-	-	7.1	*66.7
J 運輸通信業		100.0	8.9	6.7	11.1	9.9	14.1	6.9	5.0	8.6	8.0	11.0
60~67 運輸業		100.0	3.7	2.6	3.1	5.3	10.8	2.8	1.9	2.3	5.0	7.4
68 通信業		100.0	20.6	14.0	30.8	21.6	29.8	16.0	10.5	24.0	18.0	28.1
K 電気・ガス・水道業		100.0	3.5	2.6	3.8	5.0	9.8	3.5	2.6	3.8	5.0	9.8
L サービス業		100.0	13.6	9.6	17.6	38.3	60.3	12.3	9.6	13.7	35.9	58.6
80 旅館・貸間		100.0	26.5	-	-	72.7	90.0	23.3	-	-	63.6	90.0
81 対個人サービス		100.0	15.3	-	56.0	40.0	*100.0	15.3	-	66.0	40.0	*100.0
83 対事業所サービス		100.0	7.6	-	40.0	20.0	12.5	5.8	-	30.0	20.0	12.5
86 映画		100.0	12.8	-	-	-	55.6	12.8	-	-	-	55.6
87 娯楽		100.0	38.1	33.3	50.0	50.0	*50.0	38.1	33.3	50.0	50.0	*50.0
88 医療保健		100.0	18.5	25.0	5.6	36.4	84.5	15.5	25.0	-	33.3	61.8
90 教育		100.0	12.2	10.0	15.6	26.3	63.0	11.1	10.0	12.1	26.3	60.9
その他		100.0	8.2	-	16.7	37.5	37.5	8.2	-	16.2	37.5	37.5

注 *はサンプルがきわめて少ない。

付表 2 産業別パートタイマー雇事業所及びパートタイマー構成比 (%)

産業中分類別	パートタイマー雇事業所				
	計	(女子パート タイマー雇用 事業所)	パートタイマー		
			計	女	男
産業計	100.0	(100.0)	100.0	100.0	100.0
建設業	1.3	(1.2)	1.6	1.0	4.0
製造業	34.3	(36.6)	29.2	35.2	6.7
食料品の製造業	4.0	(4.3)	6.1	7.6	0.5
繊維衣料品の製造業	0.1	(0.0)	0.0	0.0	0.0
木材製品の製造業	5.1	(5.4)	3.0	3.3	1.6
家具・印刷業	3.2	(3.4)	2.8	2.9	1.6
石油・化学製品の製造業	1.8	(1.9)	1.1	1.3	2.5
金属製品の製造業	0.6	(0.6)	0.4	0.5	0.1
非金属製品の製造業	0.7	(0.7)	1.1	1.4	0.0
石油・化学製品の製造業	0.9	(1.0)	0.6	0.6	0.3
石油・化学製品の製造業	2.5	(2.7)	1.2	1.4	0.1
石油・化学製品の製造業	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0
石油・化学製品の製造業	0.5	(0.6)	1.3	1.6	0.0
石油・化学製品の製造業	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0
石油・化学製品の製造業	1.3	(1.3)	1.6	1.8	0.8
石油・化学製品の製造業	0.9	(0.9)	0.8	0.9	0.5
石油・化学製品の製造業	1.2	(1.3)	0.4	0.5	0.0
石油・化学製品の製造業	3.4	(3.7)	1.0	1.3	0.0
石油・化学製品の製造業	5.6	(5.9)	5.4	6.8	0.1
石油・化学製品の製造業	0.8	(0.8)	0.4	0.4	0.0
石油・化学製品の製造業	0.3	(0.3)	0.7	0.8	0.0
石油・化学製品の製造業	1.6	(1.7)	1.5	1.8	0.0
卸売業・小売業	21.8	(21.9)	19.9	13.9	42.1
飲食店・小売業	3.9	(2.9)	2.8	2.2	5.0
飲食店・小売業	7.8	(8.2)	3.1	3.1	2.8
飲食店・小売業	10.2	(10.9)	14.1	8.6	34.3
金融・保険業	3.2	(3.2)	0.9	1.0	0.0
不動産業	0.0	(0.0)	0.3	0.0	0.1
運輸・通信業	8.5	(7.0)	4.0	3.3	6.9
運輸・通信業	2.4	(2.0)	2.0	1.4	4.2
運輸・通信業	6.1	(5.0)	2.1	1.9	2.7
電気・ガス・水道業	0.4	(0.4)	0.4	0.4	0.3
サービス業	30.5	(29.6)	43.7	45.0	38.6
旅行・娯楽業	1.1	(1.1)	1.8	2.1	0.7
旅行・娯楽業	0.7	(0.8)	0.6	0.7	0.0
旅行・娯楽業	2.9	(2.4)	3.3	3.4	3.0
旅行・娯楽業	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0
旅行・娯楽業	4.4	(4.7)	23.3	28.0	5.8
旅行・娯楽業	5.1	(4.6)	4.6	3.3	9.2
旅行・娯楽業	15.2	(14.8)	8.1	5.2	19.2
旅行・娯楽業	1.1	(1.2)	1.9	2.3	0.6

付表 3 産業別・規模別・男女別一般労働者に対するパートタイマー比率
(パートタイマー雇事業所) 一般労働者=100

産業中分類別	性別	規模別									
		規模計		500人以上		100~499人		30~99人		10~29人	
		女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
建設業	計	15.9	2.5	4.3	0.4	9.2	1.5	34.9	3.4	45.2	18.6
建設業	建設業	42.8	5.5	2.5	0.0	36.3	3.5	96.3	6.7	83.3	53.7
建設業	建設業	11.1	0.3	4.1	0.0	10.1	0.3	23.9	0.3	30.0	5.5
建設業	建設業	21.2	0.3	10.4	0.4	22.5	0.8	24.9	-	-	-
建設業	建設業	0.5	0.8	0.2	0.9	0.6	0.3	-	-	-	-
建設業	建設業	4.5	1.3	2.0	0.1	1.6	3.9	22.1	-	6.5	15.4
建設業	建設業	17.5	12.7	2.6	-	2.2	-	18.9	38.3	38.7	15.0
建設業	建設業	55.2	-	-	-	24.6	-	80.0	-	100.0	-
建設業	建設業	19.1	0.0	23.2	0.2	17.6	-	25.0	-	-	-
建設業	建設業	28.1	0.1	4.0	0.2	22.9	4.3	72.2	-	-	-
建設業	建設業	20.2	0.9	3.2	0.7	6.3	0.1	33.3	-	-	-
建設業	建設業	7.7	0.1	6.0	0.1	10.1	-	8.5	-	-	-
建設業	建設業	3.0	0.3	3.0	0.3	-	-	-	-	-	-
建設業	建設業	18.8	0.0	1.0	0.0	14.8	-	44.2	-	-	-
建設業	建設業	0.8	-	0.8	-	-	0.2	-	-	-	-
建設業	建設業	19.7	1.2	5.8	-	10.1	1.9	27.4	3.8	-	-
建設業	建設業	9.9	0.2	2.8	-	27.9	-	20.0	-	-	-
建設業	建設業	6.2	0.0	6.8	0.0	4.3	-	13.6	-	-	-
建設業	建設業	14.4	0.0	4.3	0.0	6.3	0.1	21.4	-	100.0	-
建設業	建設業	8.4	0.0	5.5	0.0	5.1	-	22.8	-	26.7	-
建設業	建設業	5.5	0.0	1.1	0.0	19.6	-	57.1	-	-	-
建設業	建設業	11.6	0.0	1.7	0.0	28.5	-	-	-	-	-
建設業	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	建設業	15.9	0.0	8.0	0.2	11.1	-	-	-	31.3	-
建設業	建設業	14.9	12.2	3.2	0.6	8.8	4.9	16.4	4.3	37.0	42.4
建設業	建設業	17.4	12.6	1.0	26.3	25.9	4.9	13.1	11.9	18.0	21.2
建設業	建設業	14.6	1.8	1.9	0.3	7.5	1.1	17.3	2.5	31.1	2.9
建設業	建設業	14.4	23.0	3.5	0.4	6.5	0.6	17.4	1.4	47.9	99.1
建設業	建設業	4.3	0.3	0.8	0.1	4.0	0.3	8.1	1.2	45.3	1.0
建設業	建設業	8.0	19.1	11.2	28.7	4.2	20.9	-	-	-	-
建設業	建設業	10.2	1.6	2.3	1.3	8.3	1.0	14.7	2.7	85.1	2.3
建設業	建設業	9.7	1.9	2.0	1.0	10.7	1.0	41.4	5.2	50.0	2.1
建設業	建設業	10.7	1.3	2.6	2.7	5.2	0.4	9.9	1.6	94.6	2.3
建設業	建設業	37.4	1.1	42.6	0.9	15.3	0.2	41.1	3.3	316.7	4.1
建設業	建設業	29.2	6.1	9.0	3.2	8.4	5.4	71.7	7.4	65.2	8.9
建設業	建設業	11.0	1.3	16.0	2.6	10.5	0.9	-	-	-	-
建設業	建設業	14.5	0.1	4.3	-	4.1	-	25.6	0.2	-	-
建設業	建設業	43.0	4.5	1.4	0.5	46.2	22.2	33.8	3.0	-	-
建設業	建設業	5.3	-	5.3	-	-	-	-	-	-	-
建設業	建設業	258.2	13.6	8.5	4.1	30.4	18.8	819.0	23.9	250.0	-
建設業	建設業	4.9	9.3	3.4	0.6	2.2	1.4	-	15.2	21.7	200.0
建設業	建設業	15.5	6.7	4.8	4.1	22.7	17.2	10.3	7.6	33.3	-
建設業	建設業	36.9	1.0	12.5	12.0	13.8	-	80.0	-	-	-

注) ここでいう一般労働者とは、パートタイマー雇事業所における常用労働者のうち、パートタイマーを除いたもので、臨時、日雇労働者は含まれていない。

産業別・規模別女子一般労働者に対する女子パートタイマー比率

(全事業所)

女子一般労働者=100

規模別		計	500人以上	100~499人	30人~99人	10~29人
産業中分類別						
建設業	建設業	3.4	1.4	2.5	4.9	4.5
製造業	製造業	1.3	0.2	1.7	1.6	0.7
食料品	食料品	2.4	1.3	2.4	3.7	2.5
繊維品	繊維品	5.1	3.7	7.3	5.6	-
木材	木材	0.1	0.0	0.2	-	-
紙印刷品	紙印刷品	0.8	0.5	0.3	1.8	0.7
化学製品	化学製品	3.6	7.5	0.7	1.5	8.3
石油炭素製品	石油炭素製品	2.8	-	4.6	2.2	2.6
皮革製品	皮革製品	4.1	6.8	10.2	1.9	-
窯業・土石製品	窯業・土石製品	3.6	1.1	3.4	7.3	-
金属製品	金属製品	1.7	4.2	0.5	6.1	-
機械器具	機械器具	1.7	1.2	1.1	4.7	-
電気機器	電気機器	0.1	0.1	-	-	-
輸送機器	輸送機器	4.9	4.9	2.6	24.7	-
精密機器	精密機器	0.0	0.3	-	-	-
武器	武器	2.6	0.6	3.8	3.3	-
その他	その他	1.8	0.7	5.2	1.4	-
卸売業	卸売業	1.1	3.9	1.6	1.0	-
小売業	小売業	2.2	1.2	0.5	2.5	10.7
金融業	金融業	4.0	2.8	2.7	9.6	6.7
不動産業	不動産業	1.2	0.3	1.8	3.0	-
運輸業	運輸業	2.1	0.4	6.0	-	-
通信業	通信業	-	-	-	-	-
電気・ガス・水道	電気・ガス・水道	3.7	3.0	4.1	-	6.8
宿泊業	宿泊業	3.7	1.3	3.2	3.0	6.0
飲食業	飲食業	5.4	1.0	10.7	4.4	4.1
小売業	小売業	1.7	0.3	1.3	1.4	3.1
金融業	金融業	5.5	1.9	3.5	5.3	9.8
不動産業	不動産業	0.5	0.2	0.3	0.4	1.7
運輸業	運輸業	1.6	9.5	0.9	-	-
通信業	通信業	1.8	0.7	1.2	1.9	8.4
電気・ガス・水道	電気・ガス・水道	1.3	0.5	1.4	1.5	2.3
宿泊業	宿泊業	2.6	1.1	0.9	2.4	13.6
飲食業	飲食業	3.0	4.9	1.1	5.1	5.8
小売業	小売業	7.2	6.3	3.9	10.6	6.2
金融業	金融業	5.9	1.3	7.9	-	-
不動産業	不動産業	5.0	4.3	2.2	1.3	-
運輸業	運輸業	6.1	0.5	10.3	16.2	-
通信業	通信業	2.0	4.2	-	-	-
電気・ガス・水道	電気・ガス・水道	77.8	7.3	14.5	193.2	51.3
宿泊業	宿泊業	1.6	2.2	1.0	-	7.8
飲食業	飲食業	2.1	3.5	7.3	1.2	1.9
小売業	小売業	7.7	67.5	5.7	16.3	-

注) ここでいう一般労働者とは、全産業、全事業所の常用労働者のうち、パートタイマーを除いたもので、臨時、日雇労働者は含まれていない。

附表 5

始業時刻・終業時刻別・職業別女子パートタイマー構成比

(專門的技術的管理的職業)

(96)

[illegible]

始業時刻・終業時刻別・職業別女子パートタイマー構成比
(事務従事者)

[illegible]

付表 7

始業時刻・終業時刻別・職業別女子パートタイマー構成比
(販売従事者)

[illegible]

始業時刻・終業時刻別・職業別女子パートタイマー構成比

(運輸通借従事者)

(9)

[illegible]

付表 9

始業時刻・終業時刻別・職業別女子パートタイマー構成比

(技能工生産工程作業者)

(96)

[illegible]

始業時刻・終業時刻別、職業別女子パートタイマー構成比

(サービス職業従事者)

(96)

[illegible]

付表11

始業時刻・終業時刻別・職業別女子パートタイマー構成比

(單純労働者)

(96)

[illegible]

第Ⅱ部

製造業における女子パートタイマーの実情

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は製造業の事業所に雇用される女子パートタイマーの労働条件、職歴、家庭状況等の実態および、職業に関する意識を明らかにし、女子労働力有効活用対策の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査の範囲

(1) 地域・全国

(2) 産業・製造業

(3) 労働者・昭和40年5月に婦人少年局が実施したパートタイム雇用調査の対象となった事業所のうち製造業に属し、30人以上の常用労働

者を雇用し、女子パートタイマー5人以上を雇用している183事業所に雇用される女子パートタイマーのうち、一定の方法により抽出された女子パートタイマー約1,500人を調査対象とした、そのうち集計対象となったものは1,096人である。

抽出率一覧表

事業所規模別	1000人以上	2/3
	500人～999人	1/3
	100人～499人	1/15
	30人～99人	1/60
女子パートタイマー数別	100人以上	1/20
	20人～99人	1/6
	5人～19人	1/3

3. 調査事項

(1) 女子パートタイマーに関する一般的な事項（学歴、技術、技能の有無、年令、配偶関係、15才未満の子どもの有無等）

(2) 職業に関する事項（賃金、労働時間、労働日の型、労働災害、職歴、就業理由、希望労働条件等）

(3) 家庭に関する事項（主な家事担当者、主な家計の支持者、年収、つとめの間の子ども—小学生以下—の保育状況等）

4. 調査対象期日

昭和41年2月15日現在。ただし、月収については昭和40年12月について、年収については昭和40年1月から12月までについて行なう。

5. 調査実施期間

昭和41年2月15日から2月末日までとする。

6. 調査機関

婦人少年室

7. 調査方法

実地他計

パートタイマーの定義

昭和40年5月実施のパートタイム雇用調査におけるパートタイマーの定義と同じである。

II 調査結果の概要

1. 第1部の事業所調査によると、製造業における、パートタイマー雇用事業所は約1割であるが、それは、調査産業におけるパートタイマー雇用事業所全体の34%をしめており、また女子パートタイマー数においても、全体の35%をしめて

表1 産業別女子パートタイマー構成比 (%)

計	100.0
食料品製造業	24.1
電気機械器具製造業	22.0
繊維・衣服その他製造業	13.7
化学工業	2.9
その他の金属機械器具製造業	7.5
その他の製造業	29.8

本調査による製造業女子パートタイマーの分布を、産業別にみると、食料品製造業電気機械器具製造業に多く、約半数をしめている。(表1)

2. 職種別にみると、単純作業、製造作業が大部分で、事務、その他(看護婦など)はごくわずかである。(表2)

表2 職種別女子パートタイマー構成比 (%)

計	100.0
事務	1.1
製造作業	46.2
電気機器製造作業	19.2
製糸紡織作業	4.6
飲食料品製造作業	3.4
その他の製造作業	18.2
不純作業	0.7
単包	51.9
清掃・雑用	24.5
その他の	7.9
不明	19.4
その他	0.1
不明	0.8
不明	0.0

3. 年齢構成では、30才以上の中高年齢層が80%をしめており、50才以上も10%みられるが、20才未満は0.7%にすぎない。
4. 配偶関係では、既婚者が大多数(97%)で、そのうちのほとんどは有夫者である。
(女子非農林業雇用者中における既婚者の割合は45.8%—1965年労働力調査—)
5. 15才未満の子供をもつものが67%をしめており、このうちの過半数は子供数が2人以上で、子供数1人のものは35%である。
6. 就業の理由としては、70%のものが、「生活費を得る」「生活費のたしにする」と答えており、家計維持、或いは家計補助を目的としているものの割合が高い。「子供の学費」をあげているものも33%にのぼっている。(注、質問は多答式である。)
7. 勤続期間は1年以上のものが半数をしめ、勤続の意志も「なるべく長く」とのぞんでいるものが67%をしめている。
8. 賃金形態は時間給が大多数で80%、日給、月給制のものは14%である。

1時間当たり賃金の平均は73円で職種別にみると「その他」が118円が高く、「事務」が83円、「製造作業」77円、「単純作業」69円となっている。

賃金階級別の分布は低いものは50円未満から高いものは200円以上までさまざまであるが、60円台から80円台が多い。

9. 労働日の型は週型(1週間に何日というきまりで働いている)のものが72%、月型は4%、不定は24%となっている。

週型のうちの大多数(81%)は1週間に6日働いている。

10. 1日の所定労働時間は6時間以上7時間未満のものが多く44%、ついでその前後の5時間~6時間未満、7時間~8時間未満となっている。5時間未満のものは14%で、全産業の女子パートタイマーの5時間未満のもの27%(第1部表11)にくらべてその割合は低い。
11. これらのパートタイマーのうち、今後、フルタイムで働きたいという希望をもっているものは17%で、フルタイムを希望していないもの(81%)の割合が高い。
12. 職業と家庭生活についての意見のなかでは賃金をより高くとのぞんでいるものが多く、本工との比較で、労働条件に対する不満をのべているものが多い。また、家庭生活との関連では、勤務時間が家事等におよぼす影響について両立の困難性をのべているものがみられる。

III 調査結果

1. 女子パートタイマーの一般的な性格

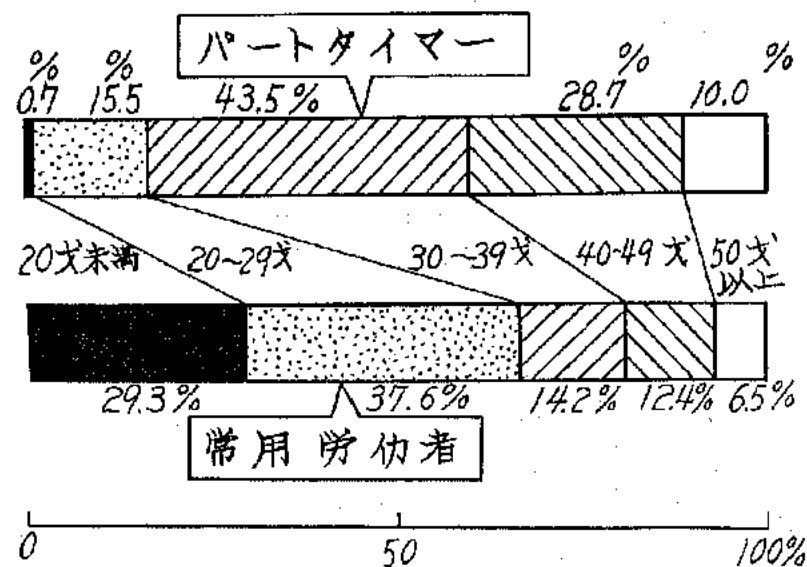
(1) 年齢別構成

年齢別構成で特徴的なことは、30才以上の中高年齢層が8割以上をしめていることである。年齢階級別にみるともっとも多いのは35才~39才の27%、ついで40才~44才の21%、30才~34才の16%などである。またもっとも少ないのは20才未満で1%に満たない。昭和40年賃金構造基本調査における製造業女子労働者の年齢構成の20才未満29%、30才以上33%と比較して大きな差がみられる。産業中分類別にみると、比較的若年層が多い割合をしめているのは化学工業で20才未満が12%、20才台が20%となっておりあわせて約1割をしめている。他の産業ではいずれも中高年齢層が高い割合をしめている。

表3 産業別規模別年齢階級別女子パートタイマー構成比 (%)

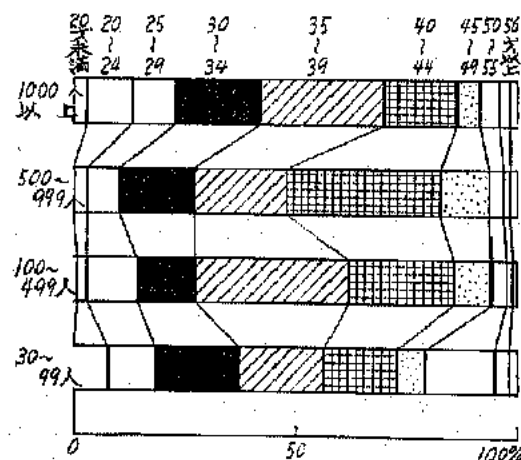
年齢階級別	計	20才未満	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55才以上	不明
産業・規模別											
計	100.0	0.7	5.3	10.2	16.4	27.1	20.9	7.8	8.1	1.9	1.6
食料品	100.0	0.2	4.9	7.3	11.5	32.8	23.8	12.2	5.3	1.4	0.6
繊維衣服その他	100.0	—	11.1	7.7	18.0	25.7	17.7	9.0	0.3	5.3	5.2
化学	100.0	11.8	12.0	8.5	20.6	27.6	10.7	5.4	1.5	1.5	0.4
電気機器	100.0	—	4.5	11.9	17.9	36.1	22.7	0.8	2.8	—	3.3
その他の金属機械器具	100.0	0.4	2.7	7.0	15.5	36.8	24.6	6.8	0.9	5.2	0.1
その他	100.0	1.0	3.6	13.5	18.5	13.5	18.9	9.5	20.2	1.3	—
規模別											
計	100.0	0.7	5.3	10.2	16.4	27.1	20.9	7.8	8.1	1.9	1.6
1000人以上	100.0	2.7	10.7	9.7	18.7	28.5	16.6	4.7	3.8	0.4	4.2
500~999人	100.0	—	3.2	6.6	17.2	20.7	34.3	10.7	3.3	1.6	2.4
100~499人	100.0	0.8	1.9	11.1	13.5	34.0	24.3	9.6	3.7	0.8	0.3
30~99人	100.0	—	7.5	10.3	18.7	19.6	15.9	6.5	15.9	3.7	1.9

図1 女子パートタイマーの年齢別構成比



常用労働者：昭和40年賃金構造基本統計調査報告
(製造業年齢階級別女子労働者数)

図2 規模別、年齢階級別女子パートタイマー構成比



多く、なかでも35才～39才がもっとも高い割合をしめている。また、製造作業と単純作業について女子パートタイマーの多い職種をさらにとまかくみると、飲食料品製造作業と製糸紡織作業には比較的30才未満が多いが、包装、清掃、雑役には45才以上が多く、とくに清掃、雑役は50才～55才が51%と他の職種にはみられない高い割合をしめている。(表4)

事業所規模別にみると、30才未満の割合が高いのは1,000人以上の事業所で23%、ついで30～99人の18%となっている。各規模とも30才、40才台にもっとも多く集中しているが、30～99人では、各年齢階級ごとにほぼ平均して分布しており従って50才以上についてみると、他の規模は5%以下であるのに対し、約20%をしめている。(表3)(図1・2)

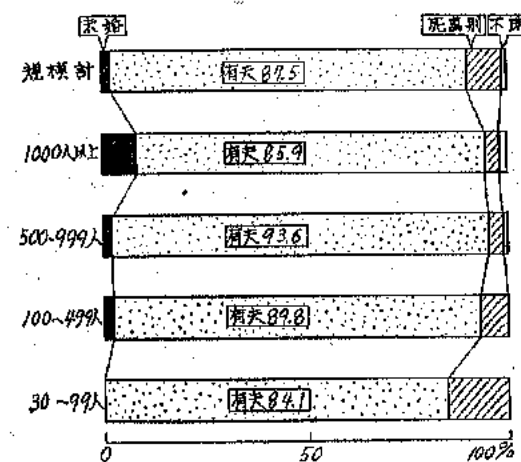
職種別にみると、製造作業、単純作業、その他の職種とも20才未満から56才以上まで、各年齢階級ごとに広く分布しているが、事務は30才未満が46%と半数ちかくをしめているのがめだっている。事務以外の職種では30才から44才までの層が

表4 職種別年齢階級別女子パートタイマー構成比

(%)

職種別	年齢階級別										
	計	20才未満	20～24才	25～29才	30～34才	35～39才	40～44才	45～49才	50～54才	55才以上	不明
計	100.0	0.7	5.3	10.2	16.4	27.1	20.9	7.8	8.1	1.9	1.6
事務	100.0	-	-	46.4	6.5	14.6	15.0	5.0	-	-	12.5
製造業	100.0	0.7	7.0	10.5	18.6	31.4	21.2	4.4	2.2	1.5	2.5
電気機械器具製造業	100.0	-	4.9	10.1	16.3	39.1	22.9	1.6	2.8	-	2.3
製糸紡織業	100.0	7.3	8.1	6.8	22.9	30.7	13.8	8.2	0.6	1.0	0.6
放食品料製造業	100.0	-	14.3	14.9	14.5	30.2	24.4	1.7	-	-	-
その他の製造業	100.0	-	7.9	11.2	18.5	26.0	19.6	7.0	2.6	3.4	3.8
不	100.0	-	-	4.0	48.0	-	48.0	-	-	-	-
単純作業	100.0	0.8	3.8	9.4	15.1	22.7	21.0	11.0	13.5	2.3	0.4
包装	100.0	0.0	3.4	5.5	9.6	32.7	25.5	14.4	5.2	3.1	0.6
清掃	100.0	-	4.9	4.6	10.1	11.0	8.9	8.9	50.8	0.1	0.7
その他の	100.0	1.7	4.0	16.3	24.1	15.1	20.2	7.6	9.0	2.0	-
不明	100.0	38.5	-	-	19.2	3.8	38.5	-	-	-	-
その他	100.0	-	10.8	0.7	15.5	34.3	5.2	8.4	8.1	4.4	12.6
不明	100.0	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	50.0

図3 規模別・配偶関係別女子パートタイマー構成比



(2) 配偶関係

配偶関係をみると、有夫者が多く88%をしめており、死、離別者をあわせると、既婚者が97%強にのぼっている。

事業所規模別にみると、未婚者の割合が比較的高いのは1,000人以上の9%で、規模が小さくなるほど未婚者の割合が低くなっている。また、死、離別者の割合は規模が小さいほど高く、30～99人では16%、100～499人では8%となっており、女子パートタイマー本人が家計の責任を負う立場のものが多くを示している。(図3)

(3) 学歴

小学、新中卒がもっとも多く70%、高女新高卒26%、旧高専短大卒以上1%となっている。職種別にみると、事務では約7割が高女、新高卒以上であるが、製造作業、単純作業では小学、新中卒が約7割となっている。その他の職種には、看護婦保健婦等が含まれているため学歴も比較的高く、高女新高卒以上が8割をしめている。

(4) 15才未満の子供の有無

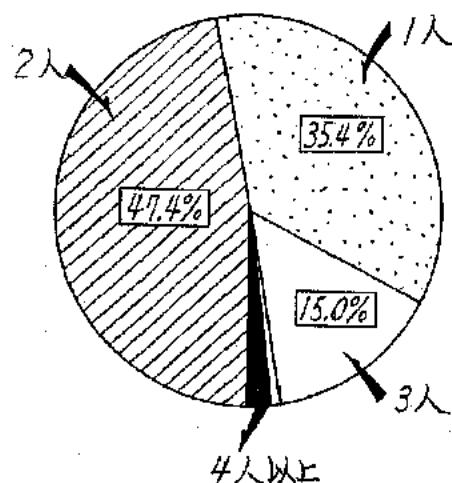
15才未満の子供のあるものは67%で、製造業女子パートタイマーの約2/3をしめている。このうち、子供数2人のものがもっとも多く約半数(47%)をしめ、ついで子供数1人のものが35%、3人のものが15%、4人以上は2%となっている。

子供の年齢別にみると、学令前の子供をもつものは34%、小学生の子供をもつものは70%、中学生

表5 15才未満の子どもの有無および子どもの年齢別既婚女子パートタイマー構成比 (%)

子供の有無および 子供の年齢	計	あ り						な し	不 明
		小 計	3才 未満	3才以上 小学令 前	小学生	中学生	不 明		
女子パートタイマー	100.0	67.4 (100.0)	(8.3)	(26.1)	(67.9)	(44.3)	(0.5)	32.6	0.0

図4 子供数別15才未満の子供をもつ既婚
女子パートタイマー構成比



の子供をもつものは44%で、もっとも手のかかる小学令前の子どもをもつものの割合は1/3をしめ、3才未満児をもつものは8%となっている。(表5、図4)

(5) 兼業の有無

兼業をもつものは約1割 (6.7%)で、そのうち内職がもっとも多く46%、自営業が34%となっている。配偶関係別にみると、未婚者に兼業をもつものの割合が高く33%となっているが、有夫者、死離別者はそれぞれ9%、10%である。また兼業の形態も既婚者は「内職」、「自営業」が多いのに対し、比較的家庭の仕事にとらわれない未婚者は「つとめ」がもっとも多く、73%にのぼっている。(表6)

2. 女子パートタイマーの労働条件

(1) 雇用形態と勤続期間

女子パートタイマーのうち、仕事が「常時あり」のものは大多数の87%、「特定時期のみ」のものは13%となっている。また、「常時あり」のものの勤続期間をみると、1年以上のものが約半数で、もっとも多く46%をしめており、ついで6か月から1年未満のものが24%、6か月未満のものは30%弱である。すなわち、製造業における女子パートタイマーの大多数は、常時仕事のある常用的労働者として雇用されていることがうかがえる。(表7)

(2) 賃金

表6 配偶関係別兼業の有無および種類別女子パートタイマー構成比 (%)

配偶関係別	計	あ り	兼 業 の 種 類 (MA)						な し	不 明
			小 計	自営業	内 職	他のパート タイム	つとめ	不 明		
計	100.0	9.7	(100.0)	(33.7)	(46.0)	(1.4)	(11.2)	(8.1)	89.3	1.0
未 婚	100.0	33.3	(100.0)	-	(25.4)	(0.9)	(72.8)	(0.9)	66.7	-
有 夫	100.0	9.1	(100.0)	(32.6)	(50.3)	(1.5)	(6.2)	(9.8)	89.9	1.1
死 離	100.0	10.1	(100.0)	(70.3)	(28.5)	(0.6)	-	(0.6)	89.5	0.4
不 明	100.0	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-

表7 配偶関係別・仕事の常時・特定時期別・勤続期間別女子パートタイマー構成比 (%)

配偶関係別	計	特定時 期のみ	常時あ り	常時ありのものの勤続期間					不 明
				小 計	3か月 未満	3か月～ 6か月未 満	6か月～ 1年未 満	1年以 上	
計	100.0	12.6	87.2	100.0	18.6	10.8	24.0	45.7	0.9
未 婚	100.0	6.1	93.9	100.0	38.8	2.0	3.3	55.9	-
有 夫	100.0	12.9	87.1	100.0	18.4	10.7	22.5	47.4	1.0
死 離	100.0	10.9	89.1	100.0	15.3	14.5	42.8	27.4	-
不 明	100.0	25.0	37.5	100.0	-	-	-	100.0	37.5

イ. 賃金形態

賃金形態は、時間給がもっとも多く80%をしめており、ついで日給が13%、月給のものは1%にもみない。これは、製造業におけるパートタイマーの仕事として現場作業が大部分をしめていることから、時間給がその殆どをしめているものと考えられる。職種別にみると、時間給の多いのは「その他」と、製造作業、単純作業で、事務はもっとも少なく、63%にすぎず、逆に月給が他の職種のゼロに対し、事務のみは30%となっている。日給のものの割合は製造作業、単純作業がやや高い。(表8)

表8 職種別賃金形態別女子パートタイマー構成比 (%)

		賃金形態						(%)
職 種 別		計	時 間 給	日 給	月 給	週 給	そ の 他	不 明
計		100.0	80.1	13.4	0.4	-	6.1	0.0
事 務		100.0	63.0	7.0	30.0	-	-	-
製 造 作 業		100.0	80.8	14.0	-	-	5.1	0.1
単 純 作 業		100.0	79.6	13.1	-	-	0.0	7.3
そ の 他		100.0	94.1	2.2	-	-	3.7	-
不 明		100.0	100.0	-	-	-	-	-

ロ. 時間当り賃金

製造業女子パートタイマーの1時間当り賃金は平均73円である。賃金階級別分布をみると、50円未満から200円以上まで広範囲にわたっているが、60円台から80円台までが多く、約7割をしめている。このうち60円台が29.8%でもっとも多い、100円以上は5%にすぎない。

職種別にみると、製造業女子パートタイマーの大多数をしめる製造作業は、平均77円、単純作業は69円で、「その他」の118円、事務の83円に比較して低い。

賃金階級別分布状況をみると、製造作業は60円台から80円台がもっとも多く、71%をしめており、100円以上は6%である。製造作業のうち、電気機械器具、製糸紡織、飲食料品製造作業をみると、もっとも高いのは製糸、紡織で、平均91円、ついで飲食料品87円で、ともに事務の83円を上まわっている。この職種は最近の若年労働力不足の影響を強くうけている部門であることから、賃金は比較的好条件にして労働力確保に当たっているものと推測される。単純作業は仕事の性質から賃金も低く、ごくわずかながら50円未満もあり、50円台に14%、60円台に37%が集中しており、約半数は70円未満の賃金となっている。さらに、女子雇用者の多い職種ごとにもみると、包装作業がもっとも安く、平均66

円と、全体の平均73円を大きく下まわっており、分布状況も50円台(21%)、60円台(41%)が多い、清掃作業は平均71円で、包装作業を5円上まわっている。以上、製造業のうち98%をしめる、製造作業、単純作業の賃金についてのべてきたが、この二つの職種はともに「事務」、「その他」の職種より賃金が低く、「その他」の平均118円と比較すると、単純作業はその6割にみたない。もっとも高い「その他」は、70円未満のものはなく、90円台が53%と過半数をしめており、120円台も27%にのぼっている、これは「その他」に看護婦や教員など専門的職種が含まれているためである。つぎに高い事務では、平均83円で、分布状況をみると、80円、90円台が多い。(表9)

表9 職種別時間当り賃金額別女子パートタイマー構成比および平均賃金 (%)

賃金額別	計	40~49円	50~59円	60~69円	70~79円	80~89円	90~99円	100~109円	110~119円	120~129円	130~139円	140~149円	150~159円	200円以上	不明	平均賃金
職 種 別																
計	100.0	0.0	7.5	29.8	20.1	18.0	7.0	4.2	0.1	0.3	-	-	0.1	0.1	12.8	73円
事 務	100.0	-	-	3.3	0.7	49.3	13.0	3.7	-	-	-	-	-	-	30.0	83
製 造 作 業	100.0	-	0.6	22.9	26.1	22.2	12.0	6.0	0.1	-	-	-	-	-	10.1	77
電気機械器具	100.0	-	0.8	18.3	27.1	26.9	26.1	2.2	-	-	-	-	-	-	0.6	78
製糸・紡織	100.0	-	-	3.1	13.0	2.8	10.8	23.9	-	-	-	-	-	-	46.4	91
飲食料品	100.0	-	1.7	9.9	-	53.7	-	33.0	1.7	-	-	-	-	-	-	87
その他の製造作	100.0	-	0.4	38.1	30.6	17.1	0.1	0.5	-	-	-	-	-	-	13.2	71
不 明	100.0	-	-	-	96.0	-	-	4.0	-	-	-	-	-	-	-	74
単 純 作 業	100.0	0.0	14.0	36.9	15.5	13.6	1.8	2.7	-	0.2	-	-	0.2	-	15.1	69
包 装 作 業	100.0	-	20.8	40.6	5.3	13.5	1.2	3.1	-	0.3	-	-	-	-	15.2	66
清 掃 作 業	100.0	0.1	6.0	61.0	11.8	8.3	4.5	2.2	-	0.4	-	-	1.4	-	4.3	71
そ の 他	100.0	-	8.7	22.5	29.5	15.9	1.6	2.4	-	-	-	-	-	-	19.4	72
不 明	100.0	-	-	19.2	80.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69
そ の 他	100.0	-	-	-	1.5	6.2	53.2	-	2.2	27.3	-	-	0.7	-	8.9	118
不 明	100.0	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78

注 160円~199円は該当なし

1時間当り賃金をフルタイム労働者と比較する適当な資料はないが、参考までに、1965年毎月勤労統計調査による、製造業女子労働者の現金給与総額と月間総実労働時間数をみると、現金給与総額19,796円、月間総実労働時間数181.8時間であり、1時間当り約105円となる。この数字と比較するとパートタイマーの平均73円は大きく下まわっているといえよう。(婦人労働の実情—1965年—参照)

つぎに時間給で支払われているもののみについて、1時間当り賃金をみると、女子パートタイマー

表10 1時間当り賃金額別女子パートタイマー構成比

(時間給のもののみ) (%)

職 種	計	50~59円	60~69円	70~79円	80~89円	90~99円	100~109円	110~119円	120~129円	200円以上	不明
計	100.0	8.9	35.8	24.9	19.8	7.3	2.4	0.1	0.1	0.1	0.6
事 務	100.0	-	-	1.1	78.3	20.6	-	-	-	-	-
製造作業	100.0	0.4	28.3	32.0	25.1	12.6	2.4	-	-	-	1.2
単純作業	100.0	16.9	45.5	19.2	14.2	6.5	2.6	0.1	-	-	-
その他	100.0	-	-	1.6	6.6	55.0	-	11.8	15.7	9.4	-
不明	100.0	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-

(注) 130円以上200円未満には該当なし

全体の時間当り賃金よりやや低く、60円台から80円台で8割をしめており、そのうち60円台が36%ともっとも高くなっている。職種別にみても同様の傾向がみられ、とくに単純作業では60円台が46%と大きな割合をしめ、全体の37%を上まわっている。すなわち、「その他」、事務など賃金の高い職種に、月給やその他の賃金形態が多かったため、時間給のものみの賃金は全体の時間当り賃金を下まわっている。(表10)

ハ. 月 収

月収額は、5,000円未満から、20,000円以上まで広範囲に分布しているが、平均月収額は8,648円である。10,000円以上20,000円未満は約33%、10,000円未満は約半数の51%をしめている。平均月収額を職種別にみると、事務がもっとも高く、12,336円、ついで、「その他」の11,924円とともに10,000円を上まわっているが、単純作業は約8,000円でもっとも低い。製造作業、単純作業の月収額別分布状況をみると製造作業では、10,000円~10,999円が21%、7,000円台から9,000円台が33%、単純作業はやや低い層に集中して、6,000円未満に26%が分布し、ついで7,000円台の11%などが多い。(表11)

表11 職種別月収額別女子パートタイマー構成比および平均月収額 (%)

月収額別	女子パートタイマー	5,000円未満	5,000~5,999円	6,000~6,999円	7,000~7,999円	8,000~8,999円	9,000~9,999円	10,000~10,999円	11,000~11,999円	12,000~12,999円	13,000~13,999円	14,000~14,999円	15,000~15,999円	20,000円以上	不明	平均月収
職 種 別																
計	100.0	8.2	8.7	5.6	11.7	7.7	9.3	14.2	6.0	2.7	3.5	1.3	5.0	0.0	16.1	8,648円
事 務	100.0	-	-	3.3	0.9	18.0	11.0	13.1	1.7	5.5	3.0	-	30.9	-	13.0	12,336
製造作業	100.0	4.8	2.8	7.2	12.9	8.7	11.2	20.9	6.0	4.2	4.6	2.3	3.4	-	11.0	9,205
単純作業	100.0	11.5	14.2	4.4	10.9	6.5	7.7	8.3	6.1	1.4	2.4	0.2	5.6	-	20.8	7,943
その他	100.0	7.4	4.4	1.5	3.7	10.8	3.7	4.4	3.0	1.7	15.1	18.5	21.4	2.5	1.5	11,924
不明	100.0	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	50.0	10,785

表12 規模別、賞与支給の有無別女子パートタイマー構成比 (%)

規模別	支給有無別	計	あ	り	な	し	不	明
				40年12月支給				
計		100.0	35.3	34.4		64.7	-	-
1,000人以上		100.0	77.0	75.7		23.0	-	-
500~999人		100.0	15.3	15.2		84.7	-	-
100~499人		100.0	29.1	29.1		70.9	-	-
30~99人		100.0	29.4	28.3		70.1	-	-

ニ. 賞 与

賞与の支給を受けたことのあるものは35%で、そのうちの大多数のものは40年12月に支給を受けている。規模別にみると1,000人以上では他の規模にくらべて支給を受けたものの割合が高く、77%にのぼっている。もっとも低いのは500~999人の15%で、100~499人、30~99人の規模ではそれぞれ30%となっている。(表12)

[illegible]

22時未満のものもある。

始業時刻のもっとも多い9時～10時についての終業時刻をみると、過半数の55%が16時～17時に終業し、ついで29%が15時～16時に終業しており、あわせて80%以上になる。その他の始業時刻のものでも17時までに終業するものの割合は比較的高い。(表15)

また、15才未満の子どもの有無別に終業時刻をみると、15才未満の子どものあるものは比較的、終業時刻の早いものが多く、15時までに終業するものが7%あるのに対し、子どもなしの場合には3%弱、15時～16時のもののしめる割合も子どもありのもの21%に対し、子どもなしのものは13%と少ない、また、子供なしのものは16時～17時、17時～18時のところにもっとも多い。15才未満の子どものありのもののうち、6才未満の子どものあるものとそれ以外のものとでは、大きな差はなく、殆ど同様な傾向を示している。(表16)

表16 終業時刻別、15才未満の子どもの有無別、既婚女子パートタイマー構成比 (%)

終業時刻別 子供の年齢状況別	計	8時 9時未満	9 10	10 11	11 12	12 13	13 14	14 15	15 16	16 17	17 18	18 19	19 20	20 21	21 22	その他	不定	不明
6才未満の子供あり	100.0	0.3	-	-	0.1	0.5	0.3	6.1	15.8	33.7	10.7	2.8	-	-	4.3	9.4	16.0	-
15才未満の子供あり	100.0	0.1	-	0.1	0.1	1.0	0.7	4.9	21.0	37.1	10.5	1.8	-	0.0	3.8	8.1	10.8	-
15才未満の子供なし	100.0	0.2	-	-	-	0.8	0.1	1.4	12.8	42.2	22.8	-	0.0	0.1	0.9	4.4	14.3	-

ロ. 労働日の型

女子パートタイマーのうち労働日を1週間に何日という週型で働いているものが72%でもっとも多く、ついで不定のものが24%、月型のものは4%となっている。配偶関係別にみると未婚者、既婚者とも週型が高い割合をしめているが、未婚者ではとくに高く98%にのぼっている。既婚者には未婚者にくらべ不定が多く有夫者で24%、死離別者で30%となっている。週型のうちのつとめている日数では6日が80%をしめ、4日以内はわずかに1%である。

配偶関係別にみると、未婚者、死離別者は、6日のものが90%以上をしめているが、有夫者は80%でやや低い、したがって5日、および4日以内のものしめる割合は有夫者の方がより高い。

月型では、21日～25日が多く(55%)過半数をしめている。配偶関係別にみると月型のものは、既婚者のみであるが、週型と同様に有夫者の方が死離別者にくらべ労働日数の短いものが多い。(表17)

表17 配偶関係別・労働日の型別女子パートタイマー構成比 (%)

労働日		計	週型	週型の内訳						月型	月型の内訳						不定	不明	
配偶 関係	小計			4日 以内	5日	6日	その他	不明	小計		6日 10日	11日 15日	16日 20日	21日 25日	その他	不明			
	計	100.0	72.0	100.0	1.2	14.1	80.5	4.2	-	4.1	100.0	0.9	16.1	28.4	54.6	-	-	23.8	0.1
未 有 死 離 不 明	婚	100.0	97.5	100.0	0.9	8.0	91.1	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	2.5	-
	夫	100.0	71.7	100.0	1.3	15.0	79.2	4.5	-	4.4	100.0	1.0	18.5	30.9	51.6	-	-	23.8	0.1
	別	100.0	67.5	100.0	0.1	4.7	91.5	3.7	-	3.0	100.0	-	-	-	-	-	-	29.4	0.1
	明	100.0	75.0	100.0	-	100.0	-	-	-	12.6	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-	12.5	-

15才未満の子どもの有無別にみると、週型、月型ともに15才未満の子どものなしのものより、子供ありのものの方が労働日数が少ない、そのうち、6才未満の子どものありのものはより少なくなっており月型のものをみても6才未満の子どものもつものの約4割は11日～15日となっている。(表18)

表18 15才未満の子どもの有無別・労働日の型別既婚女子パートタイマー構成比 (%)

型 別 日 子 供 の 数 有 無 別	(週 型)						(月 型)						
	小計	4日 以内	5日	6日	その他	不明	小計	6日 10日	11日 15日	16日 20日	21日 以上	その他	不明
計	100.0	1.2	14.0	80.4	4.4	-	100.0	0.9	15.3	28.7	55.1	-	-
15才未満の子どもあり	100.0	1.6	17.0	76.7	4.7	-	100.0	1.4	22.0	23.2	53.4	-	-
うち6才未満の子どもあり	100.0	2.6	20.0	74.6	2.8	-	100.0	-	37.8	27.6	34.6	-	-
15才未満の子どもなし	100.0	0.4	8.0	87.8	3.8	-	100.0	-	3.7	38.4	57.9	-	-
不明	100.0	-	-	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-

ハ. 労働時間

女子パートタイマーの1日の所定労働時間は2時間未満から8時間以上まで幅広く分布しているが、もっとも多いのは6時間～7時間未満の44%、ついでその前後の7時間～8時間未満、5時間～6時間未満のそれぞれ20%、19%などである。配偶関係別にみると、大多数をしめる有夫者は、6時間～7時間未満(45%)について5時間～6時間未満(20%)が多いが、未婚者、死離別者は7時間～8時間未満(未婚39%、死離別41%)がもっとも高い割合をしめている。未婚者では4時間～5時間未満に30%という高い割合が示されているが、これは「兼業の有無」の項にみられるように、未婚者の兼業の内容が「その他のつとめ」70%強ということから、他のつとめの関係上、短時間で働くものが多いのではないかと考えられる。(表19、図5)

週型と月型のものの所定労働時間を比較してみると、5時間未満のものしめる割合は週型のほうが高く14%であるが、月型ではわずかに1%である。しかし、いずれの場合も5時間以上が多いことにはかわりなく、とくに6時間～7時間未満がもっとも高い割合をしめている。(表20、21)

所定外労働があると答えているものは15.4%で、大部分(82%)はないと答えている。規模別にみると、所定外労働ありの割合が高いのは1,000人以上の20.0%、ついで100人～499人の19.0%で、他の規模ではやや低く500人～999人では11.6%、30人～99人では10.3%となっている。

表19 配偶関係別所定労働時間別女子パートタイマー構成比(週型・月型計) (%)

労働時間別		計	2時間 未 満	2時間 3時間未満	3 4	4 5	5 6	6 7	7 8	8時間	8時間 以上	不明
配偶関係別												
計		100.0	0.2	1.1	3.6	8.7	18.9	43.7	20.3	3.5	0.1	0.0
未 有 死 離 別 明	婚	100.0	-	-	2.4	30.6	4.3	23.4	39.3	-	-	-
	夫	100.0	0.2	1.2	3.4	8.9	19.6	45.4	17.6	3.4	0.2	0.1
	別	100.0	0.1	0.8	4.9	-	17.8	30.5	40.5	5.4	-	-
	明	100.0	-	-	-	-	-	85.7	14.3	-	-	-

図5 配偶関係別、1日の所定労働時間別女子パートタイマー数

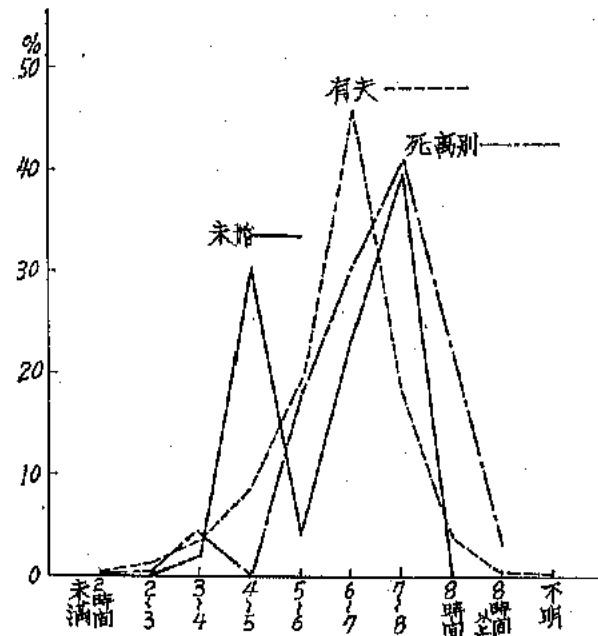


表20 配偶関係別所定労働時間別女子パートタイマー構成比 (週型) (%)

配偶関係別	労働時間別	計	2時間 未満	2時間 3時間 未満	3 4	4 5	5 6	6 7	7 8	8時間 以上	不明
計		100.0	0.2	1.2	3.7	9.2	18.8	42.1	21.0	3.7	0.1
未婚		100.0	-	-	2.4	30.6	4.9	23.4	39.3	-	-
有夫		100.0	0.2	1.3	3.6	9.4	19.5	44.1	18.2	3.6	0.1
死別		100.0	0.1	0.9	5.1	-	18.6	27.4	42.2	5.6	-
不明		100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-

表21 配偶関係別所定労働時間別女子パートタイマー構成比 (月型) (%)

配偶関係別	労働時間別	計	3時間 4時間 未満	4 5	5 6	6 7	7 8	8時間 以上	不明
計		100.0	0.1	1.0	20.5	68.0	7.9	2.5	-
未婚		100.0	-	-	-	-	-	-	-
有夫		100.0	0.1	1.0	22.2	66.4	7.6	2.7	-
死別		100.0	-	-	-	100.0	-	-	-
不明		100.0	-	-	-	-	100.0	-	-

(4) 災害状況

女子パートタイマーが、現在働いている事業所に雇用されてから、業務上の災害を受けたものは3.6%、受けたことがないものは96.4%となっている。職種別にみると、単純作業がやや高く5.6%である。業務上の災害を受けたもののうち、事業所で安全教育を受けたことのあるものは、ごく少なく

3%にすぎず、大多数が、教育を受けていない。職種別にみると、業務上災害を受けたものの割合が比較的低い製造作業は、15%が安全教育を受けており、災害を受けた割合の高い単純作業は教育を受けているものがごく少なく1%にみえないのが注目される。

治療費の負担者は本人が56%でもっとも多く、健康保険、労災保険はあわせて15%ほどである。職種別にみると、保険負担の割合が高いのは、製造作業で、健康保険は過半数の52%、労災保険は13%となっており、単純作業のそれぞれ2%、1%に比べて高い、これは、製造作業工程には単純作業とくらべ、常用化されているパートタイマーが多いからではないかと考えられる。(表22)

(5) 社会保険加入状況

失業保険、健康保険、厚生年金保険についてそれぞれの加入状況をみると、いずれも未加入の割合が高く7割以上をしめ、加入しているものは3割にみえない現状である。

イ、失業保険・日雇失業保険

失業保険に加入しているものは、25.2%、日雇失業保険に加入しているものは1.6%で、あわせて26.8%である。仕事が常時あるものと、特定時期のものにわけると、常時あるものの方が加入の割合は高く約27%、特定時期のものは約10%となっている、日雇失業保険についても同様の傾向がみられる。また、常時あるものを勤続期間別にみると、3か月未満のものはやや低く、12%であるのに対し3か月～6か月未満がもっとも高く36%となっており、6か月以上又は1年以上のものもそれぞれ30%前後をしめている。

規模別にみると、500人以上が27.3%で、他の規模にくらべ加入者の割合はきわめて高く、10～29人は0.9%と低く、大多数の女子パートタイマーが未加入者となっているなど規模別に大きな差がみられる。(表23、図6)

ロ、健康保険・日雇健康保険

健康保険の加入者は約30% (日雇健康保険は0.2%) となっている。

女子パートタイマーのうち、家族の健康保険の被扶養者になっているものが約半数 (48%) をしめ

図6 規模別失業保険加入状況

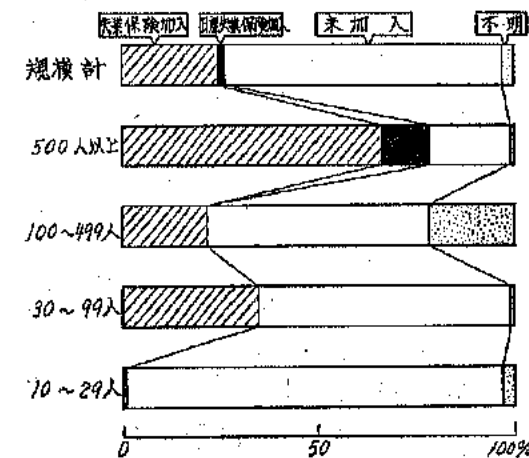


表22 職種別業務上災害の有無および

職種別	災害状況別	計	あり	業務上			
				安全教育の有無			
				小計	あり	なし	不明
計		100.0	3.6	100.0	3.3	96.4	0.3
事業		100.0	-	-	-	-	-
製造		100.0	1.6	100.0	15.1	84.9	-
単作		100.0	5.6	100.0	0.4	99.6	-
その		100.0	1.5	100.0	-	-	100.0
不明		100.0	-	-	-	-	-

表23 雇用形態・勤続期間・規模・社会保険加入状況別

規模別 勤続期間別	保険の種類別		健康保険・日雇健康保険					
	計	加入	未加入				不明	不明
			小計	家族の 保険が 使える	他の保 険は使 えない	不明		
計	100.0	30.1	0.2	69.9	47.9	15.9	6.1	0.0
特定期	100.0	24.8	0.1	75.3	43.8	18.3	13.2	-
常勤	100.0	30.3	0.2	69.7	49.0	15.6	5.1	0.0
勤続	100.0	22.8	0.0	77.8	47.5	25.2	5.1	-
～3か月未満	100.0	31.4	0.2	68.6	52.0	10.0	5.7	-
3～6 "	100.0	29.3	0.1	70.7	40.8	28.2	1.7	0.0
6～1年	100.0	33.8	0.3	66.3	52.9	6.7	6.7	-
1年以上	100.0	-	-	-	-	-	-	-
不明	100.0	83.5	-	16.5	4.6	11.9	-	-
1,000人以上	100.0	61.3	0.8	38.8	32.1	2.7	3.9	-
500～999人	100.0	38.5	0.6	61.4	49.3	2.0	10.1	0.1
100～499人	100.0	35.7	-	64.4	45.3	11.8	7.3	-
30～99人	100.0	9.4	-	90.7	57.0	29.0	4.7	-

(注) 特定期——仕事が特定期のもの
常勤——仕事が常勤のもの } 表7参照

ている。仕事が常勤あるものと、特定期のものものとくらべると常勤あるものの方が加入の割合がやや高く、その中でも勤続1年以上のものが33.5%でもっとも高い。(表23)

規模別にみると失業保険と同様500人以上は61.3%が加入しており、また家族の保険が使えるものも32.1%となっている。一方、30～99人では加入しているものの割合は9.4%にすぎないが、家族の保険が使えるものは57%で他の規模より高い。(図7)

ハ、厚生年金保険

状況別女子パートタイマー構成比

災 害 あ り								な し	不 明	
治 療 費 負 担 者 (M.A)										
小 計	労 保	災 險	健 保	康 險	事 業 主	本 人	そ の 他			不 明
100.0		4.4		11.5		56.3	10.6	13.5	95.6	0.8
-		-		-		-	-	-	100.0	-
100.0		12.7		51.7		7.8	0.8	6.2	20.8	0.9
100.0		2.3		1.2		4.9	70.2	11.7	93.7	0.7
100.0		-		100.0		-	50.0	-	98.5	-
-		-		-		-	-	-	100.0	-

女子パートタイマー構成比

状況別	女子パートタイマー	構成比	厚生年金保険				失業保険・日雇失業保険			
			計	加入	未加入	不明	計	加入	未加入	不明
計	100.0	26.0	72.6	1.4	100.0	26.8	1.6	70.3	2.9	-
特定期	100.0	14.4	85.2	0.5	100.0	9.8	0.1	77.0	13.2	-
常勤	100.0	27.0	71.5	1.5	100.0	28.5	1.8	70.1	1.5	-
勤続	100.0	14.0	83.9	2.1	100.0	12.2	-	85.8	2.1	-
～3か月未満	100.0	34.3	65.7	-	100.0	36.1	0.1	64.0	-	-
3～6 "	100.0	25.1	74.9	0.0	100.0	26.6	0.1	73.1	0.3	-
6～1年	100.0	31.4	68.2	2.4	100.0	34.3	3.8	63.6	2.1	-
1年以上	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
不明	100.0	95.4	4.6	-	100.0	95.3	-	4.7	-	-
1,000人以上	100.0	51.8	46.8	1.4	100.0	77.3	10.7	22.3	0.4	-
500～999人	100.0	35.2	64.5	0.3	100.0	11.9	-	65.8	21.3	-
100～499人	100.0	34.8	65.0	0.3	100.0	34.5	-	65.1	0.4	-
30～99人	100.0	3.7	93.5	2.8	100.0	0.9	-	96.3	2.8	-

厚生年金保険加入者は26%、仕事が常勤あるものでは27%で特定期のものものの14%、にくらべてその割合が高い。勤続期間別にみると3か月未満のものが14%で少なく、3か月～6か月未満のものが34%でもっとも多い割合をしめている。

規模別には500人以上がもっとも高く52%、規模が小さくなるほど加入者の割合は低く、30～99人は4%にみえない(表23、図8)

(6) 健康診断の有無および診療施設の利用状況

図7 規模別健康保険加入状況

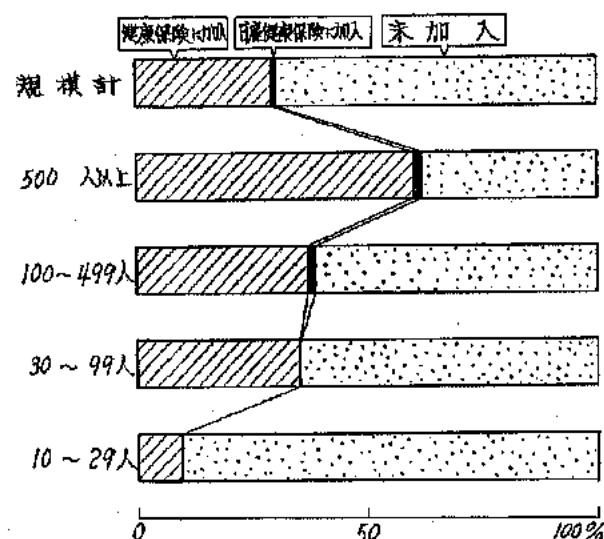
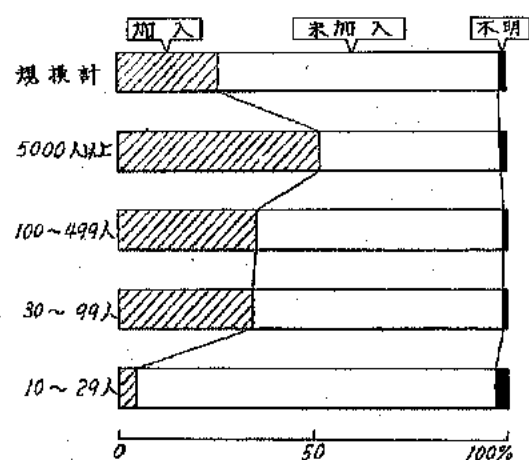


図8 規模別厚生年金保険加入状況



女子パートタイマーの健康診断受診状況をみると、現在働いている事業所で健康診断を受けたものは30%である。規模別にみると大きい規模ほど受診したものの割合は高く、1,000人以上では約60%に対し30~99人では14%と比べて少ない。(表24)

女子パートタイマーの勤続期間は6か月以上のものが70%をしめていることからみて受診者が30%にすぎないことは、パートタイマーということで健康管理がおろそかにされている面があるのではないかと推測される。(注)一現在、労働基準法では事業所が原則として年1回、業務の種類によっては年2回以上の定期健康診断を実施しなければならないことになっている。

事業所の診療施設を、パートタイマーでも一般労働者と同様に利用できるか否かについてみると、

表24 規模別健康診断の有無別
女子パートタイマー構成比 (%)

有無別	計	あり	なし	不明
規模別				
計	100.0	29.2	70.2	0.6
1,000人以上	100.0	58.5	41.3	0.2
500~999人	100.0	28.5	71.5	-
100~499人	100.0	32.2	67.1	0.7
30~99人	100.0	14.0	85.1	0.9

表25 規模別診療施設利用状況別
女子パートタイマー構成比 (%)

利用状況別	計	利用できる	利用できない	その他	不明
規模別					
計	100.0	25.5	22.3	50.5	1.7
1,000人以上	100.0	89.2	2.2	5.7	2.9
500~999人	100.0	36.9	12.5	49.3	1.3
100~499人	100.0	22.5	19.5	55.1	2.9
30~99人	100.0	0.9	35.5	63.6	-

「利用できる」と答えたものは26%、「利用できない」ものが22%、その他が51%となっている。その他の理由としては、「診療施設があるかどうか知らない」「必要がなかったから利用できるかどうかわからない」「施設がない」などの意見が多い。

規模別にみると、1,000人以上は90%が「利用できる」と答えており、その他の規模と大きな差が示しているが、1,000人未満の事業所では、その他の割合が約半数をしめているところから施設をもっていない事業所がその大部分ではないかと考えられる。(表25)

3. 女子パートタイマーの職業生活

(1) 就業の理由

就業理由でもっとも多いのは「生活費のたしにする」50%、および「生活費を得る」21%

であわせて71%をしめており、ついで多いのが「子供の学資のため」33%である。また「買いたいものがある」「家にこもってたくない」「内職より収入がよい」などもそれぞれ20%にのぼっている。

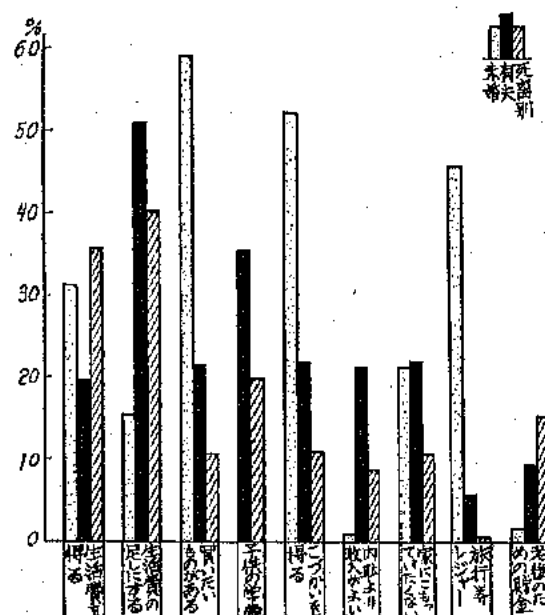
配偶関係別にみられる特徴は、既婚者では「生活費を得る」「生活費のたしにする」が多く、有夫者で71%、死離別者で77%にのぼっているが、未婚者では「こづかいを得る」が54%、「旅行等レジャー」が46%で、既婚者にはみられない高い割合をしめており、「生活費を得る」「生活費のたしにする」は半数(48%)にみえない。また「内職より収入がよい」からパートタイマーとして働いていると答えているものは有夫者に多くその23%をしめている。(表26、図9)

パートタイムで働いている理由としては、「家事のためフルタイムで働けない」が69%、「育児のためフルタイムで働けない」が17%であわせて86%をしめている。また「フルタイムのつとめ口がない」と答えフルタイムで働くことへの意志を示しているものが1割(9%)ほどいるが、しかしこれを配偶関係別にみると未婚者にもっとも多く、その57%をしめている。(表27・36)

表26 配偶関係別・就業理由別女子パートタイマー構成比 (M.A) (%)

理由別	計	生活費を得る	生活費のたしにする	買いたいものがある	住宅の修繕費	子どもの学資	老後のため	旅行等レジャー	自分の学資	結婚費用	こづかいを得る	内職より収入がよい	家にこもってたくない	能力や技術をいかしたい	その他
配偶関係															
計	100.0	21.4	49.9	22.2	6.8	33.4	9.0	6.3	0.5	1.6	22.9	20.6	22.0	1.2	5.2
未婚	100.0	32.4	15.2	58.0	-	-	2.3	45.9	1.2	41.7	53.9	1.6	22.4	5.5	2.6
有夫	100.0	19.4	51.9	22.5	7.7	35.8	8.5	5.9	0.5	0.6	23.4	22.5	23.2	1.2	5.4
死離別	100.0	36.5	40.5	11.5	0.6	19.7	15.1	0.6	-	0.1	11.8	7.8	11.0	0.1	3.5
不明	100.0	12.5	37.5	-	-	50.0	-	-	-	-	-	37.5	37.5	-	-

図9 配偶関係別、主な就業理由別女子パートタイマー
女子パートタイマー総数=100 (MA)



られ(10%)製造作業、単純作業では少ない。(表28)

(3) 職業経験

職業経験のあるものは約半数で、そのうちフルタイムで働いていたものは80%にのぼっている。配偶関係別にみると未婚者に職業経験ありのものの割合が高く82%をしめているが、死離別者には少なく、23%である。

また、前職をフルタイムで働いていたものの割合が高いのは未婚者の98%、パートタイムで働いていたものの割合が高いのは有夫者で21%となっている。(表29)

前職の職業をみると、製造作業が半数近くをしめ、ついで事務25%、単純労働11%、販売8%などの順となっている。(図10)

表27 配偶関係別・パートタイムで働いている理由別女子パートタイマー構成比 (M.A) (%)

配偶関係別	理由別	計	フルタイムのつとめがない	病身のためフルタイムで働けない	家事のためフルタイムで働けない	育児のためフルタイムで働けない	他に仕事をもっているためフルタイムで働けない	その他	不明
計		100.0	8.9	1.6	68.9	17.1	1.7	14.6	1.4
未婚		100.0	57.0	0.2	1.5	-	2.8	38.6	0.2
既婚		100.0	6.2	1.1	75.3	19.5	1.8	10.8	1.6
離婚		100.0	21.1	6.6	29.1	0.1	0.6	42.2	0.6
不明		100.0	-	-	62.5	-	-	37.5	-

(2) 勤続の意志

「なるべく長く」いまの仕事を続けたいと希望しているものが約7割(67.1%)をしめており、1年未満の短期勤続を希望しているものは5.6%にすぎない。しかしこれを配偶関係別にみると未婚別に大きな差がみられ、未婚者には短期勤続を希望しているものの割合が高い。すなわち、「6か月未満」23.3%、「もっと収入のよい仕事が見つかるまで」21.9%とあわせると約半数にのぼっており、「なるべく長く」は40%となっている。有夫者の68%と比較し、未婚者の安定性がうすいことがうかがえる。

職業別にみると「なるべく長く」の割合が比較的高いのは製造作業で71%、ついでその他66%、事務65%、単純作業63%で大きな差はない。「妊娠出産まで」としてものは事務および、その他にやや多くみ

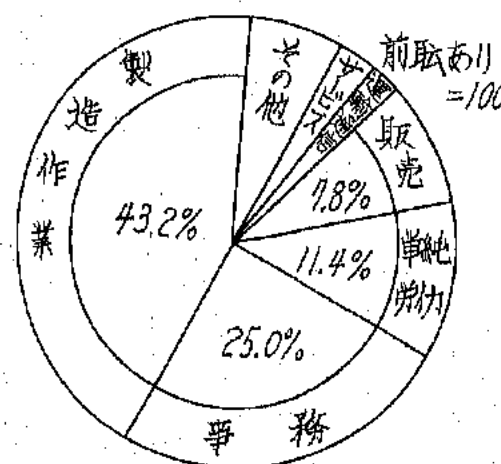
表28 配偶関係別・職業別・勤続の意志別女子パートタイマー構成比 (%)

勤続の意志		計	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上	なるべく長く	妊娠・出産まで	妊娠・出産で子供に手がつかないまで	収入が充分に入るまで	もっと収入のよい仕事が見つかるまで	その他	不明
配偶関係	計	100.0	2.4	3.2	3.1	67.1	4.1	5.5	6.2	4.5	3.8	0.1
	未婚	100.0	23.3	0.5	2.1	40.4	-	-	-	21.9	11.8	-
	既婚	100.0	2.1	3.5	3.5	67.7	4.6	5.9	7.1	3.3	2.1	0.1
	離婚	100.0	0.1	-	3.0	64.9	-	3.5	-	10.6	17.3	0.1
	不明	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
職業	事務	100.0	2.5	0.5	5.5	64.8	10.0	15.0	0.5	0.7	0.5	-
	製造業	100.0	2.6	1.6	2.9	71.4	4.8	3.6	8.4	3.7	1.0	0.1
	単純作業	100.0	2.3	4.7	3.2	63.4	3.2	7.0	4.3	5.3	6.4	0.1
	その他	100.0	0.7	-	12.1	66.0	9.6	3.7	3.7	-	4.2	-
	不明	100.0	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-

表29 配偶関係別つとめの経験の有無別女子パートタイマー構成比 (%)

		計	職業経 験あり	職業経験ありの内訳				職業経 験なし	不 明
				小 計	フルタイム	パート タイム	不 明		
計		100.0	50.4	(100.0)	(79.9)	(20.0)	(0.1)	49.6	
未婚	婚	100.0	81.6	(100.0)	(98.0)	(2.0)	-	18.4	
既婚	夫	100.0	52.5	(100.0)	(78.7)	(21.2)	(0.1)	47.5	
離婚	別	100.0	23.2	(100.0)	(85.7)	(14.3)	-	76.8	
不明	明	100.0	75.0	(100.0)	(100.0)	-	-	25.0	

図10 前職の職業別女子パートタイマー構成比



前職の職種別に現在どの職種についているかをみると、製造作業、単純作業についていたものはその大多数が前と同じ職種についており前職製造作業は75%のものが製造作業に、前職単純作業は85%のものが単純作業についている。一方、前職の経験あるもののうち1/4をしめていた事務従事者で同じく事務についたものは、わずかに7%でその大多数(90%強)は製造作業・単純作業についている。(表30)

前職の退職理由をみると、「自分の都合」が退職者の86.4%をしめ、「つとめ先の都合」は10.6%となっている。「自分の都合」で退職したものの理由をみると、「結婚」が多く約44%となっている。「家事」「妊娠、出産」を理由にあげているものはそれぞれ16%、「育児」は比較的低く3%にすぎない。これを配偶関係別にみると、未婚者には「家事」を理由にあげて

表30 前職の職種別現在の職種別女子パートタイマー構成比 (%)

前 職	現 職	職業経験あり計	事 務	製造作業	単純作業	そ の 他	不 明
計		100.0	2.2	61.4	35.3	1.1	-
販 売	販 売	100.0	-	74.4	24.7	0.9	-
事 務	信 用	100.0	7.2	59.5	31.7	1.6	-
運 送	通 信	100.0	-	58.6	40.5	0.9	-
製 造	作 業	100.0	0.1	75.2	24.5	0.2	-
単 純	作 業	100.0	-	15.0	85.0	-	-
サ ー	ビ	100.0	-	40.9	59.1	-	-
そ の	他	100.0	3.8	52.4	38.0	5.8	-
不 明	明	100.0	-	-	-	-	-

いるものが45%、「その他」が55%となっているが、その中には、「会社がいやになった」「今の職場の方が労働条件がよい」「同僚との人間関係がまずかった」などをあげているものがある。有夫者では「結婚」が約半数の47%、ついで「妊娠、出産」が17%、「家事」が15%で、「育児」の4%をあわせると、前職を退職したもののうち約8割は結婚も含め、いわゆる家庭責任を理由に退職している。死離別者では有夫者に比較して、「結婚」「家事」「妊娠、出産」を理由にしているものは少なくあわせて約30%である。

一方、つとめ先の都合でやめたものについてみると、75%が「人員整理、会社倒産」でしめられており、「定年のため」は7%にすぎない。

前職の職種別にみると、「つとめ先の都合」が比較的多いのは販売従事者の21%、単純労働者の19%などである。「自分の都合」で退職したもののうち、「結婚」を理由にしているものの割合が高い

表31 配偶関係別・前職種別退職

職種 配偶関係別	退職理由別	職業経験 あり計	つとめ先 の都合	つとめ先の都合内訳				
				小 計	人員整理 会社倒産	定年のた め	そ の 他	不 明
職 種	計	100.0	10.6	(100.0)	(75.0)	(7.0)	(17.7)	(0.3)
	販 売	100.0	20.7	(100.0)	(95.7)	-	(4.3)	-
	事 務	100.0	7.5	(100.0)	(94.8)	-	(4.5)	(0.7)
	運 送	100.0	-	-	-	-	-	-
	製 造	100.0	11.1	(100.0)	(62.8)	(16.5)	(20.7)	-
	単 純	100.0	18.8	(100.0)	(99.1)	-	(0.9)	-
	サ ー	100.0	-	-	-	-	-	-
	そ の	100.0	1.5	(100.0)	(75.9)	-	(10.3)	(13.8)
	不 明	100.0	-	-	-	-	-	-
	配 偶 関 係	未 有 死 離	100.0	0.6	(100.0)	-	-	(50.0)
婚 夫 別 明		100.0	8.2	(100.0)	(85.3)	(10.2)	(4.2)	(0.2)
		100.0	52.2	(100.0)	(66.7)	-	(33.3)	-
		100.0	50.0	(100.0)	(100.0)	-	-	-

職種は運輸通信従事者 (98%)、販売従事者 (77%) で、「妊娠、出産」「育児」を理由にしているものの割合が比較的高いのは事務従事者 (24%)、単純労働者 (23%)、製造作業従事者 (22%) などとなっている。(表31)

(4) 希望賃金

イ. 時間当り賃金

希望する時間当り賃金額は50円台から200円以上まで広範囲に分布しているが、もっとも多いのは100円～109円の約40%、ついで80円台の16%、70円台の13%などである。平均希望賃金額は99円で現在の1時間当り賃金額の平均73円を26円上まわっている。110円以上を希望しているものはわずかに4%で比較的少ない。

職種別にみると、事務と「その他」(技術的専門的職種など)は希望賃金額が製造作業、単純作業にくらべて高く、事務は平均153円、「その他」は127円となっている。金額別分布をみると、事務では100円未満はわずかに90円台の0.5%で、100円～109円が62%、200円以上が30%と他の職種にくらべて高い賃金を希望している。「その他」では、100円未満の希望者は80円台、90円台の6%のみで100円～109円が46%、ついで150円～159円が20%と、事務よりやや低い賃金額となっている。

女子パートタイマーの大部分をしめている製造作業と単純作業の希望賃金額は前述の二つの職種より大幅に下まわり、平均賃金額は、製造作業96円、単純作業90円となっている。しかし現在の平均賃金額のそれぞれ77円、69円と比較すると希望額との差は事務、「その他」に劣らず大幅なものとなっている。賃金額別の分布をみると、事務、「その他」にくらべて、製造作業は分布の範囲が広くとくに100円未満に多い。製造作業ではもっとも多いのが100円～109円の42%、ついで、70円～99円の38%などであわせて8割をしめている。

製造作業のうち、女子パートタイマーの多い電気機械器具、製糸・紡織、飲食物品製造作業について

理由別女子パートタイマー構成比

(%)

自分の都合	自 分 の 都 合 内 訳							そ の 他	不 明
	小 計	結 婚	家 事	妊 娠 出 産	育 児	そ の 他	不 明		
86.4	(100.0)	(43.6)	(16.1)	(16.0)	(3.2)	(16.5)	(4.6)	2.3	0.7
77.5	(100.0)	(77.4)	(8.7)	(0.3)	-	(13.4)	(0.2)	1.8	-
88.8	(100.0)	(47.2)	(9.2)	(20.9)	(3.2)	(11.2)	(8.3)	4.6	-
100.0	(100.0)	(98.2)	(0.9)	(0.9)	-	-	-	-	-
86.0	(100.0)	(47.6)	(14.8)	(16.4)	(5.1)	(14.3)	(1.8)	1.3	1.6
81.2	(100.0)	(5.9)	(38.2)	(23.3)	-	(20.6)	(12.0)	-	-
94.1	(100.0)	(17.5)	(23.6)	-	(3.9)	(55.0)	-	5.9	-
94.5	(100.0)	(29.7)	(21.6)	(11.3)	(1.2)	(32.1)	(4.1)	4.0	-
-	(100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-
84.7	(100.0)	-	(45.0)	-	-	(54.3)	(0.7)	14.8	-
88.8	(100.0)	(45.0)	(14.9)	(17.0)	(3.5)	(13.3)	(4.7)	1.8	0.8
47.4	(100.0)	(12.2)	(6.7)	(12.2)	-	(62.8)	(6.1)	0.4	-
50.0	(100.0)	(100.0)	-	-	-	-	-	-	-

表32 職種別、希望時間当り賃金額別女

職種別	賃金額別	計	50円未満	50 59円	60 69円	70 79円	80 89円	90 99円	100 109円	110 119円
計		100.0	-	0.9	6.7	12.7	16.1	8.9	38.9	0.8
事務		100.0	-	-	-	-	-	0.5	61.9	-
製造業		100.0	-	0.1	1.0	10.8	12.8	14.8	41.7	1.5
電気機器製造業		100.0	-	-	0.6	10.0	12.2	24.0	30.9	0.1
製糸・紡織業		100.0	-	-	1.8	7.5	9.0	0.2	40.7	8.5
飲食料品製造業		100.0	-	-	-	-	3.3	8.9	71.3	-
その他の製造業		100.0	-	0.2	1.3	14.8	16.8	6.6	49.8	1.6
不明		100.0	-	-	-	-	-	96.0	-	-
単純作業		100.0	-	1.7	12.0	14.9	19.6	3.9	35.4	0.1
包装・清掃		100.0	-	3.5	6.1	13.7	24.6	2.9	41.2	-
持・親・他		100.0	-	0.1	51.6	13.4	8.7	4.8	11.1	0.1
その他		100.0	-	0.0	3.5	16.8	17.9	4.8	38.1	0.1
不明		100.0	-	-	-	38.6	-	-	57.7	-
その他		100.0	-	-	-	-	0.7	5.2	45.8	8.1
不明		100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-

表33 本人の月収額別・希望月収額別女子パート

月収別額	希望月収額別	計	5,000円未満	5,000 5,999	6,000 6,999	7,000 7,999	8,000 8,999	9,000 9,999
計		100.0	0.3	6.6	0.5	1.0	2.9	1.2
～5,000円未満		100.0	3.9	25.5	2.1	1.7	7.8	-
5,000～5,999		100.0	-	42.3	0.6	0.6	2.9	3.6
6,000～6,999		100.0	-	10.0	1.2	6.1	5.4	5.1
7,000～7,999		100.0	-	-	1.4	1.1	10.2	1.5
8,000～8,999		100.0	-	-	-	1.5	4.1	0.1
9,000～9,999		100.0	-	-	-	-	0.1	3.7
10,000～10,999		100.0	-	-	-	0.0	1.1	-
11,000～11,999		100.0	-	-	-	-	-	-
12,000～12,999		100.0	-	-	-	-	-	-
13,000～13,999		100.0	-	-	-	-	-	-
14,000～14,999		100.0	-	-	-	-	-	-
15,000～19,999		100.0	-	-	-	-	-	-
20,000円以上		100.0	-	-	-	-	-	-
不明		100.0	-	1.8	0.0	1.4	0.6	0.6

てみると、いずれも平均賃金額は90円以上で、そのうち製糸・紡織がもっとも高く99円、ついで飲食料品の98円で、電気機器が91円とやや低い。希望する賃金額としては、三つの職種とも100円～109円がもっとも多く、とくに飲食料品製造業では70%をしめている。

単純作業で賃金額別分布のもっとも多いのは他の職種と同様100円～109円の35%である。しかし、この職種には、100円未満の割合が高く、製造業の40%に対し52%となっている。女子パートタイマーの多い包装、清掃についてみると、平均希望賃金額は清掃が高く、101円であるのに対し、包装は大きく下まわり90円以下となっている。(表32)

子パートタイマー構成比および希望平均時間当り賃金額

(%)

120 129円	130 139円	140 149円	150 159円	160 169円	170 179円	180 189円	190 199円	200円以上	不明	希望平均 時間当り 賃金額
0.9	0.1	0.0	1.0	0.0	0.0	-	-	1.2	11.8	99 円
3.7	0.5	-	0.5	-	-	-	-	30.4	2.5	153
1.2	0.1	-	0.7	-	1.0	-	-	0.7	14.5	96
2.2	0.3	-	0.6	-	-	-	-	-	19.1	91
1.5	-	-	4.1	-	0.8	-	-	0.2	25.7	99
-	-	-	-	-	-	-	-	-	11.5	98
0.1	0.0	-	-	-	-	-	-	1.9	6.9	100
4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91
0.6	0.1	-	1.0	-	-	-	-	0.9	9.8	90
0.5	-	-	0.5	-	-	-	-	0.4	6.6	88
0.5	0.2	-	1.6	-	-	-	-	4.4	3.5	101
0.7	0.1	-	1.5	-	-	-	-	0.1	16.4	89
-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.8	88
4.4	3.0	0.7	20.0	0.7	-	-	-	4.7	6.7	127
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100

タイマー構成比および平均希望月収額

(%)

10,000 10,999	11,000 11,999	12,000 12,999	13,000 13,999	14,000 14,999	15,000 19,999	20,000円以上	不明	平均希望 月収額
19.1	0.5	8.4	6.3	1.4	26.2	3.2	22.4	12,225 円
12.7	-	4.2	0.1	-	12.0	0.3	29.7	8,463
16.3	-	-	3.9	3.9	0.2	-	25.7	7,366
28.4	-	5.7	6.1	-	18.3	-	13.7	10,435
32.4	-	1.8	5.6	1.0	13.9	3.0	18.1	11,347
25.1	0.8	6.5	6.9	0.4	28.0	-	26.6	12,315
21.3	1.5	27.3	7.2	0.7	23.2	3.6	11.4	12,714
15.7	1.2	11.2	18.6	2.4	36.1	0.0	13.7	13,157
13.4	0.2	13.4	6.5	6.2	38.2	0.1	22.0	13,537
11.4	-	6.2	5.6	1.6	34.0	-	41.2	13,958
11.3	-	9.8	5.1	-	58.0	9.2	6.6	15,030
-	-	4.4	5.0	2.2	52.4	17.7	18.3	16,425
2.8	0.6	1.1	5.6	-	53.9	30.7	5.3	17,617
-	-	40.0	-	-	-	30.0	30.0	24,000
21.4	0.2	9.3	0.2	0.3	28.1	2.4	33.8	12,704

ロ. 月収

希望月収額は5,000円未満から20,000円以上まで広範囲に分布しているが、平均希望月収額は12,225円で、現在の平均月収額8,648円と比較して3,577円の差がある。月収額別分布状況を大きくわけると、5,000円未満0.3%、5,000円～9,999円が12.2%、10,000円～14,999円が35.7%、15,000円～19,999円が26.2%、20,000円以上3.2%となっている。現在の月収額別にみると、かならずしも希望月収額の方が高いものばかりではなく、現状を下まわる額をあげているものもある。しかし概して現状と同額、或いはやや高い月収額を希望しているものが多い。(表33)

(5) 希望労働日数

週当たりの希望労働日数をみると、6日がもっとも多く44%、ついで5日の24%をあわせて約70%となる。現状における週型のものの労働日数と比較すると6日が実態では80%であるのに対し希望は44%と少なく、5日は実態が14%であるのに対し、希望は24%と逆に多くなっている。また4日以内は実態ではごく少なく1.2%であったのに対し、希望は3.4%とややふえている。(表17参照)

配偶関係別にみると、未婚者には6日を希望するものが多く7割をしめており、5日を希望するものは3.5%で現在の8%より減少している、有夫者、死離別者では現在の15%、5%を大きく上まわり、希望は24%、30%と高くなっている。(表34)

表34 配偶関係別希望労働日数別女子パートタイマー構成比 (%)

希望日数	計	3日以内	4日	5日	6日	その他	不明
配偶関係							
計	100.0	0.7	2.7	24.4	43.6	1.0	27.6
未婚	100.0	0.3	—	3.5	70.5	—	25.7
有夫	100.0	0.8	2.8	24.4	42.5	1.1	28.4
死離別	100.0	—	2.9	29.8	47.6	0.8	19.2
不明	100.0	—	—	—	12.5	—	87.5

(6) 希望労働時間

希望労働時間は、6時間～7時間未満がもっとも多く39%、ついで5時間～6時間未満の20%、7時間～8時間未満の14%などでこの分布の傾向は、現状の労働時間と同様である。減少したのは7時間～8時間未満で、現状では20%であるが希望するものの割合は14%となっている。また6時間～7時間未満の現状では44%であるのに対し希望するものは39%でやや少い。配偶関係別にみると、未婚者は既婚者より7時間以上を希望するものの割合が高いが、また3時間～4時間以上の短時間を希望するものも多い。これは、兼業の項でふれたとおり、未婚者には「他のつとめ」をもつものの割合が比較的多いためではないかと考えられる。さらに希望時間が4時間～6時間未満のしめる割合は未婚者より既婚者に多く、家事労働をする時間とのかねあいと、希望収入からこの時間を希望するものが現状より多くなったのではないかと考えられる。(表35)

表35 配偶関係別・希望労働時間別女子パートタイマー構成比 (%)

労働時間	計	2時間未満	2時間～3時間未満	3時間～4時間	4時間～5時間	5時間～6時間	6時間～7時間	7時間～8時間	8時間以上	不明
配偶関係										
計	100.0	0.0	0.2	3.7	11.0	19.8	38.7	13.5	5.0	8.1
未婚	100.0	—	—	25.4	0.5	6.4	6.7	53.2	6.0	1.8
有夫	100.0	—	0.2	3.4	10.3	21.5	39.9	10.7	5.1	8.9
死離別	100.0	0.1	—	0.5	20.7	8.6	35.4	29.5	3.3	1.9
不明	100.0	—	—	—	—	—	50.0	—	12.5	37.5

(7) フルタイム勤務への希望

フルタイムで働きたいものは女子パートタイマーの2割弱(17.4%)である。これを配偶関係別に

みるとフルタイム希望の割合が高いのは未婚者でその約8割(77.0%)をしめている。これは有夫者の14%、死離別者の31%と比較してきわめて高く、パートタイマーの未婚者の大多数が本来はフルタイムで働きたい希望をもっていることが推測できる。また、死離別者も未婚者についてフルタイムの希望が高く約1/3をしめている。すなわち、未婚者の場合は大多数のものが、フルタイムで就職する機会にめぐまなかったものと解され、また死離別者には主たる家計の支持者が多いことから(有夫者0.7%、死離別者30%)、より安定した職場を希望しているものと考えられる。また、フルタイム希望者の求職活動の状況を見ると、求職活動をしたものはそのうちの16%にすぎず、フルタイム希望でありながら求職活動をしていないものが58%と過半数にのぼっている。配偶関係別にみると求職活動をしたものの割合が高いのは、死離別者の30%で、有夫者がもっとも少なく13%となっている。(表36)

表36 配偶関係別・フルタイムで働く希望の有無および求職活動の有無別女子パートタイマー構成比 (%)

希望有無	計	フルタイムで働きたい	フルタイム希望者の求職活動内訳				フルタイムで働く希望なし	不明
配偶関係			小計	求職活動をした	求職活動をしなかった	不明		
計	100.0	17.4	(100.0)	(16.2)	(57.6)	(26.2)	81.0	1.6
未婚	100.0	77.0	(100.0)	(15.9)	(54.4)	(29.7)	23.0	—
有夫	100.0	14.1	(100.0)	(13.0)	(58.0)	(29.0)	84.3	1.6
死離別	100.0	30.8	(100.0)	(30.1)	(60.1)	(9.8)	68.6	0.6
不明	100.0	37.5	(100.0)	—	—	(100.0)	25.0	37.5

(8) 職業訓練の希望

女子パートタイマーのうち職業訓練受講の希望をもっているものは25%、「受けたいと思わない」ものは74%となっている。しかし年齢階級別にみると大きな差があり、年齢が低いほど受講希望者のしめる割合が高く、年齢が高くなるにしたがって低くなっている。とくに20才未満では91%の大多数が受講を希望しているが、20～24才では急激に少なくなり約半数(49%)となっている。45才以上で

表37 年齢階級別・職業訓練受講希望の有無およびすぐ受講できるか否か別女子パートタイマー構成比 (%)

希望有無別	計	受けた	受講希望者の状況				受けたいと思わない	不明
年齢階級別			小計	すぐ受けられる	将来受けたい	不明		
計	100.0	25.4	(100.0)	(16.8)	(61.3)	(21.9)	73.7	0.9
20才未満	100.0	90.7	(100.0)	(42.7)	(40.2)	(17.1)	(9.3)	—
20～24才	100.0	49.3	(100.0)	(11.6)	(59.3)	(29.1)	50.7	—
25～29才	100.0	36.7	(100.0)	(4.0)	(57.7)	(38.3)	63.3	—
30～34才	100.0	37.6	(100.0)	(13.2)	(70.8)	(16.2)	62.4	—
35～39才	100.0	27.3	(100.0)	(17.6)	(64.2)	(18.2)	72.7	—
40～44才	100.0	18.2	(100.0)	(34.7)	(49.1)	(16.2)	81.4	0.4
45～49才	100.0	8.1	(100.0)	(9.8)	(76.9)	(13.3)	88.3	3.6
50～54才	100.0	1.8	(100.0)	(26.0)	(50.6)	(23.4)	67.9	0.3
55才以上	100.0	2.0	(100.0)	—	—	(100.0)	98.0	—
不明	100.0	15.1	(100.0)	—	(39.1)	(60.9)	55.2	28.7

はさらに減少し1割に満たない。また、受講希望者のうち「すぐ受けられる」状況のものは17%「将来受けたい」ものは61%となっており、年齢階級別にみると、20才未満に「すぐ受けられる」ものの割合が高く43%、つぎに40~44才の35%、50~55才の26%などが多く、有夫者および幼児をもつものの割合が高い25才~40才未満には「すぐ受けられる」ものが少ない。(表37)

受講希望者が希望する訓練種目をみると、20種目にのぼっている。もっとも多いのが、縫物工の29%、洋裁工15%などで、他の種目はいずれも10%以内であるが、中高年層が多いために家事サービス訓練、和服工などがいずれも7%台で比較的高く、細かい作業の写図工(0.2%)機械製図工(0.4%)などは希望者がきわめて少なく、45才以上で希望しているものは全くない。洋裁工、和服工、縫物工は、各年齢階級ごとに分布しており、40才以上のしめる割合も比較的高い。(表38)

表38 年齢階級別・職業訓練希望訓練種目別女子パートタイマー構成比 (%)

訓練種目	受講希望者計	洋裁工	縫物工	和服工	ミシン縫製工	刺繍工	写図工	機械製図工	意匠工	印刷工	和文書写工	英文書写工	英語文書	経理事務	秘書事務	美容師	理容師	家事サービス訓練	その他	不明
計	100.0	2.9	14.9	7.1	29.2	3.4	5.8	0.2	0.4	1.0	1.3	5.2	0.6	3.9	2.7	4.7	0.4	7.2	7.6	2.1
20才未満	100.0	-	18.8	-	35.9	-	-	-	-	-	-	-	-	42.7	1.7	-	-	0.9	-	-
20~24才	100.0	17.3	12.7	4.9	32.3	5.8	1.1	-	-	5.4	-	14.0	1.1	-	-	5.6	-	0.2	0.2	-
25~29才	100.0	0.2	4.3	9.2	31.6	-	7.7	-	-	-	7.5	2.6	-	7.8	-	16.7	3.0	0.2	9.2	-
30~34才	100.0	1.8	30.0	8.4	13.5	-	6.9	-	0.1	0.1	0.6	0.5	1.5	6.1	-	2.6	-	7.9	13.1	3.9
35~39才	100.0	-	10.5	6.5	35.4	5.2	8.7	-	0.2	0.1	-	6.3	0.5	4.1	5.4	2.7	-	9.4	2.4	1.6
40~44才	100.0	-	12.5	7.5	26.5	8.4	2.4	1.5	0.2	3.0	-	8.3	-	-	-	-	-	16.3	12.3	1.1
45~49才	100.0	-	6.8	7.7	65.1	0.9	-	-	-	-	-	0.9	-	0.9	-	8.9	-	4.4	4.4	-
50~55才	100.0	-	26.0	3.9	7.8	-	-	-	-	-	-	19.5	-	-	-	-	-	-	38.9	9.8
56才以上	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
不明	100.0	-	-	-	39.1	-	-	-	-	-	-	11.7	-	2.3	-	-	-	-	-	46.9

4. 女子パートタイマーの家庭生活

(1) 家計の支持者

女子パートタイマーのうち主たる家計の支持者であるものは5%にすぎず、大部分は、夫やその他の家族となっている。配偶関係別にみると、未婚者では約60%、死離別者では30%が主たる家計の支持者となっているが、有夫者では1%に満たない。(表39)

つぎに、主たる家計の支持者である夫の職業をみるとつとめ人が87.5%でもっとも多く自営業は

表39 配偶関係別主たる家計の支持者別女子パートタイマー構成比 (%)

家計支持者	計	本人	夫	父	その他の家族	その他	不明
計	100.0	5.0	85.5	0.6	8.2	0.0	0.7
未婚	100.0	59.5	-	20.8	18.8	0.7	0.2
有夫	100.0	0.7	97.5	0.0	1.0	-	0.8
死離別	100.0	30.0	-	0.3	69.7	-	-
不明	100.0	-	100.0	-	-	-	-

6.3%である。つとめのうちで多いのは製造作業従事者(43.7%)、運輸通信従事者(16.6%)、事務従事者(16.2%)などである。(表40)

主たる家計の支持者の年収額別をみると30万円未満から100万円以上まで広範囲に分布しているが、大きくわけると50万円未満が35.8%、50万円以上80万円未満が40.3%、80万円以上100万円未満が9.1%となっている。これを、主たる家計の支持者別にみると、女子パートタイマー「本人」の場合は、「本人以外」の家族の場合とくらべて低年収額となっており、30万円未満に76.5%が集中している。「本人以外」の家族では、年収額50万円台のものが比較的多く、17.2%をしめているが、30万円台および40万円台もそれぞれ16.9%、14.5%となっている。自営業とつとめのものをく

べると、大きな差はみられないが、自営業の方に30万円未満(9.4%)および30万円台(26.7%)などの低い層が多い。(表41)

表41 主たる家計の支持者の年収額別、主たる家計の支持者別女子パートタイマー構成比 (%)

家計の支持者別 主たる支持者の年収額別	計	本人	本人以外の家族					不明
			小計	自営業	つとめ	その他	不明	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
~299,999円	6.1	76.5	2.5	9.4	1.4	12.9	-	-
300,000 ~ 399,999	16.0	1.9	16.9	26.7	16.4	15.0	-	-
400,000 ~ 499,999	13.7	-	14.5	7.6	15.7	7.0	2.7	-
500,000 ~ 599,999	16.7	6.4	17.2	5.0	18.2	7.6	65.5	0.8
600,000 ~ 699,999	13.1	0.8	13.9	3.2	15.7	0.2	-	-
700,000 ~ 799,999	10.5	1.1	11.1	10.4	11.8	2.3	-	-
800,000 ~ 899,999	6.8	0.4	6.8	4.5	6.9	9.2	2.7	45.5
900,000 ~ 999,999	2.3	-	2.5	6.2	2.3	-	-	-
1,000,000円以上	5.1	-	5.4	0.1	4.0	36.5	-	-
不明	9.7	12.9	9.2	26.9	7.6	9.3	29.1	53.7

(2) 主な家事担当者

女子パートタイマーの家庭で主な家事の担当者が誰になっているかをみると、「自分」が圧倒的に多く93%であり、女子パートタイマーの大多数が、職業と家庭における主な家事労働の担当者という重い責任を負っていることになる。

配偶関係別にみると未婚者では、「自分」が主な担当者である割合がやや低く60%、ついで「母」22%、「その他」12%などとなっているが、有夫者の場合は「自分」がやはり94%の大多数で、「夫」

表42 配偶関係別主な家事担当者別女子パートタイマー構成比 (%)

担 当 者 配偶関係	計	自 分	母	夫	夫の母	その他の 家族	その他	不 明
計	100.0	93.0	1.6	0.4	2.4	1.3	0.3	1.0
未 婚	100.0	60.4	22.0	—	—	5.4	12.2	—
有 夫	100.0	94.2	0.9	0.5	2.8	0.5	—	1.1
死 別	100.0	89.1	3.2	—	—	7.7	—	—
不 明	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—

は0.5%のみ、「夫の母」は3%弱となっている。死離別者では、「自分」が89%で、有夫者よりやや低い。(表42)

(3) 子供の保育状況

15才未満の子どもをもつものは67%をしめているが、そのうち小学生の子どもをもつものが68%にのぼっている。このうち、子どもの放課後もつとめのあるものは84.4%、つとめのないものは15.3%で、大部分のものは子どもの放課後も仕事をもっている。母親がつとめている間の子どもの保育状況をみると、「家族」がみているものが42%、「近所の人」にたのんであるものが14%、「学童保育」が0.6%で、あわせて56%と過半数のものが、なんらかの形で子どもをみる条件をつくっているが、「誰もめんどろをみていない」が約38%にのぼっている。(表43)

表43 小学校の子ども放課後のつとめの有無別、保育状況別女子パートタイマー構成比 (%)

小学生の子ども のある女子パート タイマー計	な し	あ り	放課後も仕事のある女子パートタイマー							不 明
			小 計	家 族	近 所 の 人	学 童 保 育	誰 も み て い ない	そ の 他	不 明	
100.0	15.3	84.4	(100.0)	(41.8)	(13.5)	(0.6)	(37.8)	(6.0)	(0.3)	0.3

学令前の子どもをもつ女子パートタイマーは、15才未満の子どもをもつもののうち、約3割をしめているが、つとめの間の保育状況をみると、「家族」がみているものがもっとも多く40%、「保育所」29%、「幼稚園」21%などで、保育所を利用しているものは1/3にみたない。学令前の子どもでも「誰もみていない」が0.2%あることが注目される。(表44)

表44 学令前の子どもの保育状況別パートタイマー構成比 (%)

学令前の子ども のあるパート タイマー計	幼 稚 園	保 育 所	家 族	近所の人	誰もみて いない	そ の 他	不 明
100.0	21.4	29.4	40.1	0.7	0.2	5.3	2.9

5. 職業と家庭生活についての意見

労働条件や職場の問題、また、家庭と職業との両立等については、パートタイマー自身、いろいろと問題を持っていることと思われるが、これらの事項について回答をよせた人は412人(37.6%)であ

る。このうち、労働条件や職場の問題等については、81% (330人)の人がまた、仕事と家庭の両立で困っていることについては、44.4% (183人)の人が回答している。

労働条件や職場の問題等については、賃金関係についての指摘が多く、「賃金をあげてほしい」が全回答者の16.5%、「昇給のないのは困る」という答えは同じく8.0%である。その他、「1時間あたり50円～100円」を要求している人、「日給600円はほしい」等、賃金が低いという人は、全回答者の31%をしめている。賃金関係については、上記の他に、賞与に関する希望(「賞与がほしい」(6.6%))他や、作業内容からみて本工と比較しての不満等がある。

賃金について社会保険加入を希望する者も多く、「健康保険」「失業保険」「労災保険」への加入をみとめてほしいという人は全回答者の5%である。

また、「長くつとめたいが身分が不安定」(1.7%)、「フルタイムの人よりきつい仕事をさせられる」(1.7%)等、事業所側への不満もみられ、「パートタイマーは労働意欲にとほしいという考えがあり、風当たりが強く、人間関係がうまくゆかない」「パートでも2年以上同職にある者はフルタイム員との賃金差をなくしてほしい、それによって労働意欲が高まる」等という声があるのをみても、さきにのべた事業所調査での使用者側の意見の中で、女子パートタイマーの作業態度について、「仕事に対する責任感が少ない」等と、職業意識の低いことを指摘している事業所の多かったことも考えあわせると、これらの不満は、労使双方に問題があるのではなからうか。

上記の他に、数は少ないが「残業をさせないでほしい」「残業手当はつけてほしい」等の答があり、また、労働時間については「当番制で便所の掃除をするため30分早出するが、労働時間内にするようにしてほしい」等の意見がのべられていることは、小さい問題とはいえ非常に注目すべき意見であり、これらのことはパートタイム雇用の契約上の不明確さを示すものではないが考えられる。

「仕事と家庭の両立について困っている」ことでは、調査対象者の90%が主婦である関係から、「勤務時間」「出勤日」等について指摘している人が多い。このことは勤務時間の自由のきく人は、「勤務が自由なので問題がない」と答えているが、事業所側の要求にあわせた勤務方法の人では、勤務が家事におよぼす影響も大きく、「家事が充分出来ない」(2.4%)なやみを持っていることからうかがえる。そして、5.1%の人は「家族の病気の時困る」とうたっている。

また、子弟の教育との関係について述べている人も比較的多く、「教育、しつけが不十分で気になる」という人が全回答者の5%みられる。また、「放課後誰もみる人がなく心配」という人もおり、「学童保育」や「保育所」を希望している人もいる。しかし「子供の帰宅時には家にいたいので、仕事が二義的となるがしかたがない。子供が大きくなったらフルタイムで働きたい」と答えている人もある。

また、子弟の教育との関係とともに、主婦が働きに出ることによりおこる家事の問題として、「集金等についての問題」をあげている人もいる。

意見についての回答者は 412 人

I 職場の問題、労働条件等について困っていること。

イ. 賃金について

- 賃金をあげてほしい
- 1時間100円はほしい
- 1時間80円は少ない
- 1時間80円はほしい
- 1時間70円はほしい
- 1時間50円はほしい（電気機械器具製造業10～29人規模）
- 1月7～8,000円はほしい
- 1ヵ月10,000円はほしい
- 1ヵ月15,000円はほしい（他）
- 日給600円はほしい
- 職安の世話で、85年4月に1日300円で入社したが、2ヵ月後に200円にされ、いづれあげると言われて待っているが、いまだに200円である
- 内職賃金より安い
- 昇給のないのは困る
- 一般労働者並の賃金をほしい
- 稼働日数により賃金に幅をもたせてほしい
- パートでも勤続により賃金に差をつけてほしい（他）
- 出来高払いを時間給にしてほしい
- 賃金は職能給にしてほしい
- パートでも臨時と、本採用があり、臨時は、賃金が悪い
- 残業をさせないでほしい
- 残業しても何の保障もない、基本給はほしい
- 残業手当は、100円ぐらいほしい
- 残業手当を高くしてほしい
- 休憩時間を含めての賃金がほしい（製造業）
- ボーナスがほしい
- ボーナスをふやしてほしい
- 勤続によりボーナスに差をつけてほしい
- 賞与支給基準を明らかにしてほしい
- パートと、臨時工はボーナスが一率であるが、考慮してほしい
- 賞与、退職金、看護婦手当が全然ない
- 皆勤賞と等を考慮してほしい
- 常用と同じように働くのに賃金が低い（他）
- 本工はパートタイマーに対し、賃金、休暇、夜勤等について不満があり、人間関係がうまくない。
- 本工は日給400円、パートタイマーは550円であるので1年前に本工より、パートにかわった
- 季節労働者と同じ条件でありながら、賃金は半額である
- 11～3月は季節工として時間給5円増になるが、1年を通して、季節工賃金にしてほしい
- パートタイマーのため、看護婦手当やボーナス等が支給されないのに、フルタイムの人が休むと、8時間勤務を強制される。また、責任を持たされ、過重労働である。正式採用の年令制限をなくしてほしい。（他）
- 58才で3時間労働、時間給110円であるので満足している

330人	80.1%
193	46.8
64	
4	
4	
4	
1	
2	
1	
1	
2	
3	
1	
3	
33	
1	
1	
3	
1	
3	
1	
1	
1	
1	
2	
27	
2	
3	
1	
1	
2	
1	
2	
3	
1	
1	
1	
3	
1	
1	
1	

○毎月一定の収入が確保出来るよう働きたい。

ロ. 時間について

- 当番制で便所掃除をするので、30分早出するが、労働時間内にするようにしてほしい。
- 朝をおそく（30分位）してほしい
- 10時～3時迄にしてほしい
- 昼のみの勤務にしてほしい
- 1日と半日勤務が交互であるが、1日勤務のみにしてほしい
- 午前か午後のみ勤務にしてほしい
- 夕方4時にはおわってほしい（現在4時半）
- “ 5時には帰りたいが手術でおくれる。
- 1日の時間を2時間長くしてほしい（現在1日4時間15分）
- 昼休みをもう少し長くしてほしい
- 昼休みを30分にして、30分早くかえりたい
- 昼休みの他に休憩時間がほしい（5～10分位）
- 毎日きまって残業がある（1～2時間）
- 賃金は低い、時間の自由はきく。

ハ. その他の労働条件について

- 年2日の有給休暇がほしい
- 日曜日と休日にしてほしい
- フルタイムの人よりきつい仕事をよくさせられる（他）
- 扱っている品物が重く、重労働だ（他）
- 仕事が忙がしすぎる
- 疲れるので休みがち
- 年間を通して仕事の量が一定していない。仕事が切れないようにしてほしい。（他）
- 毎日一定の仕事でないで熱線出来ない
- 契約期間を出来るだけ長くしたい（他）
- 契約が切れると、次の契約まで6ヵ月位あるが、せめて、1ヵ月の労働日を半日にして、長期間働きたい
- 1ヵ月に20日ぐらい働きたい
- 毎日働きたい
- 作業手袋は、1ヵ月1個では足りない（他）
- 作業服を支給してほしい（他）
- 洗剤をつかうので安全防具がほしい
- 夕食を出してほしい
- 定期健診を常用と一緒にしてほしい
- パートタイマーも、フルタイマーと同じに行事や、その他の特典をあたえられれば、働く意欲がわくと思う。
- 月1回の相談会を開いてほしい
- パートであるので、休みは自由にしてほしい、休むと文句を言われる。
- 能力のある人となない人をちゃんとみわけてほしい
- 監督者の言葉づかいや態度を改善してほしい
- 雑役的な仕事ばかりをさせられる（他）

ニ. 職場施設について

- パートだけの休憩室がほしい。
- 医療施設がほしい
- 更衣室を望む
- 娯楽室がほしい

1	26人	6.3%
1		
2		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
2		
4		
1		
8		
1		
1		
73人	18.2%	
2		
2		
7		
2		
7		
3		
5		
6		
5		
1		
1		
1		
3		
4		
5		
1		
1		
1		
1		
9		
1		
1		
4		
29人	7.0%	
4		
1		
1		
1		

- 衛生面に配慮をして消毒設備を設けてほしい
- 防音装置がほしい
- 冷暖房装置がほしい
- 夏、扇風機がほしい
- 職場が冷える上に、長靴をはいているので疲れる
- ほこりが多く、空気が悪い
- 職場をきれいにしてほしい
- 職場内に託児施設がほしい

ホ. 社会保険、その他について

- 健康保険の加入を認めてほしい
- 失業保険 “
- 労災保険 “
- 生理休暇を制度化してほしい
- 身分保障をしてほしい
- 機械で怪我をした時は治療費を出してほしい
- 健康保険に加入しているが、病気になるなら退めなければならないので不満である
- 社内預金の利子がフルタイムの人と異なる
- 他

ヘ. その他

- 長く勤めたいが、身分が不安(例、1ヵ月ごとの契約)
- 女性間の感情的葛藤に困る
- パートタイマーは労働意欲にとほしいという考えがあり、風当たりが強く、人間関係がうまくゆかない(他)
- パートタイマーだけの話合いの場がほしい
- 明るい雰囲気してほしい
- 出来れば、フルタイムで、本工として働きたい。(昇任制度がほしい)
- 中卒者はパートを2~3年勤めれば本工となると言われているが、3年になるが、まだ本工にならない。高卒は試験を受けてすぐ本工となる。欠員があったら、我々もフルタイムにしてほしい
- 定年退職のため、パートになったが出来ればフルタイムで働きたい
- 8年以上のパートはみとめないで困る
- 仕事がひまになると、自らやめるよう、いやみをいう
- いまの会社は、4月で、パートをやめるといふが以後の生活が不安である
- 職安の態度はよくない
- 看護業務に10年の空白があり、今の教育とことなる点や、忘れたこともあるので、再教育してほしい
- 働きたい時だけ働けるので、別に問題はない

Ⅱ 仕事と家庭の両立について困っていること

イ. 勤務時間、出勤日等について

- 働く時間が短かいので困らない
- 日曜、祭日出勤は困る
- 時々夕方になるが、家事にさしきわり困る
- 長時間労働であるので家事にさしきわる(6時間)
- 強引に8時間勤務をさせられることがある(化学工業)
- 夕方おそいので、1時~5時の勤務がよい
- 子供の教育上、午前中の勤務にしたい
- 子供がいるので通勤時間の短かいところに勤めたい

2	
1	
4	
2	
1	
8	
3	
1	
34人	8.3%
12	
5	
2	
4	
2	
3	
1	
1	
4	
31人	8.9%
7	
6	
2	
1	
1	
3	
2	
1	
1	
4	
1	
1	
5	
183人	44.4%
38	9.0
6	
5	
4	
1	
2	
2	
2	
1	

- 週5日勤務にしたいが、休み時上司にいろいろ(他)
- 昼間勤務にしたいが、子供がいるので、思うようにならない。(食料品製造業)
- 始業時間を20~30分おそくしてほしい
- 家が近いので、常勤と同じ時間働いている
- 留守番がいたら、フルタイムで働きたい
- 5月~10月以外(農業のため)は働きたい
- 子供を近所の人にあずけているが、食事時間にかかり、頼みにくい
- 朝の早いことは家事に無理がいくが、賃金にひびくのでむりをしている
- 家計が苦しく働いているが、家事のことで月17日位しか勤務出来ない
- 他

ロ. 家事について

- 家事が充分に出来ない
- 休日に家事整理をするので疲れがのこる
- 月の半分は、家事で休まざるを得ない
- いそがしく、追いまわされている
- 家族の病気の時困る
- 途中で雨が降ったら洗濯物に困る

ハ. 集金等について

- 集金等の払いに困る
- 集金は日曜日にしてほしい
- 役場等は日曜日にもしてほしい

ニ. 疲労について

- 体がつかれる
- 体がつかれるので、らかな仕事に変わりたい
- 両立させることは、つかれるので、月平均22日しか働かない
- 週末はつかれて家事がおろそかになる

ホ. 子弟の教育、その他について

- 教育、しつけが不十分で気になる
- 放課後誰もみる人がなく心配
- 夏、冬、春の学校の長期休み中の子供のしつけが困る
- 学童保育がほしい
- 保育所で、いままし長くあずかってほしい
- 時々仕事で長くなり保育所に子供をむかえに行く時間がおそくなることがあり困る
- 保育所がほしい
- 子供に淋しさを感じさせない立派な施設があればフルタイムで勤めたい
- 子供の帰宅時間には家にいたいので、仕事が二義的となるがしかたがないと思っている。子供が大きくなったら、フルタイムで働きたい(他)
- しつけ等、子供のためには、自分は家にいた方がよいかどうか迷っている
- 子供が、保育所から幼稚園にかわるので、今迄のように勤められるかどうか迷っている
- 学校等の行事には出られない
- 学校参観日は日曜日にしてほしい
- 学校、幼稚園の行事で休むことがあり、会社に気がねするが、教育が大切と思っている
- 有給休暇制度があれば、学校の授業参観日等には、気がねなく出席出来るが、今は出席出来ない時が多い
- 近所づきあい、保育園の行事等で月2~3日は休む

3	
1	
2	
1	
2	
1	
1	
1	
1	
1	
3	
38人	9%
10	
1	
2	
2	
21	
2	
14人	3.4%
9	
1	
4	
8人	1.9%
5	
1	
1	
1	
54人	13.1%
20	
6	
3	
2	
3	
1	
1	
1	
5	
1	
1	
4	
2	
2	
1	
1	

へ. 家族の協力について

- 家族の了解があり働きよい
- 子供に働くことを納得してもらって働いている
- もっと家族の協力がほしい
- 働くことについて夫の理解、協力がほしい
- 家族の協力がほしい
- 主人が勤めることを好まないで3カ月単位で、勤めたり休んだりしている
- 家族の協力がないと、負担が重すぎる
- 近所づきあい、親戚づきあいが出来なくて困る

15人 3.6%

1

2

1

5

3

1

1

1

25人 6.1%

ト. その他について

- 主人と2人だけなので別に問題はない
- 近くに親戚（母、義母、他）があり子供をあずけられるので困らない
- 子供が大きいので心配ない
- 勤務が自由なので、問題はない（製造業現場勤務）
- 両立はうまくいっている。（自由がきくので）
- 教員としてパートで勤めたい（繊維工業勤務）
- 看護婦の技術を活かせる仕事がしたい（繊維工業勤務）
- 働くことに対する近所のねたみがある
- 他

2

7

2

8

2

1

1

1

1

昭和40年パートタイム雇用調査票

秘

昭和40年5月
労働省婦人少年局

※印のところは記入しないで下さい。

※	※	※	※
郵道府県番号	産業分類番号	事業所番号	事業所規模
※	※	※	※
地域区分	大・中・小・郡	事業所番号	事業所規模

I. 常用労働者数

(昭和40年5月10日 現在)

区分	計	男	女
労働(パートタイム)者数(パートタイムを除く)			

II. 常用労働者の所定労働時間 (パートタイムを除く)

拘束時間	所定労働時間
1日 1週 時間	1日 1週 時間

III. パートタイマー (定数に基づくもの) を雇用していますか

(5月10日現在)

イ. い る ロ. い な い

Vの各欄に答えて下さい。 Vの各欄に答えて下さい。

IV. 雇用していない事業所について

1. 近く (1年以内位に) 雇用の予定

イ. あり

職 種	人 員	理 由

ロ. 検討中 ハ. なし ニ. その他

2. 前に雇用していたがやめた

(理由)

V. パートタイム雇用について

1. パートタイマー数

計	男	女

2. 貴事業所では、パートタイマーを平常時に置いて労働力の一部として常に使用していますか。また一時的に必要な時のみ使用していますか。

イ. 平常時 ロ. 一時的に ハ. 両方の場合がある

3. 女子パートタイマーを使用している職種名と人員 (記入要領参照)

(1) 5月10日現在雇用しているもの

(2) 職種毎に1欄を設けて記入すること。

(V. 1. 女-3. ③の女子人員計 となるように記入すること)

番号	職 種	名	仕 事 の 内 容	女 子 人 員
計				
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				

(2) 過去1年間の月別女子パートタイマー数 (記入要領参照)

月 別	女 子 人 員	月 別	女 子 人 員
計		11月	
39年5月		12月	
6月		40年1月	
7月		2月	
8月		3月	
9月		4月	
10月			

(3) 昭和39年5月10日から40年5月9日までの間に女子パートタイマーを使用した職種名を使用した人数の多い順に3つ記入して下さい。

イ. ロ. ハ.

4. 女子パートタイマーの就労状況 (記入要領参照)

(1) 労働日、労働時間、職種、女子人員等

労働日の型	1)	労働時刻	就業時刻	型	2) 1日の所定労働時間	1週目の所定労働時間	職 種	名	3) 女子人員	備 考
(1) (2) (3) (4) (5) ()	前後	時 分	時 分	前後	時 分	時 分				
(1) (2) (3) (4) (5) ()	前後	時 分	時 分	前後	時 分	時 分				
(1) (2) (3) (4) (5) ()	前後	時 分	時 分	前後	時 分	時 分				
(1) (2) (3) (4) (5) ()	前後	時 分	時 分	前後	時 分	時 分				
(1) (2) (3) (4) (5) ()	前後	時 分	時 分	前後	時 分	時 分				

昭和42年2月28日印刷
昭和42年3月20日発行

パートタイム雇用の実情
婦人労働調査資料第51号

編集発行人 労働省婦人少年局
東京都千代田区大手町1の7

印刷人 三秀印刷工業株式会社